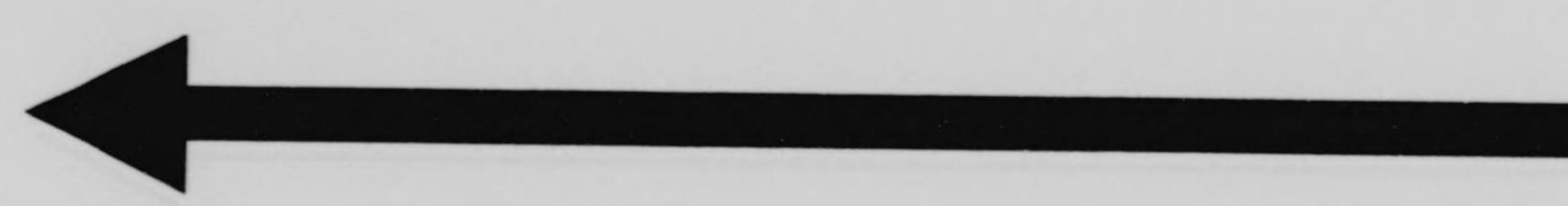


21

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



379-2

新 早稻田叢書



佛國アドビドゥール著
早稻田大學教授 煙山專太郎譯

歐洲最近外交史

早稻田大學出版部藏版

大正
8. 10. 11
購求

歐洲最近外交史

譯者凡例

一、本書の原著者エリール・マリール・マルク・アントナン・ド・ビドー (Eliel-Louis-Marie-Marc-Antoine Debidour) は一八四七年(我が弘化四年)一月三十一日を以て佛國ドルドニー縣のノントロンに生れたり。一八六六年高等師範學校に入り、初のペリギョーなる中學校の歴史の教員に任じ、ついでアンヂェル中學に轉じたり(彼が中學教員の生活は、一八六八年乃至一八七八年に至る)。一八七〇年、七一年の戰役には出征し、戰後、一時、内務省の屬官たりしことあり。彼のドクトール・エス・レットルの學位を得たるは一八七七年(明治十年)にして、一八七八年聘せられてナンシー大學文科大學の史學教授となり、一八八六年(明治十九年)其の文科大學長に陞任し、以て一八九〇年に至る。彼はナンシーにあるの間、同市々會の議員たり、又一八九〇年十月二十日の法令によりて中等教育督學官長に補せられたり。一九〇六年、巴里大學教授に任じて史學を講じぬ。著書、左の如し。

- 一八七七年 De Theodora, Justiniani Augusti uxore.
- 一八七七年 La Fronde angevine.
- 一八七八年 Précis de l'histoire de l'Anjou.
- 一八八〇年 Le Général Bigarré, aide de camp de Joseph Bonaparte.
- 一八八〇年 Histoire de Du Guesclin
- 一八八五年 L'Impératrice Thèodora.
- 一八八六年 Étude critique sur la Révolution, l'Empire et la période contemporaine.
- 一八八八年—一八八九年 Les Chroniqueurs français du moyen âge.
- 一八九一年 Histoire Diplomatique de l'Europe depuis l'ouverture du Congrès de Vienne jusqu'à la clôture du Congrès de Berlin (1814—1878).
- 一八九四年—一八九五年 オーラルール Aulard 教授との共著
Cours d'Histoire pour les Ecoles primaires.
- 一八九八年 Histoire des rapports de l'Eglise et de l'Etat en France de 1789 à 1890.
- 一九〇四年 Le Général Fabrice, sa vie militaire et politique.
- 一八七〇年—一九〇六年 L'Eglise catholique et l'Etat en France sous la troisième

République.

二、ドビドールが數多き著作の中、最も世に知られ、ブールジョアの詞を藉りて之を言へば、實に典據的の名著を以て推すべきものは『維也納公會の開會より伯林公會の開會までの歐洲外交史』にあり。こは嘗て故酒井雄三郎氏によりて殆ど理想的に翻譯せられ、明治三十二年、歐洲外交史(上下二卷)の名稱の下に早稻田大學出版部の刊行する所となりて博く世に行はれたるものなり。

三、本書はド氏が前著の續篇にして前著が動かざるの聲價を學界に占取せしより、讀書子の永く著者の早く其事業を完成して之を公刊するの日の到來せんことを翹望して止まざりしものなりき。題して

Histoire Diplomatique de l'Europe depuis le Congrès de Berlin jusqu'à nos Jours

と言ひ、前著の如く上下の二卷より成る。『武裝的平和』と題する其の前篇は一九一六年を以て『大戰前』と題する後篇は、其の翌年即ち一昨年を以て世に問はれたるが、今之を合して一卷となせり。其の録する所、一九一六年八月までに及びたれば、蓋しこれまで世に問はれたる外交史中、最も現日的なるものと云ふべし。著者が此の曠世の大戦亂を機として、彼が積年の研究を大成して、これを組織し叙述したる

は欣ぶべきの至りなるも、古稀に達したるばかりなる彼の、戦亂の終局を見ずして逝きたるは悼むべきの極みと云ふべし。こゝに恭しく本譯書を原著者の遺靈に捧ぐ。

四、譯者が本書の譯刊を思ひ立ちしは、此の書出版の豫告の佛國雜誌の上に現れたる大正五年秋の頃なりき。斯くて出版元との交渉は直に纏まりを告げたるに、事業獨り進捗せず、荏苒空しく今日に至りたり。譯者が八旬の比較的短時日に於て力行、本書の翻譯を終了することを得たるは、一に早稻田大學文學士中島祐神氏が摯實なる援助の賜ものたらずんばあらず。唯譯者の語學の未熟にして不文なる、酒井氏の姉妹卷に對して赧然たらざるを得ざるを憾むのみ。索引の作製、校正其の他に付ても亦中島氏を煩せしこと最も多し。同氏に對し滿腔の謝意を表せざるを得ず。

五、原著は、前後の二篇とも、本文中に數多の脚註を挿入し、卷末には、又、各數十頁に互る各種外交文書を附録したり。何れも極めて重要なる資料にして、専門研究者の缺くべからざる所に屬すとは雖、各種の事情は、譯者をして之を割愛するの止むなきに至らしめたり。切に讀者の之を諒恕せられんことを望む。

六、酒井氏姉妹卷に於ける固有名詞の佛國式發音は、多數の讀者をして困惑せしむるものたらずんばあらず。よりにて本書に於ては、成るべく其の所屬國によりて人名及び地名の稱呼を定むるの流儀を取りたり。

七、本書の刊行に際し、原著者の肖像を得て卷頭を飾るべく、著者の遺族に交渉中なるも、未だ之を落手するに至らざること、讀者と共に遺憾とする所なり。

大正八年四月十日

煙山專太郎

前篇原序

余が多年の親友たるドゥビュール氏が、典據的の名著「伯林公會に至る歐洲外交史」の續篇は茲に刊行せられたり。

此の新著は別名を武裝的平和と題し、一八七八年乃至一九〇四年の史實を叙述したるものなるが、余は著者が更に歐洲大戰の勃發に至る十年間に亙る其の終篇を公刊せられん事を希望して止まざるものなり。斯からんには氏は全一世紀に於ける歐洲生活の主要局面を展示するを得べけんなり。

然れども著者は二十六ヶ年間の歴史を叙述したる本書に於て、既に全世界を流血の巷に化せしめつゝある悲劇の由て來る所以を徹底せる理路を以て開展したり。

本篇の終端をなせる一九〇四年に於ける歐洲の状態は、淺薄なる論者を以て之を見れば、本篇の發端たる一八七八年に於けるものと多く異なる所なきが如し。然も事實は此の兩個の日時の間に於て殆ど一の革命の造就を見るには至りたるなり。

一八七八年の歐洲は力の理想の支配する所たりしが如く、正義を缺ける平和、サー・エドワード・グレイの名言を藉りて之を言へば「鐵の平和」は之を制し、何人も其の終局

を豫想するに由なかりしなりき。然るに一九〇四年に至りて、若干の國家は既に此暴壓を蟬脱し、正義と自由とを基礎とする新均衡の理想下に結束するに至りたり。其等の國家の中最も顯著なるもの三つあり。

一八八二年に於ては三國同盟成り、次で三皇帝の協商を實現したるが、一九〇四年に至りては、露佛同盟の成立に次で英佛協商は締結せられたり。

初め歐洲は彼をして新生活に赴くに至らしめたる所以の事情に關し多く明確なる意識を有せざりき。歐洲をして斯かる新生活に入るに至らしめたるものは、抑、如何なる事情なりしぞ。一八七〇年の戰役後、勝ち誇りたる強力の政策は如何にしてか、一八九四年及び一九〇四年の諸條約を以て新なる均衡を樹立し得るに至りたりしか。

兩つの相反せる力は、最近二十六年の間歐洲を動かしたり。一は霸道の舊思想にして、即ち一國の力を以て歐洲、否、實に世界をさへも支配せんとするものなり。彼は武力以外權利なるものゝ存するを認めず、斯くの如くにして國內生活に於ける絶對君主政治に對應すべき一定の政治的形式を國際生活上にも實現せんと欲するもの

なり。

之に反對するの思想は、國際裁判制度の必要を肯定確保するものにして、文明社會は今や自覺し、國民の權利と自由との尊敬を確證すべき契約的制度を樹立せんとしつゝあり。

獨逸は一八六六年及び一八七〇年の役後、伯林公會に於て勝利を制したる前者を代表するものにして、彼は一八九〇年に於けるビスマルク挂冠の時まで此の歐洲的帝國主義の方針を確乎不拔のものたらしむべく努力する所ありたるが、次で世界的帝國主義に向ふにぞ至りたり。

然れども、ビスマルクの歐洲政策も、將たウイヘルム二世の『世界政策』も、其の用ひたる手段に於ては全然其の揆を一にし、其の一方は蓋し他の一方の準備手段となりたるに過ぎざりしなり。ビスマルクを以て之を見れば、國家には獨立の權利なるものなく又信義なるものもなかりき。彼れ曰く『苟も大國家たる以上、條約の信義と自國の存立と何れか一つを選ばざるを得ざる場合に際會して、自國の存立を犠牲に供するものは是れあらざるなり』と。又曰く『大國家間に於ては、條約の遵守と云ふも、それは條件的のものたるに過ぎず』と。是を以てビスマルクは彼の後、ベートマン・ホルウツ

ヒの公言したりし如くに、條約を以て紙片に過ぎず、唯だ一時現實の形勢を確保するの效あるに止まるものなりとはなしき。

ウイルヘルム二世と同じくビスマルクは、他國の人民を以て獨逸の支配權を擴大せんが爲めの用をなすものたるに過ぎずとせり。從て二人者は支配せんが爲めに分割を行ひ、國民間に於ける利益の衝突や、各國々内に於ける黨派の分争を利用し、其の保守黨と革命黨とに交るゝ、而して又時には時を同うして保護を與へ、輿論を蔑にし、或は之に阿り、己の利益次第にて或は權利を蹂躪し、又或は之を擁護したり。

一八七〇年より一八九〇年に至るまでビスマルクは常に此の方法を歐洲に適用して、列國間の利害の扞格に乘じ、時には之を挑發したり。

斯くて一八七九年に至り、彼はフランツ・ヨゼフ、否、ウイルヘルム一世をすら無視して、維也納政府に説くに露國の恐るべきを以てし、之に對抗すべくガスタイン (Gasteln) に條約を締結し、次で一八八二年に於ては、法皇權の復活なる妄想に過ぎざる恐怖心と、チュニス問題に關する對佛怨嗟とを挑發し、伊太利を誘致して三國同盟を完成し、斯くの如くにして其の未必の敵たる佛蘭西と露西亞とを孤立の地位に陥らしめて、東方及び西方の境を安全ならしめ、以て何の憚る所もなく、其の欲する所を斷行するを得たり。

たり。

されど飽くを知らざる野心を懷き、心私かに虚偽、不信を念とする國家にして存せんか、彼が周圍の諸國の自ら不安に陥り、之に對抗するの策を講ずるに至らん事、是れ止むべからざる所なり。

獨逸帝國の彼が歐洲に於ける征服を完成し、又之が永續の保證を手にし得たりと信じたるの時に方りて、ウイルヘルム・ストラッセの豫想せざりし二箇の新事件は現れ出でて、幾くもなくして纏綿して畏るべき事態を實現するには至りたり。

即ち其の一は、彼が人口の急速なる増加によりて、海外移民を餘儀なくせられたる事、是なりき。ビスマルクの世界政策の大企畫を採るの餘儀なきに至りたりしは、之が爲めなりしが、此の方面に於て遭逢すべき新なる敵手の多からん中にて、第一に到處の海岸に於て衝突を免るべからざるは英國なりき。之に對抗すべく、ビスマルクは佛蘭西の植民政策を援助すべきを申出で、既にして一八八四年に至りては、露埃を接近せしむるの要を覺り、露帝には三國同盟の若干條件を秘しながら、終に之をして維也納政府に對し、一部分、自己を敵とする政策の結果を保證せしむるを得たりき。

今一つ此の新政局に伴隨する問題は、最早、是迄の歐洲に於けるが如き歴史的國境の舊問題にはあらずして、社會問題、經濟問題、殊に第一番の隸從問題等の新問題なりき。此等は同一見地よりして列國の解決せざるを得ざる所なりければ、彼等は到處に於て相互に合意の協定を結び、抗爭及び權力の舊政策に代ふるに條約の新政策を以てせんとするに至れり。思ふに獨逸も亦、列國の利害關係に於て連帶的なる此の世界的の行動を開始したるものたる以上、法網によりて織り出され、列國の關係を法の支配に委せんとすなる新政局は、今やこゝに誕出せらるゝに至りたるを見るべきなり。

されど、ビスマルクの失脚までは、形勢に著しき變化を見ざりしに、ビスマルクの權勢の地位を失ふや、ウイヘルム二世は、愈、其の世界的政策の斷行に取懸り、彼は此の世界政策の性質を説きて、吾人の將來は海上に在りと揚言したり。然るに此の新方針を齎したる皇帝は、初め數年の間、不思議にも平和政策を採用せざるを得ざりき。

獨逸の歐洲以外に於ける活動の計畫は、之が組織に若干の時日を要したりき。彼は、世界の各方面に於て彼が新事業の基點たり、又獨逸の膨脹を可能ならしむべき地

域を選出せざるべからざりき。獨逸輸出品の激増に伴れて、此等の根據地の周圍に將來、彼が軍事行動に缺くべからざる經濟上並に財政上の勢力地帯を創設するの要ありき。最後に海軍力を完成せざるべからざりき。蓋し海外に於て戰を交へ、世界戰爭に際して獨逸の大敵たる英國を撃破し得べきは、海軍を措て他に是れあらざればなり。

獨逸は、此の準備期間に於て、徒に争鬪を挑むの斯かる大規模の計畫の竣成を妨ぐるものたるに過ぎざるを思ひたれば、其の間、争鬪を回避し、歐洲の一時的均衡を維持すべく三箇の方法を併用したり。そは即ち一には、露國其の他の若干國家に向つては、國內平和に對する一種の保證として社會的保守政策を採用せしむることなり。二には、陽には他意なきを裝ひながら、佛蘭西、英國及び合衆國の如き社會の發展に専心せる民主的國家をば、黙々として經濟的並に財政的に浸透せんとふことなり。三には、此等の政策を助くるに、王朝的關係を以てし、羅馬尼、勃牙利及び希臘の玉座にありたる親族或は姻族を動かしたることなり。

かくて土耳其、支那、阿弗利加及び南米の各地に於て時を同うして彼の世界的活動は開始せられたるなり。

然るに、此の待望政策も、一見相矛盾せる急激なる事變を伴隨する事なきにあらずして、時には開戦の威嚇あり、又時には激越なる演説の語句あり、其の爲め屢、他の列國の注意と不安とを喚起し、世人をして世界的の破壊事業、既に近づけるを感知せしめたり。カイゼルは單純なる威嚇に依りて戦勝と同一の結果を獲得せん事を思ひたるなり。從て列國たるもの、亦此の逐日、列國共同の敵となりつゝあるなる獨逸皇帝に對抗して相團結するの止むなきに至り、よりて政治上に於ける新なる條約を締結し、一八九一年には露佛同盟、一九〇四年には英佛協商を實現するに至りたり。是れ正義及び法の觀念の發達せる方面に於て萬國に司法的組織を結成せんてふ要望起り、遂に露帝の首唱にかゝる海牙會議の開催を見るに至りし所以なりき。

一八九九年開催の第一次海牙會議は、分明に二箇の傾向を分ちたり。其の一は、英佛露米伊を中心とする世界大多數の國家團にして、曾に戦争法を編纂するのみならず、萬國仲裁々判制度を組織し、斯くして武力の使用に代ふるに司法的解決を以てせん事を主張するものなるが、今一つは、奥國を誘致したる獨逸なり。彼は久しく仲裁裁判制度に反對し、最後に至りて漸に讓歩したるも、飽く迄も義務的仲裁々判の制度に反對し、一九〇七年の第二海牙會議に於ける彼の態度を豫想せしめたるなりき。

斯くの如くにして、爾來此の二つの政策は、互に相反擊し、以て一九〇四年に至り、英佛協商を以て新なる均衡を生ずるには至らしめたるなり。

ドビド・トル氏の本篇は一九〇四年に至りて擱筆せられたるも、氏は既に其の後の歴史に著手しつゝあり。思ふに著者は此の後篇に於て、吾人の已に之を分析して其の趨く所を示したる二箇の潮流の、自由國民の之を抑阻すべく努力する所ありしに拘らず、如何にしてか、兼て普魯西軍國主義の期待し、準備し、要望しつゝありたる最後の大禍機に到來するに至りたりしかを説くならん。

佛蘭西議員の爲めに倫敦に開かれたる宴會の席上、英國宰相アスクライス(Arkwright)氏は歐洲、否、世界の此の悲劇的決闘に關し、意味深き説を要約して曰く、「白耳義中立の侵犯に依りて、獨逸は彼が世界戦争を賭して迄も、將た歐洲政局の諸條約によりて得たる基礎を破壊して迄も、尙且、彼が支配權を確立せんと欲するものなるを證明したり。今次戦争に於ける聯合軍の目的は、此の未遂犯を抑へ、斯くして總ての文明國に對し、其の權利平等の原則を保證すべき國際的組織の素地を作らんとするに在るなり」と。斯くの如き事情の下に一方に於ては、封建的の用語によれば、奥地利、勃牙利及び土

耳古の三家臣を従へたる一獨逸國あり、又他の一方に於ては、條約及び國際法を尊重せんが爲め、將た正義、自由及び國家の威信を防護せんが爲め、自由意志を以て聯合したる六箇國あり。

後者は軍事上、經濟上及び外交上に於て三重の結合を保證し、其の中の何れの一國も、他の總ての同意を経ることなくして講和を締結することなからんとす。

此の間、中立諸國は注意怠らざるの證人として日々監視を嚴にしつゝあり。中には、既に其の態度を決定したるものあり、現に合衆國大統領の如きは、其の一九一六年四月二十日の通牒に於て、獨逸の海軍の萬國公法を蹂躪せるは恕すべからざるの事たるを指摘して極力之を非難したり。大統領の該通牒を以て抗議を提起せるは嘗て大統領の所謂合衆國民の名に於てのみならず、又一切中立國の名に於てなりき。思ふに此等の中立國は、吾人の戰勝たると共に又彼等中立國の勝利たるべき戰勝の後、に於て、我が聯合國に味方するならん。何となれば、是れ實に權利並に文明世界の勝利を示すものに他ならざればなり。

一九一六年五月三十日

レオン・ブールヂョア識

歐洲最近外交史

目次

前篇 武裝的平和 (一八七八—一九〇四)

第一章 獨逸同盟

第一節 歐洲列強と伯林條約

第二節 ボスニア占領

第三節 黒山國及びアルバニア同盟會

第四節 希臘の要求

第五節 英國の帝國主義の誤算

第六節 露國の對勃牙利政策

第七節 ビスマルクの對獨方針

第八節 ガスタイン會商並に一八七九年十月七日の條約

目次

第二章 三國同盟……………二七

第一節 ビスマルク及び紙片政策……………二七

第二節 露西亞、佛蘭西及びハルトマン事件……………三〇

第三節 グラッドストーン内閣の方針……………三二

第四節 奧地利、露西亞並に巴爾幹列國……………三四

第五節 黒山國及びドルチニョ事件……………三五

第六節 希臘事件の整理……………四〇

第七節 チュニス事件の起原……………四一

第八節 デニール・フェリー及びカッサル・サイド條約……………四五

第九節 伊太利の佛國怨惡……………四八

第十節 三國同盟(一八七九—一八八二)……………五〇

第三章 植民政策(一八八二—一八八五)……………五五

第一節 埃及の共同行政並にカイローの國民黨……………五五

第二節 埃及に於ける英人……………六五

第三節 佛國の植民政策……………七〇

第四節 マーデー並に蘇丹の英人……………七八

第五節 英國の財政難……………八〇

第六節 佛清抗爭……………八二

第七節 佛國の對マダガスカル政策……………八四

第八節 ビスマルク及びスキエルネエウイツェの再保證……………八八

第九節 獨逸植民政策の發端……………九一

第十節 佛獨協商、コンゴ國起原……………九三

第十一節 伯林會議並に其最終決議書……………九六

第十二節 フェリー内閣並にグラッドストーン内閣の顛覆……………一〇一

第四章 ブーランヂェー事件と勃牙利の革命……………一〇四

第一節 佛國に於て拒斥せられ、英國に於て支持せられたる植民政策……………一〇四

第二節 勃牙利及びフィリップポリのクー・デター……………一〇八

- 第三節 塞爾比勃牙利戰爭……………一一一
- 第四節 希臘の威嚇並に列國の希臘封鎖……………一二四
- 第五節 パッテンブルグ公アレキサンドル逐はる……………一二五
- 第六節 勃牙利の公位繼承並に露國の對勃政策……………一二七
- 第七節 露佛同盟の端緒……………一二九
- 第八節 ビスマルク並に一八八七年の陸軍法……………一二〇
- 第九節 ヨブルグ公フェルディナンドの勃國公推戴……………一二五
- 第十節 露獨乖離の傾向……………一二七

第五章 ビスマルク施政の末年（一八八九—一八九〇）……………一三一

- 第一節 フリードリッヒ三世帝の短治世……………一三一
- 第二節 ウィルヘルム二世の登祚並に彼が即位勿々の行動……………一三四
- 第三節 露佛同盟促進の傾向……………一三六
- 第四節 佛蘭西の對英並に對伊關係の疎遠……………一三七
- 第五節 アレキサンドル三世並にブーランヂェー時代の佛蘭西……………一四四

- 第六節 露佛同盟の財政上の起原……………一四七
- 第七節 ウィルヘルム二世及ビスマルクの不和……………一四九
- 第八節 獨帝及びビスマルクの破交……………一五〇
- 第九節 ビスマルクの革職……………一五二

第六章 社會問題伯林會議よりクロンスタットの露佛

交離に至る（一八九〇—一八九一）……………一五八

- 第一節 社會問題伯林會議（一八九〇）……………一五八
- 第二節 プリニッセル奴隸制度廢止萬國會議……………一六一
- 第三節 プリニッセル會議の一般決議書……………一六六
- 第四節 英國、獨逸、佛蘭西並に其の一八九〇年の植民地協定……………一七三
- 第五節 フリードリッヒ皇太后の巴里旅行……………一七七
- 第六節 三國同盟の第二回更新……………一八一
- 第七節 クロンスタットに於ける佛國艦隊……………一八二
- 第八節 露佛協商……………一八四

第七章 露佛同盟（一八九一—一八九四）……………一八七

第一節 クロヌスタット交驛後の三國同盟諸國……………一八七

第二節 同盟條約締結の談判開始……………一九〇

第三節 露帝因循の原因……………一九四

第四節 獨逸の脅嚇的態度……………一九六

第五節 伊太利の態度……………一九七

第六節 佛國及び英國の植民政策……………一九九

第七節 ツーロン及び巴里に於ける示威運動……………二〇三

第八節 露佛同盟條約の締結……………二〇七

第八章 阿弗利加に於ける英國の政策、日清抗爭竝に

極東問題……………二一〇

第一節 英國及び一八九四年五月五日竝に十二日の諸條約……………二一〇

第二節 伊太利のアドリア敗衄……………二一六

第三節 カルノー及びアレキサンドル三世の逝去、カジミル・ペリ
エーの退職……………二一八

第四節 日清戰爭竝に下の關係約……………二二二

第五節 佛蘭西のマダガスカル植民地……………二二八

第六節 トランスヴァール竝にデニムソン闖入……………二三七

第七節 アルメニア問題……………二四五

第八節 クレーテ問題竝に希臘戰爭……………二五二

第九章 歐洲諸同盟竝に平和會議（一八九七—一八九九）……………二六一

第一節 露佛同盟鞏固……………二六一

第二節 伊佛の近接……………二六二

第三節 英獨敵視の起原……………二六五

第四節 ファショダ事件竝に其後果……………二六七

第五節 ニコラス二世の平和主義……………二七二

第六節 海牙萬國平和會議……………二七六

第十章 歐洲、ブール人及び拳匪（一八九九—一九〇二）……………二八一

- 第一節 トランスヴァール戦争の發端……………二八一
- 第二節 南アフリカに獨逸の權略……………二八五
- 第三節 支那の分割……………二八八
- 第四節 中華帝國の國民的反動……………二九三
- 第五節 一九〇〇年の列國遠征並に一九〇一年の條約……………二九六
- 第六節 日露戦争の起原……………二九七
- 第七節 ブール人征服後の英國……………二九九

第十一章 英佛協商（一九〇二—一九〇四）……………三〇一

- 第一節 一九〇二年に於ける伊佛關係……………三〇一
- 第二節 佛蘭西、英吉利並にモロッコ……………三〇三
- 第三節 日露戦争の發端……………三〇八
- 第四節 一九〇四年の英佛協商……………三一三

後篇 世界戦争前史（一九〇四—一九一六）……………三二一

第一章 旅順口よりタンヂールに至る（一九〇四—一九〇五）……………三二一

- 第一節 二十世紀の初頭に於ける獨逸の誇大妄想……………三二一
- 第二節 カイゼルの企圖……………三二六
- 第三節 日露戦争（一九〇四年二月乃至一九〇五年三月）……………三二九
- 第四節 ウィルヘルム二世並に彼がタンヂールの威嚇……………三三三
- 第五節 デルカッセの反對、彼の辭職……………三三八

第二章 日露戦争並にアルヘシラス會議……………三四六

- （一九〇五年六月— 九〇六年四月）……………三四六
- 第一節 會議の開催は原則として採用せらる……………三四六
- 第二節 日露戦争並にポーツマス條約……………三四八
- 第三節 アルヘシラス會議のプログラム……………三五二
- 第四節 モロッコに於ける列強の利益及び權利……………三五四

第五節 アルヘシラスに於ける佛獨の反目……………三六二

第六節 露國に於ける革命の危機……………三七〇

第七節 アルヘシラス會議に於ける外交上の討論……………三七六

第八節 アルヘシラス會議の一般決議書並に其結果……………三八二

第三章 第二萬國平和會議（一九〇六—一九〇七）……………三九一

第一節 一九〇六年、一九〇七年、モロッコに於ける佛人……………三九一

第二節 クレマンソー内閣並に南佛の紛擾……………三九四

第三節 露西亞並に其第二國會……………三九八

第四節 英露兩國の近接……………四〇一

第五節 第二萬國平和會議の提唱……………四〇三

第六節 第二萬國平和會議の開催……………四〇六

第七節 第二萬國平和會議の成績……………四〇七

第八節 第二萬國平和會議の失敗……………四一五

第九節 其希望……………四一八

第四章 カサブランカの危機及び東方問題

（一九〇七—一九〇九）……………四二〇

第一節 モロッコに於ける佛人及びカサブランカの危機……………四二〇

第二節 中歐列強並に二十世紀の初に於ける巴爾幹半島……………四二八

第三節 ミュールツタッグ協定並にエーレンタールの外交政略……………四三三

第四節 青年土耳其黨並に一九〇八年の革命……………四三七

第五節 ボスニア、ヘルツェゴヴィナ事件……………四四〇

第五章 アガチールの打撃（一九〇九—一九一一）……………四五二

第一節 一九〇九年に於ける獨逸、東方並に英國……………四五二

第二節 モロッコに於ける獨逸、佛蘭西並に兩國の協力……………四六五

第三節 佛蘭西モロッコ協力の失敗……………四七三

第四節 コンゴに於ける佛獨論争……………四七九

第五節 フエズ遠征並にモロッコに於ける獨逸の威嚇……………四八四

第六節 アガチール打撃後に於ける英國の態度……………四八九

第七節 コンゴリ竝にモロッコに關する談判……………四九三

第八節 伊太利竝にトリポリ事件……………五〇〇

第九節 一九一一年十一月四日の諸條約……………五〇三

第六章 トリポリ戦争竝に巴爾幹問題(一九一一年—一九一二年)……………五一

第一節 十一月四日の佛獨條約の佛國の民心に及ぼしたる印象……………五一

第二節 アガチール危機後に於ける獨逸と英國……………五一三

第三節 中歐列強竝にトリポリ戦争……………五一六

第四節 巴爾幹同盟の形成……………五二〇

第五節 ローザンヌ平和條約竝に巴爾幹戦争……………五二八

第七章 巴爾幹問題竝に一九一三年の歐洲……………五三五

(一九一二年—一九一三年)……………五三五

第一節 第一次巴爾幹戦争……………五三五

第二節 埃露抗争……………五三七

第三節 倫敦會議竝に倫敦條約……………五四〇

第四節 巴爾幹同盟列國の争鬭竝に勃牙利の背信……………五四五

第五節 第二次巴爾幹戦争竝にブカレスト條約……………五五〇

第六節 中歐列強竝に歐洲大戦争の先驅……………五五四

第八章 大戦争の爆發(一九一三年—一九一四年)……………五六四

第一節 一九一三年に於ける埃國の塞爾比に對する威嚇……………五六四

第二節 獨逸は闘はんことを欲したり……………五六七

第三節 白耳義中立問題……………五六九

第四節 フランツ・フェルディナント太公竝にサライエヴの悲劇……………五七四

第五節 獨逸の共犯……………五七八

第六節 埃國の最後通牒と塞爾比の回答……………五八三

第七節 最後の談判……………五九〇

第八節 開戦……………五九五

第九章 諸同盟系統……………六〇二

第一節 伊太利の局外中立(一九一四—一九一六)……………六〇二

第二節 獨逸及び其戦争方法……………六〇五

第三節 露國に於ける中歐兩帝國の計略……………六一〇

第四節 英國、日本及び葡萄牙……………六一六

第五節 戦時に於ける土耳其……………六一八

第六節 如何にして伊太利は三國同盟を脱離するに至りたるか……………六二四

第七節 勃牙利再度の背信……………六三二

結 論……………六四一

—(目次終)—

歐洲最近外交史

佛 國 ア・ドビドゥール 著

早稻田大學教授 煙山專太郎 譯

前篇 武装的平和 (一八七八年—一九〇四年)

第一章 獨逸同盟

第一節 歐洲列強と伯林條約

伯林條約の先づ吾人をして喫驚せしむるは、之が一般の平和を期するよりも、寧ろ歐洲列國を攪亂せんが爲に開催せられたるが如き觀あるの一事なり。之が平和の保障に反するものあるは、一見して瞭然たるものあり。關係諸國には一として何等かの不平と憎惡若くは紛争の新萌芽を懷抱して公會より歸來せざるはあらざりき。

就中最も不滿を感じたるもの、土耳其たるは疑を容るべからざる所なれど、伯林公會は却てオットマ

ン帝國の結合を堅くし得たりと稱し、この後幾もなくしてビーコンスフィールドの如きは、英國議會に於て熾に此説を主張したりき。されば世また斯の如きの諧謔あらんや。思ふに、波蘭の分割若くは一八一五年の條約この方、國家として之に加ふるの侮辱を受けたるものはなかるべく、敵も味方も等しく此「病人」の四肢を解體するに躊躇する所なかりき。彼等は皆曰く、「露國既に先鞭をつく。斯の如きは毫も驚くに足らざるなり」と。實に二百年來、徒に怨争を構ふることを常としたりし土耳其の最近の事件は、一層に其怨恨を深からしむる所以のものにてありたれば、土耳其朝廷と露國との親愛は到底其期し得べき所にあらざりしなり。只英國及び埃國は久しきに亙り、否、最近に至る迄、自ら以て土耳其の支持者なりと稱し、極力、彼を援けて北方の大強國に抵抗せしめたりと雖、不幸なる土耳其は此兩國に對して何等の好意を捧ぐるに能はざりき。見よ、英國はキプロスを奪ひ、小亞細亞に於ける其主權を絶滅せんとし、埃及を割かんとし、遂には彼を欺き、埃國をしてボスニア及びヘルツェゴヴィナを奪略せしめたるに非ずや。維納朝廷は又彼をイリリア (Illyria) より驅除し、更に其渴望の眼をサロニカに轉じたるに非ずや。斯かる奇異なる治療法を加ふること今一二度に及ばんか、病者は死するの外なからん。佛蘭西及び伊太利の如きすら、尙且オットマン帝國を犠牲に供して、己の利得を攫取せんことを想ひ、一二強國特に獨逸の承認を経て前者はチュニス、後者は又アルバニアを窺察したり。斯れば何等求むる所なかりしは一の獨逸あるのみ。彼は東方に關しては全く欲望する所あらざるを裝

ひ、其「正直なる仲買人」は君府に於て己の清廉を誇り、今や土耳其を籠絡して、之が唯一の味方なるを標榜しつゝ、實は之までよりも一層に大なる勢力を土國に及ぼさんとしたり。事情、斯の如くなるを以て土耳其朝廷は、最近に至り發展して伯林公會となれる東方問題のからくりが一部分ビスマルク公の所業なる事を發見し、埃國との親好を固くし、且、露國との友誼を恢復せんが爲には、彼が何時にてもオットマン帝國を犠牲に供するに躊躇せざりしを信じて疑はざるに至りたり。

土耳其の不滿は上述の如くなるが、然らば露帝をして名を之に藉りて最近の戦争を惹起するに至らしめたる巴爾幹の基督教國は如何。彼等も亦不平滿々たるものにして、皆自ら傷けられたりとして伯林條約に反對し、羅馬尼人は其同盟者たる露國の爲めに忌はしくも掠められたるを歎じたり。ボスニア及びヘルツェゴヴィナの割取を期せる塞耳比と黒山國とは全く欺瞞せられたり。希臘人は雲を攫むが如き約束以外何等得る所なく、又彼の求むる土地の四分の一以上を期する事を許されざりき。統一國家の建設を望むの勃牙利は、心ならずも數多の土地に分割せられたるより、此等の土地の昔時のワラキア及びモルダヴィアの如くに合同を欲するは、止むを得ざる所なりき。

土耳其の支配下に放棄せられたる基督教國は曖昧なる約束を以て満足せざるを得ざりしかど、此等の約束は眞に彼等の希望を満たすに由なくして、四十年後の今日に至るも尙未だ之が實現の時を得るに至らざるのみか、本條約の締結者は、却て此等の諸國をして相對抗せしめ、之を離間するに専なり

しが如く、斯くして一方に於ては勃牙利は羅馬尼及び塞耳比が獲得したる地方の回收を要求し、他方に於ては塞耳比、勃牙利、黒山國及び希臘は互に廣大なる一地域を争へるも、此地域たる、其住民の甚しく交雜せるが爲めに、之を上記四國民中の何れか一國に專屬せしめんとする、必ずや他の三國民の抗議を買ふに至らずんば止まざらんす。

されど一八七八年七月十三日の伯林條約は、少くとも其性質上、歐洲六大強國の動搖なき協調を安定確實ならしめたるものなかりしか。答へて曰く、然らず。

多費なる戦備を敢てし、莫大の犠牲を投じて戦へる露國は、之に依り得たる所の甚だ少なきに平ならず、深く英國を恨み、速に陸軍を改造して兵を中央亞細亞に進め、或は英國に對抗して土耳其に後援を與へ、以て往日の怨を報いんとしたり。ドナウ河畔に於て巴爾幹半島に於ける露國の計畫を阻害すなる奥匈國に向ても、之と同じくして、彼は之をば潰裂せしめんとし、即ち或はルーテン人に、或はチリヒ人に、或はスロヴアク人に、又或はクロアチア人に、到る處其汎スラヴ主義を宣傳して之を煽揚したり。佛蘭西に對しても亦多少の怨なきを得ざりき。これ佛蘭西が露國に鼓勵を與へながら、遂には之を放棄したればなり。而して獨逸に對しては、彼が其當然の理由の下に忘恩と呼びし所以のものを宥恕する所なかりき。

扱て露國より轉じて英國を見んに、吾人はビーコンスフィールドの言の如く、英國民と雖、亦最近の

事件を欣ぶものにあざりしを知る。小亞細亞の保護と其施政の改革とを任としたる彼は、實に其力の堪ふる所に非ざる危険千萬なる二箇の使命を引き受けたる次第なりしに、かて、加へて土耳其の信任を失ひ、尙又露國に對して備ふるの必要ありし以外に、奥匈國に反對して彼がドナウ河上に優越權を振ひ、又サロニカに進出せんとするを抑制せんとしたり。佛國が英國の埃及政策を阻碍したると、彼がチユニスの獲得に由りて海上の勢力を増大せんとしたること、亦英國の嫉妬を買はざるを得ざる所なりき。

奥匈國はボスニア及びヘルツェゴヴィナの軍事的占領權を獲得したれども、こは寧ろ厄介なるものなりき。彼は武力と巨額の費用とを以て彼に服せざる叛民を征服せざるべからざりしのみならず、そのスラヴ民族に對する勢力の振張は、彼が國內の統治をして次第に困難に陥らしめぬ。フランツ・ヨーゼフ帝が政策は、僅にアンドラッシー伯の半ば承認する所たるを得たるのみにして、奥匈國內に於けるスラヴ的分子の増大を欲せざるのマチャール人は、斷じて之を承認せざりき。此政策のため此國が露國と氷炭相容れざるに至りたりし事も、亦忘るべからざる所なるが、東方に於て露國の威嚇する所となれるの奥匈國は、西方に於ては更に伊太利の脅かす所となれり。何となれば伯林公會に於て秋毫も得る所なかりし伊太利が憂憤の餘り、イルレデンティズムの旗幟を翻さんとしたればなり。所謂イルレデンティズムとは、ティロールの一部分、ゴリチア、イストリア、否、トリエスト及びダルマチア迄も、奥匈國

より回収せんとするものたるなり。

以上論ずる所に據りて、佛蘭西と伊太利との他の列強に對する位置竝に其關係の如何を明にするを得べく、チユニス問題の早し、兩國反目の種となるべきを了解するに難からず。

最後に獨逸に就て一言せんか、此國たる、其國內に於て一方には舊教の教權擴張主義 (Clricalisme) 而して又他の一方に於ては、社會主義の惱ます所となり、外にありては何れの國の親好及び信任をも贏ち得ること能はずして、空しく邪推と猜疑と憎惡との目的物となりたる上に、絶えず佛蘭西の復讐を疑懼せざるを得ず、特に露國の恐るべき憎惡に向て警むる所なき能はざりき。

事情斯の如くなれば、伯林條約が樹立したる均衡政策ほど不安定なるものゝあるべくも思はれず。

此後、年所は幾度となく改まりて、其間或は條文の侵犯せられたるあり、又或は實行せらるゝに至らざりしもありき。さあれ、一般の平和は幸にして擾亂せらるゝに至らず、列強は頻りに武備を修めて警戒と威嚇とを怠ることなかりき。一八七一年以來、獨逸勃興の勢は、旭の昇るが如く、歐洲列國は、之が制する所となりて纔に其進動の氣を壅塞するを得たり。思ふに、此山積せる火藥が、之に點火せんとするものゝ多きが中に、久しきに亙りて爆發の災禍を見ることなくして終りたりしは、今日より見て寔に喫驚を値せずんばあらず。此事實たる、一八七八年以來殆んど今日に至るまで出來得る限り歐洲の平和を持続せしめたる外交上の事蹟と同じく後人の見て以て驚異を禁する能はざる所たるべきなり。

第二節 ボスニア占領

伯林條約適用上の困難は、伯林公會の解散するや否や、直ちに出現し來りたり。

奥國政府は漸くにして、國境の保護竝に秩序の回復及び支持を口實として、ボスニア及びヘルツェゴヴィナの軍事的占領權を獲得したるも、彼は領土の所有を要望したりしたため、眞個の戦争と選ぶなきに至れる二州人民の反抗を招來するに至りしを以て、政府はフィリップovich將軍に有力なる軍隊を託して之を征伐せざるを得ざるに至り、將軍は慘憺たる苦心を以て進撃し、多大の犠牲を拂うてサラエヴ (Sarajevo) とトリンビエ (Trébinje) (一八九八年八月—九月) とを占領し、次いで二ヶ月の奮戦の後殆んど其征服を終ふるを得たり。されど、此等地方の施政の改革を行ふの必要に迫らるゝや、住民之に服せず、土耳其に從屬せる回教徒のみならず、ボスニア及びヘルツェゴヴィナ土民の大部分を占めたる正教徒までが、飽くまでも加特力教會 (奥國特に二州に隣接せるクロアチア地方に於て勢力あり) を排斥し、彼等は公然塞耳比に同情を表し、其國語を用ひ、其宗教を信奉したり。然るに二元皇國の匈牙利人は、スラヴ分子の新加を好まざりしを以て、維納政府は一方に於て匈牙利人の反抗及び疑懼を抑ふるの要あり、既に八千二百萬フロリンの戦費を投じ去りて、更に新債を募集するの止むなきに至るに及んでマチャール人は威嚇的態度に出でてティスツァ内閣は辭表を提出し、彼等はフランツ・ヨゼフ

帝が兩地方占領の期間を制限せん事を望みたるも、由來、公明事に處するの人物にあらざる皇帝には、斯かる制限を附せん事など思ひもよらず、何時かは悉く之を併合せん事を圖りつゝ、一時の手段として和解するの慎重なる處置に出で、而して若干の金子を得んが爲めに、一方には現在の占領地を固持する旨を約すると共に、他方には著しくボスニア占領軍を減縮したり。尤も帝は此が爲めに、ノヴィ・バザル (Novi-Bazar) (一八七九年四月—九月) 地方までも、彼の占領權を擴大する事を許可する伯林條約第二十五條を利用するを妨げらるゝが如きことなかりき。ノヴィ・バザルは塞耳比と黒山國との間の狹隘なる地帯なれば、該條項にしてなかりせば、此兩國は再び相合して、奥國が宿昔憧憬して止まざるサロニカへの通路を阻み得たりしならん。

ボスニア及びヘルツェゴヴィナ二州の各地に散在せる露西亞人は、奥國政府に對し出來得る限り反抗したるが、土耳其政府の術策を弄せしことは云ふまでもなかりき。一八七六年以來、君府に君臨せるアブド・ウル・ハミッド (Abdul-Hamid) は、此二國の喪失を忍ぶ事能はず、彼は暗殺を俟れて宮廷深く蟄居したりしも、深宮にありて萬機を親裁し、汎イスラミスムの傾向の勃興するを見るや、絶えず排奥熱を二州に煽動することを怠らざりき。彼は歐洲の列強に對し常に狡計を用ふることを以て其主義習慣となし、而して彼等に抵抗するの不可能なる場合には、彼等に讓歩する如く見せかけて、實は無限に其約束の履行を延期し、或は密に敵を制し得べき有力者を招來したり。皇帝が伯林條約中、黒山國關

係の諸條項を破棄せんと欲して用ひたる手段の如きは即ち是れなり。

第三節 黒山國及びアルバニア同盟會

一八七八年の初頭以來、アルバニア回々教徒の首領は、土耳其皇帝の明かなる助力の下に自國領土の全部或は一部の黒山國及び塞耳比に併合せらるゝを防止せんとし、同盟を結成したり。蓋し露獨の外交政略の乖離に乘じ、七月を以て急速之を組織したるなり。伯林條約後、幾もなくして彼等は自國内の土耳其正規軍の武裝解除を始め、土耳其朝廷がセツチニエ (Setine) 政府の割讓すべき土地の一部たるブーツ (Poutz) 及びポドゴリツァ (Podgoritza) の兩市を占領したるより、黒山國民は之を襲ひたるに、却て撃退せられたり。是に於て土耳其朝廷は叛徒を警めんとて、メヘメット・アリ・パシャ (Mehemet-Ali-Pasha) をディアコワ (Diakova) に派遣したるに、上記アルバニア同盟會は之に求むるに退去を以てし、其の拒まるゝに及んで、之を虐殺したり。土耳其政府は此の暴行に對して纔に形式上の抗議を提したるのみ。紛々たる六閱月の商議後漸くにしてブーツ (Poutz) とポドゴリツァ (Podgoritza) とを、その新主人に交附するを得たり (一八七九年二月)。此際土耳其朝廷は、自ら他に何物をも割讓せざるべきことを宣言し、又伯林公會がリム (Lym) 即ち塞耳比の隣接地を以て黒山國の境としたるを非難して、斯の如きは事情を知らざるものなりとなしたるが、伯林條約調印の列國は、兎にも角にも國際委員を該

地に派して境界を劃せしむる事となり、委員等の愈々其任務に着手するや、アルバニア同盟會は（土耳其朝廷は援助せずと云ひながら實は常に之に援助を與へたり）直に委員に其事業を中止すべきを諷し、且之が信を置き得べくもあらざるを公言したり（一八七九年八月十五日）。

第四節 希臘の要求

斯の如く黒山國の膨脹に反對したるの土耳其は、希臘の膨脹に向ては、一層に有力なる理由を以て反對したるが、然るに伯林公會は、此問題に就て何等確乎たる決定を與へず、單に希望を發表したるに止まりたり。實際伯林公會は希臘王國の境をカラマス（Kalamaç）及びサラミリア（Salamiya）まで延長し、即ち換言すれば、土耳其帝國の東部（ヤミナ [Janina] 及びメチョヴォ [Metovo]）と共に）竝にテッサリア（トリカラ [Trikala]）及びラリッサ [Larissa]）と共に）の南部を與ふるに止めんと欲したるも、斯くては、マケドニア竝に暴動を起したるクレテ島を放棄せざるを得ざるを以て、希臘人は甚だ之を喜ばず、已に一八七八年七月十七日以降アテネの政府は、伯林條約第二十四條に基いて削減せられたる割地の讓與に付、商議せんが爲めの全權委員を任命せんことをクムンヅ羅斯（Komunodosos）の機關に由りて土耳其朝廷に要請する所ありたるも、土耳其政府は、其常套手段に出で、故意に之が回答を遅延し、漸くにして八月八日附を以て列國に回章を發し、再び希臘の領土擴張の主張を難詰し、根本に

於て之が破却を主張したり。希臘政府はよりて伯林條約第二十四條を楯として之に答へたるも、こは徒に談判の時日を遷延せしむるのみ。是より先き伯林公會に於て熱心に希臘を助けたる佛蘭西は公然彼を助けたるが、先に希臘を後援したる英國は、其求むる所を獲得するに及んで、海上に膨脹せる希臘が、地中海に於て佛蘭西を助くるを欣ばざるに至りたり。奧國も亦マケドニアに進出せんことを悞れて之を憚り、希臘を援助せざりけるが、其代りに獨り露國の彼に後援を與ふるありき。されど之を要するに列國は希土の間に干渉して却て危地に陥るに至らんことを欲せず、君府アテネ兩政府の間に何等直接に交渉する所なかりき。然るに一八七九年一月二十九日、土國のプレヴェザ（Preveza）に開かれ同年三月十九日に及べる交渉談判の結果、土耳其は飽くまでも讓歩を肯せず、兩者の意見に甚しき懸隔あること明となりたれば、希臘は商議を中止し、更に正式に列國の仲裁を求むるに至りしに過ぎず。佛蘭西は此提案に従ふに躊躇せざりしかば（四月二十一日）、土耳其政府は列強の調停を悞れて之を回避せんと欲し、かくて希臘との直接商議は八月君府に於て開始せられたるも、土耳其の之に對する何等誠意あるに非れば、兩國全權委員の意見は甚しく齟齬して、交渉は十一月に至るも纏らず、一八七九年も將に終りを告げんとするに方りても、伯林條約中、希臘に關する事項は其實行の端緒にすらも着かざりしなり。

第五節 英國の帝國主義の誤算

露土戦争に際して、特に希臘の爲めに盡瘁し、土耳其國に於ける一般基督教徒の爲めに努力する所ありたる英國は、上述の如く今や全く彼等が局外に立てるが如きの觀あるに至れり。形式上、クレテ島に自治を確立するの目的を以て或手段を講じたる彼は、幾くもなくしてハレバ(Helena)(一八七八年九月三十日—十月十二日)の條約を以て、土耳其政府をして政治上、行政上、司法上、軍事上の若干改革をクレテ島に行ふ事を約せしめられたれども、之が實行は遅々として、該條約も亦、應ては死文に終らんとするの觀ありたり。是れのみならず土耳其政府が、一八七八年七月十三日の條約並に一八七八年六月四日の英土條約に基き、小アジア殊にアルメニアの基督教徒の爲めに行ふべき筈なる諸契約の履行も遲滞せられたり、アルメニア人は教長ネルセス(Nerses)の覺書を以て彼等の希望の存する所を公會に提出したるが、英國はアルメニア人の政治的解放と云ふ事をば餘所にし、唯、警察、司法及び税制の問題にのみ止めん事を欲してアルメニア人の希望を阻み、而して此點に關して土耳其も亦十月二十四日附口上書を以て嘲弄的なる言辭を爲すに過ぎず、英國政府は若干月に互りて何等の主張をも試むる事なく、土耳其も事實上何等の承認をも與へざりしかば、一八七九年七月の英國議會に於て在野黨は之を以て英國の威信を顧みざるものなりとし、辛辣なる攻撃をビーコンスフィールド卿に加へたり、

ソールズベリー侯は、よつて土耳其朝廷に向つて強硬に告示する所ありたるが、土國朝廷は彼が衷心、改革希望の誠心を有するものなる旨を陳辯して、此度は、同朝廷に事ふる英人ベーカー・バシア(Baker-Pearce)に之が調査を委任したるも、例によつて一八七九年末に至るも、尙且、アルメニア人の要望するが如き改善の實を擧ぐるを得ざりき。

英國政府の態度の甚だ陰忍なりしは、不思議の至りなりしも、當時英國は内外に於て重大なる困難に遭逢しつゝあり、東方に於ける新なる大戦争の渦中に投ずると云ふが如きは其躊躇せざるを得ざる所なりしを以て、彼の煮え切らざる政策の由て來る所を首肯するに足るべきなり。

英國政府の第一の難問題は常に足枷の如くに彼につき纏へる愛蘭土問題そのものにして、こはフェニアン主義(Fenianism)を以て一時、政教上の革命を英國に喚起せんとしたるが、後、その性質を變じて自治制(Home-rule)回復の要求となり、英國政府が頭痛鉢巻の種となりたり。愛蘭土運動の主謀者たるパーネル(Parnell)ダウット(Dawitt)ディロン(Dillon)等は其人民を指導すべく、最早宗教の問題に由らずして、小作人の不平を利用したり。蓋し久しく其借地料を支拂はざるがため、没收を以て地主の威嚇する所となりたる小作人は、相團結し、土地同盟を組織して彼等に反抗し、以て國家は須らく土地の所有權を小作人に與ふる所なかるべからざるを要求し、農民の暴行は、日にまし増大してビーコンスフィールド内閣の辭職前、數ヶ月に於ては、形勢最も憂悞に堪へざるものあるに至れり。

扱て當時の英國政府は、其帝國主義的政策の過度の伸展のため、植民地の難問題に遭逢し、遂に南阿弗利加に於て不利益なる戦争に従事せざるを得ざるに至りたり。其事情如何と云ふに、南阿に於ける和蘭の植民は、英國の支配を脱せんが爲め、一八三五年以來、ケーブを去り、數百里の北方にオランジェ河共和國及びトランスヴァール共和國を建設したるが、久しからずして英國の要求權は、又もや彼等を追及し、英國は一八五二年及び一八五四年に於て、彼等の獨立を承認したる事あるにも拘らず、ケーブ植民地と上記の兩共和國との間に介在せる黑人を征服して、兩國と接触するに及び、兩國が埋藏する金鑛及び金剛石の富に對して垂涎禁せず、遂に彼等を併合せんとするの野心を惹起するに至れり。一八七六年以來、ナタル(Natal)の代理總督シェプストーン(Shepstone)は、トランスヴァールと其隣接黑人との間の争鬭の、英國植民の煩累たるに至りたらんには、トランスヴァールを占領するも可なる旨の訓令を受けたれば、彼はトランスヴァールの一部人士と内應し、之をして干渉を依囑せしめ、以て同國を英國に併合せべき決議をブル人(Boers)に告げ(一八七七年四月)、同時に『國狀及び住民の知識に相應する』所の自治制と全自由とを許すべきを彼等に約束し、關係列國の抗議を排して此非望を遂行したり(一八七八年七月)。されど間もなく、百種の困難は英國に蝟集し來り、トランスヴァールとナタルとの間に介在せるゾールランド(Zoosland)の黒人は、英國の進展を見て抵抗し、イザンドワナ(Isandhwana)に英人を破りたれば(一八七九年一月二十二日)、英國は止むなく有力なる軍隊を阿弗利加の内地に派

遣し、ウランディ(Umndi)に之を擊破して(一八七九年七月九日)、會長セツティワヨ(Cettivayo)を虜となし、次で巨額の戦費を投じてトランスヴァール北東のバベディ(Bapedi)土族を征服したるが、今や又ブル人は、一八七七年自治の約束の履行せられざるを見て、囂々として英國政府に之が實現を要求するに至れり。是れ即ち當來の暴動を豫告せるものに外ならざりしなり。

英國の利益の脅かされたるは、獨り阿弗利加に於てのみならず、中央亞細亞に於ても亦然りき。即ち露西亞は一八六四年より一八七五年に至る間にトルキスタン(Turkestan)の大部分を占有し、其の膨脹の餘勢、今やアフガニスタン(Afghanistan)を蠶食せんとするの勢を示すに至れり。されど此は英吉利の見て以て英領印度の西部に於ける當然の要塞と爲す所なれば、一八七八年五月以後、カウフマン將軍(Kaufmann)が露帝の命を奉じてバルク(Balkh)に遠征するや、之を以て自國の利益を危うせしむるものなりとせる英國政府は、この後幾くもなくしてストリエトフ(Stolietoff)が親露主義のアフガニスタン王シェール・アリ(Shere-Ali)の公使としてカブール(Caboul)に派遣せらるゝを見るに及びては、これ露國の該國に對する保護政治執行の前提なりと看做し、如何なる事情ありとも斷じて忍ぶこと能はずとなしたり。ビーコンスフィールドがネヴィル・チェンバーマン(Neville Chamberlain)の下に一千の兵士を附してカブールに急派したるは之が爲めなりしが、然るに一行のアフガニスタンの國境たるキブール(Khyber)の峠に至るや、シェール・アリの臣下たる土蕃酋長は主君の名に於て英人の通過を拒絶

したり(一八七八年九月二十四日)。よりて、英國政府は露國に向てカウフマンの遠征軍にストリエトフの派遣に就て説明を求め、次で老グラッドストーン麾下の在野黨が極力反對したるにも拘らず、政府は最後通牒をシェール・アリに送り(十月六日)、その素氣なく拒絶せらるゝや、ロバーツ(Roberts)及びブラウン(Brown)の二將をして一隊の兵を率ゐて、アフガニスタンの境を侵し(十一月)カブールに向て進發せしめたり。是に於てシェール・アリは、英軍のカブールに到らざるに、露人の保護下にバルクに逃れ、次でタシュケント(Tashkent)に蒙塵したれば(十一月—十二月)、英兵勝に乗じてカンダハル(Kandahar)に入りたるに(一八七九年一月十一日)、幾くもなくして、シェール・アリ卒して、子ヤクブ・カン(Yaoub-Khan)其後を嗣ぎたり、新君は露國を離れて英國に就き、ガンダマック(Gandamak)の條約に據りて(五月)『科學的國境』(Frontière scientifique)を採用すべきことを承認し、コヂャック(Kodjak)バイワール(Bairan)及びキペール(Khyber)の占領とストリエトフ既に去りてあらざるカブールに英國の駐劄官を置く事とを英國に許したるが、されど間もなく、此のアフガニスタンの全土に互りて排英熱の勃興を見、英國駐劄官カヴァニヤリ(Cavagnari)は其部員と共に虐殺せられ(九月四日)次でヤクブ・カンの廢位を見るに至りしかば、英國政府は直に第二の遠征軍を組織せざるを得ざるに至り、ロバーツ將軍は、再びカブール(十月二十日)を占領したれども、アフガニスタンの軍隊は未だ撃滅せられたるにあらざりければ、一八八〇年の初に於ける英軍の形勢は引き続き險惡にして、本國に於ては反對

黨の首領等(グラッドストーン、ハーティントン(Hartington))は之を以てビーコンスフィールドの短見なる冒險的政策に非難を加ふべき絶好の機會なりとしたり。

以上詳細に述べたる所により、當時英國が土耳其帝國に於て自由に手腕を振ふことを得ず、又飽くまでも強硬に伯林條約の履行を主張して徒に難局を加ふるのことに躊躇せざるを得ざるの事情ありたる所以を解するを得べし。

第六節 露國の對勃牙利政策

此條約に於て甚大なる凌辱を感じ、之が打破を希望して止まざりし露國は、一方に於て之に對して何等忌憚する所なきの態度を採れり。別して彼の不平とする所たりしは、勃牙利の編成に關する條款にして、戰後に於て彼の勢力をして巴爾幹半島を掩有せしめんとしたる尨大なる勃牙利公國の寸斷は、露國政府の苦痛たらざる能はざりき。彼が機を見て大勃牙利再建の此宿望を實現せんことを期したりしこと、決して異むに足らざるなり。

露國政府は報復の手段として、第一に、狡猾なる迂曲手段を採りたり。伯林公會は露帝がサン・ステファン(San-Stephan)條約によりて建設したる大勃牙利國を寸斷して、其五分の三を削除したるを以て満足せずして、更に勃牙利及び東ルメリアに於ける露國の占領期間を二ヶ年より九ヶ月に減じ、又勃

牙利には之を統治すべき君主の選舉權を與へ、ルメリアにも亦土耳其を代表すべき總督の選舉權を與ふると同時に、此等兩國に布くべき憲法を列國の批准に委したれば、露國の得たる所は殆んど言ふに足らざるものたるやに思惟せられしかど、彼は巧に己が此悲境を利用せんことを試みたり。

九ヶ月の間、勃牙利本部に於て軍隊を指揮し、又その行政の局に當りたる露西亞委員ドンド・コフ(Dondoukoff)は、自ら勃牙利に於ける專制者を以て任じ、殆んど無限の權力を行使して憚る所なかりければ、勃國の名士の近く同國に發布せらるべき憲法編纂の議に與りたるに拘らず、繼に公選によりて立法議會の議員を推任すべきを定め得たる位のものに過ぎず。次でこの國の新君主推戴の問題となりて、彼が自ら露國の臣下たるの故を以て、王冠を頂くことを拒みたるは可なりとして、伯林公會に參與せる列國主權者の家族を排除すべしてふ條文は、決して十分なる適用を得るには至らざりき。何となれば、彼の推舉によりて公然たる候補者となり、終に其選に當りたる年少のアレキサンドル・フォン・バッテンベルグ(Alexandre de Battenberg)公は、露國の皇族にはあらざりしかど、露帝アレキサンドルの甥として露國の皇室とは密接の關係を有するものなりければなり。アレキサンドルは、斯くして、己の甥を勃牙利の主權者たらしむることを得たる以上、彼の被保護者たるバッテンベルグ公は、彼が部下も同然たるべしと思慮したるが(一八七九年四月二十九日)、獨逸出身なる此候補者は、勿論伯林に於て氣受けよかりしのみならず、公は出生の關係より英國とも親近にして、英國は、他日、彼を自

家藥籠中のものたらしめんことを期せし事として、列強には之に對し、何等の異議もこれなかりしを以て、アレキサンドル・フォン・バッテンベルグは、日ならずして迎へられてソフィア(Sofia)に入り、次いで露國の軍隊は勃牙利を撤退したり。されど主として露人を以て成る内閣、特に露國士官は、依然として此處にあり、勃國の重要な官職は悉く露人を任じ、露帝は間接に勃牙利の軍隊を指揮し、勃牙利に就き何等の知識なく、其言語すらも解し得ざる新君主の何等爲し得る所なかるべきを確信し居たるを以て、萬能なる露國の勢力の優に勃牙利國民を制し得て誤る所なかるべきを憶ひたり。

扱て東ルメリア(これ伯林公會の南部勃牙利に附せし稱呼なり)は、九ヶ月の間、ドンド・コフの占領する所たり。彼は露帝の意を迎へ、露帝がサン・ステファノ條約を以て樹立せんとせし事態を顧み、百方、力を盡して汎勃牙利的思想を鼓吹せんとしたり。彼は遂に目的を達せずして空しく解散したる歐洲のルメリア憲法制定委員の抗議をも頓着せずして、自ら悉く東ルメリアの諸制度(憲兵隊、地方民兵隊、立法議會其の他)を制定し、之をば勃牙利本部と同一ならしめたり。蓋し兩勃牙利の合一を容易ならしむるの手段に外ならざりしが、彼は毫も斯の如きの彼の意圖なることを明示するを憚らず、一八七八年十月、フィリッポポリ(Philippopolis)の名士等に向つて云ふやう、『諸君の協力に依りて我がルメリアは短日月の間に北部ルメリアに於けると同一の諸制度を移植するを得たり。思ふに、此一時的制度は、終には、決定的のものとなるならん。何となれば、歴史の流れは人間の目論見よりも更に有力

なればなり』と。英國はこの宣言に抗議したるも、露帝は唯形式上、ドンドコフを非認したるのみなりき。されば、土耳其朝廷が勃牙利人にして基督教徒たるアレコ・パシヤ(Aleko-Pasha)を東ルメリアの總督に任命するや、世人は勃牙利人が、かのワラキア(Walachie)及びモルダヴィア(Moldavie)の羅馬尼亞人が、一人の君主を奉じて二公國の合同を遂げたりし故智に倣ふに至るべきを信じたりしが、實際、東ルメリアに於ける勃牙利人の旺勃たる愛國心は、此等地方の國境警備を土耳其軍隊に委任したる伯林條約を無視し、露西亞の後援を待み、土耳其帝が兵士をして二國の境をなせる巴爾幹山脈を占領せしめたるに反對したり。此際、露國は一萬五千の兵を出してルメリアの保護に任せしめん事を提言したるも、土耳其朝廷は其權利と伯林條約とを楯として之に反對し、埃國、佛蘭西及び伊太利も、亦之を拒みたりき。之を要するに、一八七九年の終に至りては、露國の兩勃牙利地方に於ける全能的勢力のために、一八七八年七月十三日の伯林條約は明白に轉更せられたるなり。

之と同時に、彼得斯堡政府は、かのベッサラビア(Bessarabie)をば其與國、羅馬尼亞より割取して露國の有に移さしめんとする伯林條約の條文の勵行に満足せず、更に羅馬尼亞に強要して勃國に通すべき軍道をドブルヂア(Dobroudja)に開通せしめんと欲し、ドナウ河要塞の武備撤廢に關する條約の規定を勵行せんとしたり。

第七節 ビスマルクの對埃方針

英國は前に述べたる如き理由のために、殆ど無活動の狀態にありしを以て、巴爾幹半島に於ける露國の勁敵は英國を外にしては少くとも埃國なりき。蓋し埃國は多少とも露骨なる狡猾手段を弄すると共に、抗議を以て絶えず露國に反對したりしを以てなり。爾來、埃國は、伯林公會の最中同様、彼得斯堡政府の常に煽動せるスラヴ人を制するに怠らず、スラヴ人をして維納政府の顧客、否寧ろ其奴僕たらしむべき關稅同盟の埒内に誘入せしめんとしたり。彼は又、希臘のマケドニア(Macedoine)及びサラニカ(Salonique)に對する企圖の、埃國のエーゲ海(Egee)の進路を扼するものなるを以て希臘に反對し、羅馬尼亞を援けて露帝に抵抗せしめたり。羅國にして伯林公會に於て此等一等國の後援する所たらざりせば、彼は、斯く迄も強硬なる態度の下に彼得斯堡政府に反對するが如き事はなかりしなり。扱て又獨逸は終始一貫して親和的政策を採りたり。これ多年ビスマルク公の採用し、且又之を公言するを憚らざりし所、彼は、一八六六年のサドワ(Sadow)戰役この方は、己が建造中なりし新獨逸國の其戰勝を悪用せず、又過重の要求を以て終生の怨を埃國に買ふが如きことなからんを利ありとし、よりてウイルヘルム帝をして埃國領土の占領を思ひ止まらしめ、又皇帝に告げて曰く、埃國東方政策の承認には三重の利益あり。第一、彼は之によりて其獨逸民族の世界より放擲せられたるを忘るべく、

第二に彼がスラヴ民族地方の征服膨脹によりて、奥露は互に猜疑を以て相待つべく、最後に露國を對手とする彼をして伯林政府と同盟を結ぶの必要に迫らしむるに至るべしと。其後、一八七九年、自己の實行したる政策に説明を加へ、率直に下の如く述べたり。「吾人は歐洲の二大強國と戦ひて勝利を得たり。されど、吾人が野戦に於て征服したる二強國中の少くとも一國をして、復讐のために他の諸國との同盟を念とするが如きことなからしめんことは必須なりき。然も、吾人の結ばんとするものは佛蘭西にあらず。ガリ人の歴史と性質とを知れる者は、容易に其然るべき所以を了解し得ん」と。

是を以て獨逸大宰相は、奥匈國をして露國竝に獨逸と接近するに至らしめたる彼の一八七二年の三帝の口頭契約による結合の範圍を更に縮少せんことを欲したるが、もとより之がためには、露國より遠ざかり、露國をして獨逸を猜疑せしむるに至るの止むを得ざるものありき。一八七五年乃至一八七八年の對維納朝廷の好意的政策や、又サン・ステファノ條約以後、竝に伯林公會に於けるビスマルクの態度は之が結果たりしかば、ビスマルクを以て原作者とせる七月十三日の條約この方、露國の新聞紙は、嘗て露國政府が伯林政府に致したる好意の數々を擧げて、之を以て、反逆なりとは云はざるまでも、忘恩の所業なりと痛責したり。されどビスマルクは之に耳を傾けざりければ、維納政府は獨逸の反對を招くが如きことなかるべきを信じて、頑強にも巴爾幹半島に於て露國の政策に反對したるも、由來ビスマルクは決して無報酬にて事を爲すものにあらず。一八七八年十月十一日、フランツ・ヨーゼフ皇帝をして

先づブラーグ條約の第五條の撤廢に同意せしめ、此に依り、一八六六年のサドワの戦勝者は其北部ジュレスウイッヒ (Sleswie) を新獨逸に併合するに際し、土人の意向に諮るの義務を負はざることとなれり。爾來、彼は常に奥國の巴爾幹政策に同意し、一八七九年四月九日、奥匈國のノヴィ・バザルを占領せんとするに至りても何等の抗議をも挾まざりき。

さあれ、事、茲に至りては、露國たるもの最早其不平を隠忍すること能はず。露帝アレキサンドル二世は、彼が骨肉の親たる獨帝ウイヘルムの政府の、かく迄も彼を苦むべしとは考へざりしを以て、獨逸政府の反露的政策を感ずるの一層に切なるものあり、一八七八年後に於ては、彼は最早、公然其憤怒の情を暴露して異します、兵を波蘭に集中したれば、ビスマルクと同じく、露西亞の維納に到らんとする、先づ、伯林を経由するにあるを信じて疑はざる人士は、戦端の到底兩國の間に免れ難きを思ひたり。

一八七九年八月十五日、アレキサンドル二世は、態々獨帝ウイヘルムに宛て長文の書簡を送り、其中に自ら獨帝の親愛忠實なる親族なりと宣しつゝ、獨逸政府の露國に對する援助の缺乏を悲み、且憤慨して曰く、「東方に於て獨逸が斯の如く吾等に對して敵對的態度を採りつゝあるは、抑々何の理由によるか。然もビスマルク卿自身の言に従ふも、重大なる利害關係を有する吾人とは異り、獨逸は東方に於て何等防守すべき利益をも有せざるに非ずや。朕は既に内國の新聞紙上に於ても表白せられつゝ、

ある如く、此事の兩國民を乖離し、兩國の親善なる關係に悲しむべき結果を齎すものたるに陛下の注意を乞はざるを得ざるなり』云々。露帝は伯林條約の實行を任とせる國際委員中、獨逸を代表せる者、竝に常に埃國の代表者の意を享くるの輩の、露國に對する態度を轉換せん事を求め、露國が一八七〇年、獨逸に致せる好意中立の高價なる業績を回想して、幾分威嚇的なる文字を以て下の如くに結べり。『形勢は餘りに重大となれり。故に、朕は朕が衷心の憂懼を陛下に包む事能はず。蓋し此結果たる、我等兩國を害するものたらん。願はくは神、吾等に之を禁じ給ひ、陛下に忠言を與へ給はん事を』。

露帝は果して本心より獨逸攻撃を念としたりしか。人或は之を以て近時、露國に於て倍々兇暴を逞うしつゝある虛無黨の運動を方向轉換せしめんとする手段に外ならずといふ。遂には露帝を自らの一命をも奪ふに至りし頻々たる此等の暴行は、帝をして其冷靜を失ふに至らしめたる事、それ或は然らん。思ふに帝の眞意は、戦端を開く事なくして、單に獨逸を威嚇せんとするにありたらん。されど、此親翰一件に依りてビスマルクは、露帝を以て獨逸に對して甚しき敵意を懷抱するものなりと稱し、露國が嘗て同盟の提議を排斥したる佛蘭西に對して新に提携を申し出でたりと迄も公言するに至れり。此言の誇張たるは疑を容るべくもあらず。當時佛國の外務大臣たりしワッディントン (Waddington) は親英主義者にして、倫敦政府との妥協を目論見つゝありしのみならず、實際ビスマルクの不滿とせる露西亞との親近に反對したるなりき。アレキサンドル二世の當時に於ける精神的傾向よりしてトし得る限

りに於ては、帝が佛蘭西共和政府、竝に佛蘭西に於て着々として成功しつゝある民主制度に對する反感は、吾人をして帝が露佛同盟に對する意向を有せざりしに似たるを結論せしむ。

第八節 ガスタイン會商竝に一八七九年十月七日の條約

獨逸宰相は、露帝の獨逸政府に對する威嚇をば、さながら眞面目に感受したるが如き風を裝ひつゝ、忽にして赤熱裡に鐵を鍛冶し、彼が埃國との同盟條約締結の宿望を實にせんことに着手したるが、されど、老帝は、深く露帝の友情に信頼し、且之を回復せん事を冀ひて止まらざりしかば、老帝を説服せん事は容易の業に非ざりき。帝はアレキサンドル二世に向て屢々會見を求め、遂に一八七九年九月三日より五日に亙り、波蘭のアレキサンドロウ (Alexandrowo) に邂逅して、露帝の對獨方針に就て全幅の信用を置くに至りたるが如く、歸りて宰相に告げて曰く、露國皇帝は、朕との會見に於て獨逸攻撃の意なき事を極力辯明し、その武裝の國境防禦の必要以外に出でざるを告げ、朕に對して其操守の堅實なるを誓ひたりと。帝は斯の如くにして伯林と彼得斯堡とを親善ならしめんことを決心したれば、獨逸の露國に背くを以て叛逆を敢てするものなりとしたり。これ其露國を威嚇すべき埃國との同盟を欲せざりし所以なりき。

されど獨逸宰相の執拗なる、老帝をして斷じて己の計畫を阻碍せしめざりき。皇帝の不興を制し得

たる經驗多き彼は、飽くまでも自説を頑守し、場合に依りては、老帝の到底採用し得ざる辭職の申請を以て之を脅かし、以て帝意を屈服せしめ得べきを疑はざりき。

斯れば、ビスマルクは皇帝の譴責を物ともせず、九月の初めガスタイン (Gasteln) に於て、奥匈國宰相アンドラッシー (Andrássy) 伯と會見したり。伯は既に辭表を提したる後なりしかと、尙一時、其職にありたるを以て、件の同盟をビスマルクと議すべく、ガスタインに到りしなり。ビスマルクは此同盟の全く防禦的にして、兩國中の一方が露國の攻撃を受けたる場合に、兩國互に力を戮せて助け合はんとする相互契約に過ぎざるを告げ、唯、此上の所望として同盟を公表し、即ち締盟國雙方の議會の保證を得ん事を欲したるが、アンドラッシーは之に同せず、結局、兩宰相は、兩國の一方が他の一方の同意なくして露國と通ずる事を得ざるを密約し、且又、兩國中の一方が露國以外の國より攻撃せられたる場合には、他の一方は其與國に對して好意的中立を守るべく、若し又該敵國にして露國の援を受けたる際には、締盟國の他の一方も、與國と積極的の共力を爲すべきを約するに至れり。

居ること數日にして、九月二十日、ビスマルクは此畫案を持して直に維納に赴き、此處にて非常なる歓迎を受け、容易に奥帝フランツ・ヨーゼフの承認を得、又佛國大使テイスラン・ドゥ・ポール (Tessier de Port) と會見するの機會を得て、新同盟の佛國に及ぼし得べき結果に就て説明納得する所あらしめたり。

條約の締結せられたるは、十月七日なりしが、之に承諾を與ふるは、我が良心に疚しと公言せるウィルヘルム皇帝をして屈服せしめんが爲めには、尙幾多の時日を要したりき。ビスマルク後に語つて曰く、余は一人にて數人前の仕事を演じ、屢々皇帝に接して種々なる形式の下に余の切願を縷述し、又一千頁以上の書信と報告とを御前に提出し、遂には最後の手段に出で、辭職を以て陛下を脅かさざるを得ざりき。余の結局の勝利は、實に此手續に由るものなりきと。斯くて一八七九年十月十五日には、奥獨の新盟約は、兩國皇帝の裁可を得るに至りたれば、傲然、氣を負ふの獨逸は、是に於てか最早孤立の地位を脱却するを得たるも、さりながら、此維納條約に由る恐るべき保證の、平和を歐洲に強ゆるに足るものに非ず、さりとして、又攻勢を採りたらん獨逸に勝利を確かめ得べきほどに十分なるものとも思はれざりしなり。獨逸たるもの、露國の侵略と佛蘭西の復讐とに備へんが爲めには、此二國同盟を變改して三國同盟となすの必要ありき。是れ獨逸が此後三年ならずして伊太利を牽くに至りたる所以なり。乞ふ次章に於て之を説かん。

第二章 三國同盟

第一節 ビスマルク及び紙片政策

ビスマルクの外交政略は、忠實といはんよりも、寧ろ深慮なりと言ふべく、彼は條約の不變を無制限

に信する者にはあらざりき。彼は、彼が今日の後繼者たるベートマン・ホルウヰツヒ (Bethmann-Holweg) と同じく、條約を以て片々たる紙片に過ぎざるものとしたれば、彼が利益を齎す限りに於てこそ利用したれ、一旦其用なきに至らんか、毫末も之を破棄するに躊躇せざりしなり。彼曰く、大國が相互に條約を守ると云ふ事は、條件的のものに過ぎず。蓋し生存競争は、之を試煉するものなればなり。國家にして條約を守らんか、將た己の生存を犠牲に供せんかてふ大十字街頭に立つに至らん場合に、條約のために此生存其のものまでも犠牲に供するが如きことあらば、これ最早大國と謂ふべからず。『いかなる極限も人を制抑する事を得ず』てふ諺は、條約不履行の場合に於ても、決して其效力を失ふものにあらず。條約の履行者は、已に彼が曩日、締結したる條約の本文に對しても、將た之が第一の解釋に向ても、何等痛痒を感じざるに至れるに於ては、此條約の履行を強制せんが爲に適用すべき干渉の程度をば契約によりて確定せんこと不可能の沙汰に屬するなりと。ビスマルクは此原理によりて、埃甸國が一八七九年十月十五日に於ける條約上の義務をも免るゝを得べき事を承認し、斯からん場合を豫想し、彼が維納の同盟を以て對抗せんと欲せし露國の機先を制する所なかるべからずとしたり。爾來、ビスマルクが、此同盟の更に露國をして不安を懷かしむるが如き性質を有するものにあらざる事、露國の獨逸に對する親善なる關係を害するものにあらざる事を露國に鼓吹すべく、あらゆる手段を講じたる事は、幾分、信じ難く思はれざるにあらざるも、兎も角、事實にして、十月三十日の如き

は、彼は、態々長文の通牒を作製し、自己の行動の何等深意あるに非ず、埃甸國との親密なる結合は、舊獨逸に於けると同じく、新獨逸に於ても絶対に必要なる所以を説明せんとしたり。即ち曰く、この結合は、國境に要塞を設けると同じく、何等隣國に對して威嚇を加ふるものたるべからず。寧ろ軍用鐵道よりも、威嚇の種子となること少きに近しと。これ明に老帝ウィルヘルムの露帝に告げんと欲したる所に他ならず。ウィルヘルム帝は、フランツ・ヨーゼフ帝と結びたる新條約をアレキサンドル二世に秘することなかりしも、實に後年に至つて初めて公にせられたる其本文を隠匿して之が真相を披陳せず、この條約の全然、防禦的のものにして、戰禍の原因たるどころか、却て平和の保證に任じ得べきものたるを示すに止め、露帝の皇子、特に皇太子の伯林訪問を懲惡したれば、皇子の一行は一八七九年十一月を以て此需に應じ、居ること幾もなくして更に維納をも訪ひて、その驩待する所となりき。時の英國外相ソールズベリー侯は、これより間もなく、十月の此條約の露國の野心に備へんとするものたるを信する旨を英國々會に聲明したりしも、獨逸皇帝は、一八八〇年二月の帝國議會に於て、極めて遠廻しにさへ、之に言及することをなさざりき。次いで、年の三月は、獨逸の誕辰に相當しければ、露帝は一書を伯父老帝に送りて曰く、『能く其共同利益と調和せる露獨兩國の親善關係の護持の爲に、陛下の朕が友情に信頼し得給ふと同じく、朕も亦以前にも増して陛下の變ることなき友情に信頼するものなり』と。

第二節 露西亞、佛蘭西及びハルトマン事件

以上の言辭は露帝の胸奥のありのまゝを語りたるものにあらず。彼は其胸底深く、伯林公會以來の激忿を獨逸に對して包藏しつゝありしなり。從て露帝は、其諸新聞紙、特にカトコフ(Katkov)を主筆とする一流の新聞たるモスクワ新聞をして、ピスマルクの政策に非難を加へしめたるが、されど、一朝にして其伯父と交りを斷ち、自ら歐洲大戰亂の渦中に投せんとするが如きの暴舉を演ずるは、彼の欲する所にあらざりしは事實なり。彼が注意は、露西亞國內に集中せられ、その知る所の元來制限せられたりしに、虛無黨近來の發達と、其間斷なき威嚇との爲め、彼の識界は一層に狹隘なるものとなり、帝は其諸將軍及び高級官吏を襲ひたる恐嚇主義者の、進んで帝それ自らに危害を加へんとするに備ふるの外、他あるを知らず、彼の手に殘存せる僅少なる活動力をば、悉く此等の暴舉を抑壓せんが爲めに投じたり。一八七九年四月十四日、ソロヴィエフ(Soloviev)が帝に對する拳銃狙撃の失敗ありて、年の十二月には、かの莫斯科鐵道の爆發あり。帝は辛うじて間、髪を容れざるの危地を脱することを得たるが、次で一八八〇年二月に至りて冬宮の爆破せられたるあり。帝及び皇族は、將に鷹殺の憂き目に遭はんとはしたりき。是に於て、帝は、露西亞帝國を六大管區に分割し、ロリス・メリコフ(Loris-Melikoff)を以て武斷號令官とし、糾問と威嚇とを以て全國に臨みて匪徒の逮捕及び窘逐を行ひ、

政府の此猛斷によりて西伯利亞に追放せらるゝもの幾千たるを知らざりき。帝は實に當時に於て一身の生命を念とするの外なかりしなり。獨逸は、一八八〇年に於て、其社會黨鎮壓法の期限を延長したれば、露帝が、己と其主義を共にし、又社會黨、無政府黨に對して、ドラコン的法律を制定したる此國と斷つことを欲せざりし所以、宜なりと謂ふべし。

ピスマルクは却て之と反對に、露帝が佛蘭西との接觸を考へたりとて彼に非難を加へたれども、これ實に露帝の思ひも寄らざる所なりき。露帝は、佛國政府の一八七七年五月十六日に採用したる反動的政策の失敗に了りてより、別して佛蘭西共和國を目するに、虛無主義を煽發する過激黨の巢窟に過ぎずとし、佛蘭西の執りたる政策を憤りたり。莫斯科陰謀の張本人たるハルトマン(Hartmann)の巴里に亡命するや、露西亞大使オルロフ(Orloff)は、佛蘭西の外務大臣にして、内閣議長を兼ねたるフレシネー(Fresinet)に求むるに、該犯人の引渡を以てし、フレシネーは、始め此要求を拒むの要なしと思惟したりしも(一八八〇年二月十五日)、既にしてオルロフが、露帝の暗殺にはあらで、單に鐵道破壊未遂犯の罪名を以てハルトマンの引渡を哀願するに及びて、喧然たる進歩派の反對論に怖氣づきたる彼は、犯人交附を拒絶するの口實として、露佛の間には犯罪人引渡條約の締結なきを説き、急速審判を遂げたる結果、被告の當該犯人なる事も、亦その罪狀も明白ならずとして、放免し、之をして英國に向て發せしめたり(三月六日)。この處置たる、露帝の激憤を買ひ、オルロフ公は召還せられて、久

なる利益を確保せんことを欲しながら、最早オットマン帝國の保全を以て金科玉條視することなく、一八七八年の公會にて其權利の確立を得たる諸基督教民族に味方しつゝ、土耳其の動亂せんに頓着なく、斷然、此等の民族を赴援すべきを決したり。

斯の如き主義を揚言したるグラッドストーンは、一貫して露國に反對せんとするヂスレーリの流儀を止めて寧ろ之に近邁し、巴爾幹諸民族の爲めにせんとする露國政府の努力を扶けんとしたることこれ寔に自然の勢にてありき。

第四節 奧地利、露西亞並に巴爾幹列國

奧獨同盟の影響は、既にして明白に伯林公會が解放したる諸新國家の或ものに及び、羅馬尼のブラティアノ内閣(J. Bratianu)がドナウ河川委員を頭使せんとせる維納政府に好意を表したるより、維納政府は其報酬として、一八八一年三月、羅馬尼議會の宣言のまに／＼一議もなく此公國の陸格して王國となるを承認したるが、翌年(一八八二年三月六日)、塞耳比公ミラン(Milan)も、亦其淫逸を事とし、維納朝廷の備卒となりて恥る所を知らざる低卑の人格を以て、羅馬尼に倣ひて王號を稱ふるに至れり。されど他の一方に於て、勃牙利の二公國に於ける露國の努力も、亦日に増し増大し來りたり。此時に當り、二公國は同一の憲法を有し、今や公然、彼等が合同の希望を表明するを憚らず。土耳其の軍

隊の二公國の境界たる巴爾幹山脈を占領せんとするを阻み、ソフィアのバッテンベルグ公も、常に制を聖彼得斯堡に仰ぎて毫も露國の後見を脱却せんとするが如き狀なく、彼を圍繞せし露國の文武官僚は、恰も征服國に於けるが如くに振舞へり。會々勃牙利人にして外國の勢力を排拒せんとする者あるに會せば、公は之を以てドンドコフ(Dondokoff)が勃牙利の名士をして制定せしめたる、而して彼自らの自由に過ぎたりとせる其憲法を非難するの口實に供せるに過ぎず。やがて彼得斯堡政府の懲惡する所となりて該憲法を打破せんとし、一八八一年五月、勃牙利國民議會の解散を命じ、次で新議會を召集したるが、該議會は憲法を廢棄して直ちに解散し、バッテンベルグに賦與するに號令者の獨裁權を以てしたり。されど、初めの程は實權は露人たるカウルパールス(Kaulbars)及びソボレフ(Soboleff)二大臣の掌裡にあり、公の彼等を罷免してその權力を獲得したるは可なり後に至りての事なりき。露國の勃牙利に於ける勢力を抑阻する所なかりし英國は、又極力、露國を助けて之をして黑山國及び希臘の希望を兩國の上に實現せしめんとしたり。

第五節 黑山國及びドルチニヨ事件

既に述ぶるが如く、黑山國に關する伯林條約の正式約定は、尙未だ實行の緒に就かず、土耳其皇帝の教唆する所たるアルバニア同盟會は、黑山國に割讓せられたる地域の領有を黑山國人に阻みたるに、又

他の一方に於て、伯林公會が希臘に諷するにエピルス(Epirus)の大部分とテッサリア(Thessalia)とを占取して其領土を擴大すべきを以てし、若し又萬一、此點に關する希臘と土耳其朝廷との談判の纏まりを告げざらん場合には、強大列國は、希臘のために周旋の勞を採るを各まざるべきを装ひたりしに拘らず、アテネ政府と土耳其との久しきに互る二回の商議も(第一回は一八七九年二月乃至三月―第二回は一八七九年八月―十一月)偶々土耳其の邪心を披瀝し得たるに過ぎず。土耳其は其慣用の手段たる延引政策により、無用の論争を敢てして、只管に總ての讓歩を避けん事を努めたり。奥國も亦獨逸の尻押の下に、殊に一八七九年十月以來、黒山國竝に希臘に對して暗黙の敵意と云ふ程ならずとも、深く介心せざる態度を持したりし事として、問題の解決は一層に遲滞せらるゝに至りしこそ是非なき次第なれ。

然るに再び政權の衝に立てるグラッドストーンが、其決して英露の接近を厭はざる事、土耳其の保護を目的とせずして却て巴爾幹半島の基督教國を庇護するを目的とする事を宣言し、斷然、基督教國の味方となりて、一八八〇年五月四日、一篇の回章を發し、列強に向つて次の目的の爲めに共同の行爲に出でん事を勸告するに及びて、形勢全く一變せるの觀ありき。(一)黒山國の正當なる要求を支持する事。(二)希臘のエピルス竝にテッサリアに關する要求を助くる事。(三)東ルメリアと同じくマケドニアをも自治公國となすべき事。(四)アルメニア人に對する伯林條約の約束により、改革問題を満足に解決する事。

奥地利と獨逸とは、當時露國と争ふ事を欲せざりしかば、露骨に此綱領を排斥するが如きことなく、唯祕密の中に全力を盡して之に反對せんことを謀るに止め、伊太利とても亦敢て反對することなかりしが、然るに露國は案に違はず大執心を以て之に當り、從來、東方の基督教諸民族に對して熱意を示したりし佛國も、今や英國が彼が欲する程度の協調より少しく其歩武を進むるに過ぎたるを知れるも、之が故に敢て英國政府の提議を拒絶するが如き事なかりしを以て、佛蘭西にして斷然、英露の政策を固持して動くことなからんか、五月四日の綱領の成功は疑ひを容るべくもあらざりしなり。

かくて此綱領の結果として、一八八〇年六月十六日に於ける伯林會議の開催を見るに至り、土耳其の自國の獨立と權利との名に於て保守的の抗議を提したりしにも頓着せず、會議は次の諸問題に就て協議を始めたなり。(一)黒山國の得べき數領土、グッシニエ(Gousinje)ブラヴァ(Piava)等をアドリア海上のドルチニ(Dulcigno)と交換する事を黒山國に申出づる事。(二)ヤニナ(Janina)メツァツ+(Melzovo)及びラリッサ(Larissa)即ち伯林公會(七月十五日の同文通牒)が希臘に諷せるエピルス及びテッサリアの一部分に對する希臘の要求。

此提議の結果、希臘の野心の激發せられたること、其開戦の準備に汲々たりしに由りて明なりければ、土耳其も亦直に之に應ずるの準備を怠らず、陰密の間に諸友國の援助を求めたり。よりて自ら土耳其の保護者たるの役目に任ぜんとしたるの獨逸は、教官を君府に派して土耳其陸軍の訓練及び其組織

の改革に努力したるが、恆に希臘の親友たりし佛蘭西も亦之と同時に火藥及び彈丸を希臘に賣渡し、アテネに佛蘭西士官を送り、其新聞紙上には、トマッサン將軍(Thomasin)希臘渡行の説さへも掲げられたり。然るに他の一方に於て英國と露國とは伯林會議に於て、海軍の示威により、土耳其朝廷をしてドルチニョを黒山國に引渡さしむべきを主張し、露國は同時に英國海軍の軍隊をエビルス及びテッサリアに輸送し、以て土耳其をして反省の機會を得しめん事を望み、佛蘭西は又此示威運動の計畫をドルチニョの一地に限らずして、更に希臘にまでも擴延せん事を主張し、此佛國の提案は過激に失すとして容れられざりしかど、會議は結局、列強の艦隊のドルチニョ港出現によりて土耳其朝廷に精神的の壓迫を加ふべきを決し、八月三日の通牒に依りて其意の存する所を土耳其朝廷に告げ、且、土耳其の此海軍の示威運動に來り加はらん事を求めたり。

土耳其政府は獨逸及び奧地利の扶助を期待し、例の如く速答を與ふることなく、荏苒其日を送りたるを以て、列強は八月二十六日、黒山國並に希臘の肩を持つこととなれり。

此外交上の紛局の齎すべき所は果して何物なるべき。佛蘭西に於ては、人々は歐洲大戰亂の爆發を招來せざるべきやを懸念したり。一八七〇年—一八七一年の役、佛國は一敗地に塗れて、其國民の意氣頓に沮喪し、爾來平和の此國を支配するもの十年に及びたるも、國力尙未だ恢復せず、其行政、財政並に陸軍の改革は、徒勞に終り、そのアルサスを奪へる宿敵獨逸と紛争を醸さんことの懼れある毎

に、假令これが遠き將來のことにも、將た實現せらるべく思はれざる場合に於ても、茫然自失するの狀之を蔽ひ得べくもあらず。斯かる場合には甚しく神經過敏となりて、不名譽なる退嬰と自棄とを敢てしたり。政界は斯かる傾向の下に進展し、「復讐を口外する勿れ、されど常に之を思念せよ」と云へるガンベッタの詞も其甲斐なくして、議員は全然之を彼等の念頭に置かず、戰爭の原因となるべき虞れある彼等の政府の行動を以て悉く恕すべからざる冒險沙汰なりとしたりき。是を以て一八八〇年八月及び九月、フレシネー内閣の無謀なる、佛蘭西をして歐洲列強中の或もの、就中、其最も恐るべき大國たる獨逸と確執を生ずるに至らしむべしと云ふ風説の傳播するや、同内閣の生命は忽にして危機に瀕したれば、彼は先づ第一に希臘に武器及び彈藥を供給せんことを斷念し、トマッサン將軍の未だアテネに到着せざるに、これに召喚の命令を發し、土國に對する強制的手段として、ドルチニョに示威運動を行はんとす意見に反對し、結局フレシネーは挂冠(一八八〇年九月十九日)の止むなきに至りたり。彼が挂冠の動機は社會一般に知れられざりしこととて、早くも土耳其政府をして、東方問題に關し列國の間十分なる一致の缺乏せるを知らしめたれば、土國政府は今彼の意志を發表するも差闕へなきを思ひて、十月四日の通牒を以て希臘並に黒山國に關し嘲弄的とは謂はざるまでも、明に不満足なる讓歩を爲したるに過ぎざりき。

英國は佛蘭西の棄つる所となりながらも、必ずや彼の主張を遂行せんことを欲し、スミルナを封鎖

せんことを提議し、獨逸佛の之を拒絶するに及び一時は單獨自由の行動に出でて之を敢行せんとするの風ありしも他列國の干渉によりて空しく其機を失ひたり。かくて列國は土耳其をして其執拗なる態度を緩和せしめ、結局ドルチニの放棄を約束するに至らしめ(十月十二日)、この譲許の爲めにアルバニア同盟會の反噬を買ふに至らんとも、兎も角もデルグシシュ・パシヤ(Delvisch-pashin)其他に使命を授け、同地引渡の爲めに出發せしむることとなり、斯くて同市は十一月二十六日を以て黒山國の占領する所となり、從て先に英國の提案によりて海軍の示威運動を行ふべく、ラグーサ(Lagusa)に會集したる列國の聯合艦隊は解散を告ぐるに至りたり。

第六節 希臘事件の整定

黒山國の問題は斯くて一時其解決を見るに至りたれば、残るは希臘問題なるも、之が解決は容易の業にあらざりき。六大強國は佛蘭西新外相バルテルミー・サン・テイレール(Balthémy Saint-Hilaire)の提案(一八八〇年十二月二十四日)に基き本問題を仲裁々判に委せんことを提議し、但し之には一方に於て六大國全部の合意を要し、又他の一方に於ては、土耳其及び希臘の兩國を商議より除外すべきを條件とし、獨逸の盡力によりて之を纏め得たるが、されど此際仲裁々判の判決は、強制的性質を有せざるべしとの事なりき。土耳其政府は仲裁々判を拒絶したるも(一八八一年一月)、時に希臘はクムン

グーロス内閣の下に主戰的の傾向を示したりしこととて、土耳其は希臘をして激越することなからしめんが爲め、最後に列國の君府に會合し、希臘を除外して土耳其と談判を開始せん事を要求し、遂にその承諾を得たり。

佛蘭西にてはフェリー内閣フレシネー内閣の後を繼ぎて、苟も戰爭の原因となるべき事態を避けんとに汲々たりければ、會議は自ら比較的希臘の不利に終らざるを得ず、一八八一年三月九日以来君府に會合したる六大國の代表者は、最後に其決議を發表したり(三月二十九日)。之に由り希臘はラリッサ及びテッサリアの大部分を領有しつゝ、西方に於てはアルタ(Altai)左岸の支流を其國境とし、ヤニナ(Tanina)及びメツォグ(Metzovo)を土耳其に返還し、エピルス(Epire)小部分を得るに過ぎざる事となりたるより、此報道を得たる國民は慷慨悲憤し、重大なる期待を列國に置くこと能はざるを知りたるも、されど差當り賦與せられたる土地に満足せざるを得ず、斯の如くにして問題は君府國際會議に依り決定を告げ(一八八一年五月二十四日)、程なく希土間に締結せられたる特殊の條約に依りて確保せらるゝこととはなりたり。

第七節 チュニス事件の起原

佛蘭西が東方問題の處理に關して英國に盲從せず、そのため英國の不興を買ひたるは、黒山國或は

希臘に好意を表するの餘りに、進んで歐洲大戰亂の渦中に投ずるの危険を回避せんが爲めのみにはあらず、彼が豫て期待しつゝある一大收得たるチュニスの爲めに、獨逸政府の援助を得んことを欲したるがために外ならざりき。蓋しチュニス(Tunisie)は、彼の己の被護國となさんことを欲しつゝありし所なれど、強大國にして彼の企畫を阻碍するものあり、特に伯林政府にして彼に後援を與ふることならん限り、之を如何ともする能はざりしを以てなり。

チュニスは土耳其の朝貢國として、夙にベイの自治の下にありしも、其稅政は、彼をして終に財政經濟上に於て佛蘭西及び伊太利に從屬せざるを得ざるに至らしめたれば、一八七八年に於て獨逸は既に彼が佛伊兩大國中の何れかの采邑となるべき機運の既に熟せるを見たり。これビスマルクが其意を伊太利外務大臣マンチニー(Mancini)に慫慂するに至りたりし所以なりしも、マンチニーは此の提言を迎ふるに必ずしも大なる好意を以てせず、羅馬政府は何等私心を懷抱する事なくして公會に臨み、又之を去らんとするものなりと答へ、これより後、幾くもなく、内閣議長カイロリ(Cairoli)も亦伯林にて同様の間接の提言を拒絶して曰く、伊太利にしてチュニスを獲得せんか、佛蘭西との激烈なる衝突はその免るべからざる所なれば、余は斯かる危険を冒さんことを欲するものにあらずと。然るに佛蘭西の内閣は、羅馬政府ほど清廉の態度に出づること能はず、ソールズベリー侯がかのキプロス及び小亞細亞に關する一八七八年六月四日の英土條約に對し、佛蘭西の承認を得べく之と妥協するの要あり、獨逸宰相

の需に應じて佛國外相ワッディントンのチュニスに關する意向を探るや、ワッディントンの候に對する返答は、全然伊太利のそれとは異なりて、彼は佛蘭西がチュニスに有する特殊の利害關係を思ふの時、佛蘭西の權力のチュニスに於て優勢ならん事、固より佛蘭西の欣びとする所なる旨を明白に述べたり。而して彼の巴里に歸るや、敢て英國及び獨逸との此密商を祕するが如きことなかりき。

爾來ワッディントンは、此問題に關する英國政府の意向の不變を確保せんとして、一八七八年七月二十六日、ソールズベリー卿の辯明を求めたるに、ソールズベリーは八月七日、巴里駐劄英國大使ライオンズ(Lions)卿に訓示して、英國は佛蘭西がチュニスをば、少くとも其保護國となして、之に染手すべき特別の理由あるを認め、且之に關する佛蘭西の企畫には何等の妨碍をも加へざるべきことを保障すべき旨を答へしめたり。其後フェリー(Ferry)内閣がグラッドストーン内閣の意向を求めし折には、グラッドストーン内閣は前内閣ほどの好意を表示せず、チュニスには、尙他の國、殊に伊太利の施行すべき、或は要求すべき權利の存する旨を述べしも(一八八〇年六月十七日グランヴィル卿の通牒)、さりながら他日佛蘭西のチュニスの占領に着手せんとすとも、英國の之を妨碍せざるべきことだけは動かすべからざりしなり。唯斯かる企畫の成功を見んが爲めには、獨逸、從つて其從屬者たる塊地利の妨碍を避くるの必要ありしを以て、佛蘭西政府は特に伯林政府との交渉に腐心し、彼をして怒らしむるなきを努めたるなり。

されどビスマルクの佛蘭西をして爲さしめんことを欲したりし所は極めて明瞭なりき。佛蘭西の政治的活動をして斯かる遼遠なる企畫に轉向せしめ、その植民政策を助け、之に由てアルサス・ロルレンの恢復と復讐とを念とするを、暫しなりとも忘れしむるの獨逸に有利なるは言はずもがな、チュニス問題をして、佛國の欲求する所を遂げしめて、之をして伊太利と衝突するに至らしむるの有利なりしは寔に明瞭なりしなり。羅馬政府は、夙にチュニスに重きを置きて、苟も他國のその勢力を此處に扶殖するを許さざりき。チュニスに於ける伊太利の住民は二萬以上にして、遂に佛蘭西のそれを凌駕し、之が重要な點に於ては佛蘭西のそれと相匹敵したれば、佛蘭西にして之を其保護國となさんことを企てんか、伊太利の之を許さざるべきは明々白白たりき。由りて獨逸宰相は、伊太利の佛國に對する此憤怒を利用して之をば彼が政策の軌道中に引き入れ、他日、奥獨逸同盟を變じて三國同盟となし、以て露國政府同様に佛蘭西政府をも威嚇せん事、敢て不可能にあらざるべしとなしたり。

巴里政府の斯かる恐るべき事變に逢遭せる事は決して一再に止まらざりしことなれば、彼は羊皮して虎狼の心を包めるビスマルクの甘言を利用するに躊躇せざる能はざりき。已に一八七九年より一八八〇年にかけて伊國政府は、佛國のチュニス政策に妨碍を加へて再三その利益を侵し、チュニスの太守モハメッド・エス・サドック (Mohammed ez-Sadok) を煽動して佛蘭西に反對せしめられたれば、争端は紛々として起りたるが、されど時のフレシネー内閣は、唯其犯されたる權利の回復を要求せるのみにて、決して干戈に訴ふるが如きことなく、大體に於て平和的態度を失することなかりしが、ジュール・フェリーの政權を握るに及んで、佛國の對外政策は一變して強硬となり、彼は佛蘭西國民並に之が代表者たる佛蘭西議會の絶對に戰爭を欲せざるものなるを標榜しながら、實は狡計に依りて、チュニスを彼が組上の魚たらしめん事を欲し、一八八〇年より一八八一年にかけての冬の客商を以て獨逸の好意の佛蘭西に存するを確保するに及んで、直ちに彼が畫案せる所の遠征と占領との目的を實現せんことに着手したり。

第八節 チュール・フェリー及びカッサル・サイド條約

佛蘭西はチュニスの太守政府が數々の不法行為に對して非難の聲を揚げたるのみならず、アルジェリア (Algérie) の國境に梯在せるチュニス土蕃のアルジェリアに闖入して財物を劫掠し、以て此佛國植民地の安泰を破りたるの煩累も亦彼の久しき以前よりして耐へ難しとする所にてありき。實に僅に十年乃至十二年の間に於て、此等土蕃の佛蘭西植民地を犯したる例は二千三百を越ゆるの有様なりければ、フェリーは斯かる侵犯の漸次繁劇を加ふるを見て、之を以て、彼が懷抱せる斷乎たる干涉を試むるの口實に供せんとし、只其發すべき機を窺ひつゝありたるが、恰もよし、一八八一年三月末、佛蘭西のコンスタンティヌ州 (Constantine) に隣接せるクルーミール (Kluonimirs) 蕃族は、該地に侵入して之を掠つたれ

ば、彼は賠償要求の爲めフォルデュモル (Fordeuol) 將軍の下に、一隊の遠征軍を派遣せんとし、四月七日を以て該遠征の承認を議會に求め、此際、佛國政府は細心の注意を以て、此企圖の決して征服を目的とするものにあらざる事、又佛蘭西政府とチュニス政府との間に毫末も確執の存せざる事、唯チュニス政府に其人民を統治し、其國內の秩序を維持するの力なく、自然、他の補助を須たざるべからざるの地位にあるが故に、佛蘭西政府は之を助けんとするものに外ならざるを言明したるが、此聲明には信を置くものあり又中には措かざるものもありたれども、兎も角も政府の要求は可決せられて、フォルデュモルはチュニスに向ひて出發したり。然るにチュニス太守モハメッド・エス・サドックは伊太利の教唆の下に佛軍のチュニス進入に反對するが如き風を装ひ、兎に角彼が麾下の兵士に命じてクルーミール人の膺懲を目的とする佛軍と其行動を共にする事なからしめ、彼自らは土耳其皇帝の陪臣なりと稱して、帝に依頼せんとしたるより、チュニスの土耳其帝國の屬領たるを主張せるアブド・ウル・ハミッド帝は伯林公會に於て土耳其帝國の領土保全を保障したる歐洲列國に訴へて彼等の共同處理を促せしも列國は動かさず、フリー内閣は、よりにて君府駐劄佛國大使宛四月十八日附通牒に依り、佛國の土耳其と關係なき獨立君主としてチュニス太守を目し來れるもの已に約二百年に及び、殊に一八三五年以來は常に土耳其朝廷のチュニスに其宗主權を再立せんとするに反對し來りたるを固持し、土耳其皇帝の飽くまでも其主張を貫かんがため、其軍艦を出動せしめんとするに及び、佛蘭西政府は之を以て挑戰と看做して以て自國の方

針を處決すべきを公言し、アブド・ウル・ハミッドは彼を助くるものなきに拘らず、尙且、其所説に膠着して動ずる所なかりき。

さて又佛國の遠征隊にてはフォルデュモル將軍は、容易にクルーミール族を征服してアルジェリアの國境よりチュニスに向ひたるが、ブレアール (Briant) 將軍麾下の第二軍も、五月二日タバールカ (Tabarka) に上陸し、捷徑を求めて同一の方面に向ひ、最後通牒をモハメッド・エス・サドックに交附せんとしたり。此最後通牒こそは、チュニス太守をして過去に於ける佛蘭西との一切の條約を支持し、佛軍のチュニス占領に承認を與へ、無條件に佛蘭西の保護政治に服し、其外交は一切佛蘭西及び佛蘭西代表者を經由し、爾今、佛蘭西の承諾なくして條約を締結せず、其行政を擧げて佛國統監の指揮に一任し、財政の改革に同意し、佛蘭西が叛徒に課せる租税を承認し、而して最後に太守が外國より購入せる武器及び彈藥を自由に輸入するの權利をも放棄せんことを要求するものにてありき。

ブレアールは疾驅してチュニスに到着したれば、太守は怖れ屈して、一議もなく上述の最後通牒に同意し、一八八一年五月十二日、カッサル・サイド (Kassari-Said) の條約に調印したり。デュール・フェリーは同日、直ちに該條約の精神を佛蘭西議會に告げて曰くチュニス遠征の目的は、二年以來吾人のアルジェリアの境を犯したる不逞の蕃族を膺懲し、且將來の爲めに、これが保證の道を獲得せんとするにありと。彼尙、附言して曰く、『吾人の安全のためには二重の保證を要す。勿論こはチュニスの太守に對して

要求せらるゝものなり。吾人は彼が領土をも、將た彼が君位をも欲するものにあらず、我が佛蘭西共和國は此遠征の擧を開始するに當りて全く併合の計畫及び征服の志望を廢棄したり。……然るに太守の政府は、明に其力、能く治平を保すること能はざるを以て、吾人をして吾人の領土の保全の爲め、而して又吾人の利益の關する限りに於て、豫防の手段を、彼が領土内に採るの止むなきに至らしめたるなり」と。

第九節 伊太利の佛國怨惡

斯の如くにして萬事は落着を告げ、遠征は、迅速、好首尾に運びを付けたるが如かりしも、事實は却て多費多難にして曠日瀰久するに至りたりしこと實に思ひがけざる所にてありき。輿論を鎮撫し、議會の恐慌を排せんがために、フェリーが彼の六月、七月に於て派遣したる軍隊の大部分をば急ぎ召還しつゝありし間に、汎イスラミズムの鼓吹に熱中せる土耳其帝アブド・ウル・ハミッドは、陰に政治的にし且宗教的なる叛亂を煽發せしより、豫ねて帝の全力を注いで獎勵したる多數の回教結社は、得たり賢しと、アルヂェリア内にまでも此波瀾を伸長せしめ、此處にてはブー・アマム(Bou-Amama)及びシ・スリマン(Si-Sliman)なる頑迷不靈なる二首領の下にオラン(Oran)地方は、形勢一時甚しく險惡となり、其ため、佛國は更に軍隊を阿弗利加に追送するの止むを得ざるに迫りき。フェリーが反對黨議員の急追を

受けて六月三十日、辛うじて下院の信任を保持することを得たりしも、之がためなるの有様なりければ、彼は議會の掣肘と煩累とを避けんが爲め、議會の實際に於て十月末日を以て期滿つべかりしにも拘らず、窮餘の一策として、一八八一年の總選舉を八月二十一日に繰り上ぐるには至りき。

斯くて彼はチュニスの暴動を鎮定し、且又殆んどアルヂェリアの反亂を制壓することを得たりしも、さりとて、此が爲めにチュニス遠征の齎せる最惡の結果を回避する譯には行かざりき。所謂、最惡の結果とは伊太利の不滿によりて惹起せられたる政治上のそれにして、羅馬政府は最初より佛蘭西の企畫を見て不平の念に堪へず、之に就て列強に怨訴する所ありたるも、阿弗利加の國情に關して何等の利害關係を有せざるの露西亞にては、一八八一年三月十三日皇帝アレキサンドル二世新に弑害に遭ひ、其後繼者アレキサンドル三世は、只管虛無黨の病患を絶たんとするのみにて、其力を外に割くの餘裕なかりければ、伊國は何ものをも之に期待すること能はず、又内に愛蘭土自治問題に忙殺せられたる英國も、既に佛國に約するにチュニスに於ける其政策に反對せざるべきを以てしたるあり。然る所以のものは、現に埃及に共同事に従ひつゝある佛蘭西を驅逐して、之を英國の獨占に歸するの時を待つにありたるを以て、斯かる意圖を露白するの早きに失して、爲めに佛國をして之に警戒する所あらしめ、且又徒に伊國の怒を買ふが如きを爲さざりき。故に羅馬政府は、今日は列強中、獨逸而して恐らく又壞地利を除きて彼に同情を寄するものなきを確認し得たり。

獨逸政府は、又あらゆる手段を用ひて伊太利の對佛怨惡を激増せしめ、佛蘭西の政策が醸發したる恐怖心を挑揚せんとし、斯くてビスマルクは異日、羅馬政府に告ぐるに、佛蘭西にては教權擴張主義の勢猖獗なれば、再び羅馬法皇の世俗的權力を樹立するの異圖を演ずるに至り得べきを以てし、又或時に於ては、彼の自家撞着をも顧みず、佛蘭西共和國を以て無政府及び煽動政治の本案本元として、總べての君主國を脅かし、別してサウオヤ王朝をして枕を高うして眠らしめざるものなりと説き、尙又ウンベルト王を支持し、又其王權を擁護し得べき保守的要素は、一に伯林政府の有する所たるべきを續述して羅馬政府を動かしたれば、一八八一年七月、前伊太利内閣議長カイロリ(Cairolì)は自ら伯林を訪問したり。思ふに彼と獨逸宰相との此交渉は、三國同盟に關する談判の始まりたりしを疑はず。

第十節 三國同盟 (一八七九—一八八二)

斯かる契約締結の前途には一大難關の横はるありき。そは永く伊太利人の信條となれるイルレデンチズム (Irredentismo) にして、彼等は之により、相變らず熱心に墺地利に求むるに、トレント (Trento) 及びトリエスト (Trieste) 南部テュロル (Tyrol) 及びアドリア海沿岸の一部分を以てしつゝありしなり。されど斯くの如きは維納朝廷の到底、承認し得ざる所なれば、ビスマルクの事業は、少くとも、一時、伊太利人をして此回收の要求を斷念せしめんとするにありたり。されど、伊太利國民は、豫め何等か

の處置によりて維納朝廷の彼等を満足せしめん事を望み、之が爲めに、一八八一年十一月、ウンベルト王の維納訪問を見るに至りしに、王は何物をも得ること能はずして空しく歸還したり。

一八八一年の末に於て伊太利政府の躊躇因循して、斷然、最後の決心を固め、以て三國同盟に加入する事を爲さざりしは之が爲めなりしも、ビスマルクの猾策が終に伊太利を引き入れん爲めに大なる利き目ありたるもの、如く、嘗ては文化闘争 (Kulturkampf) の旗幟を翻へして、羅馬法皇に楯突いたる獨逸の宰相は、今や加特力教征伐の迷夢より醒め、敢て之に謝罪することなくして、再び和解接近するの途を開きたれば、執拗強情なるビオ九世の後を承けたる寛厚のレオ十三世の即位後、未だ幾くならざるに、ビスマルクは、早くも一八七八年と一八七九年とにキッシンゲン (Kissingen) 及び維納に於て法皇と密商し、歸來、取り敢へず、文化闘争の急先鋒たりし宗教及教育大臣ファルク (Fallck) を罷めて (一八七九年七月)、帝國議會に於ける加特力教徒の驕心を求め、殊に五月法の撤回によりて自ら社會の非難を招くの不面目を敢てせずして、一八八〇年に第一の法律を、更に一八八一年及び一八八二年に於ては第二、第三の法律を制定して、羅馬教僧に適用するも、又或は之が適用を免するも、一に彼の手加減次第なるべき權力を彼に賦與せしめ、以てその究竟、赴かんとする所を示し、その何日かは暗黙の裡に羅馬法皇の面目を立つべきを明にしたり。然れども、此當時に於て誰か又再ウツァチカノ宮殿に獨逸の代表者を駐劄せしむることとしたる彼れビスマルクが更に其歩を進めて、伊太利人のために

羅馬を奪取せられたる法皇の俗權を恢復し得たりしと想像せんや。彼が實際に於て嘗て斯の如きの計畫を有したりしかは疑ふべく、吾人は之が肯定を差控へざるべからざるも、さあれ、之を彼が外交上の慣用手段に徴するに、彼の這般の異圖の存するをウンベルト王及び其閣僚に諷せんとしたりしは事實なるが如く、伊太利人は佛蘭西を怨むの餘りに、一八八二年の冬に於て、從來會て見ざるの和好的態度を埃地利に示し、彼等は、最早イタリア・イルレデンタ (Italia irredenta) を口にせず、斯くて陰密の交渉の伯林、羅馬及び維納に行はれたる結果、伊太利は遂に一八八二年五月二十日を以て正式に獨逸同盟に加入し、以てビスマルク公の宿望を充足したり。

此條約の本文は、未だ公にせられざれど、其要領は夙に明にして、伊太利政府は之によりて獨逸及び埃地利が第三國の攻撃を受くるに際して此兩國に味方すべきを約したり。獨逸の兩國より見たる第三國とは佛蘭西の謂に他ならざるが、之と反對に、伊太利の敵襲を蒙りたる場合には、他の二國に於て伊國を助くるの義務を負へり。

斯の如くにして、ビスマルクが見て以て、全歐洲を嚮伏せしむるに足るべしとせる政治的體系の成立を見るに至りたれば、中歐の兩帝國を挟んで東西に介在せる露西亞と佛蘭西とは、一八七九年及び一八八二年の二條約に由る此恐るべき連衡の眼前に屹立するを見て之に對抗して進取すること能はず、歐洲に第一位を占むる三強國の聯合兵力の天下無敵なりと見做されたりしが故に、露佛の兩國は勢ひ

長へに平和を守らざるを得ざるに至り、進んで戦ふの意圖なきも、絶えず敵襲に備ふるの止むを得ざるに迫られ、今や武裝的平和は歐洲の全土を掩有することとはなりぬ。

然りと雖、實際炯眼なる政治家は、此三國同盟を以てその外観ほど威嚇的なるものなりとせず、彼等は曰く、此提携は、之を要するに嚴密なる守勢的の連衡のみ。締盟列國はその何れかの一國が自ら進んで攻勢に出でざるを得ずと信じたる場合に於て互に援助せんことを約したるにあらず、萬一、斯かる場合の生ずるありとすとも、彼等の中、攻勢的戰爭を以て己に利あらずと看做すものは、必ずや此提携より脱退するに至るべく、斯からんには、此條約も、結局、ビスマルクの所謂紙片に過ぎざるに至らんと。此大政治家が果して晏如として伊太利の助力を期したるものなりしやは疑問たらずんばあらず。假令、獨逸に佛蘭西の復讐を恐るゝの情ありとすとも、佛蘭西の南東の隣國たる伊太利は、何等佛蘭西よりして要求せらるゝ所のものあるに非ず、又佛蘭西の伊國侵入に至つては絶對にあり得べからざる事たりしを以て、斯くの如きの疑懼を懐くを須ひず。従つて伊國の三國同盟締結は、己に利するなくして他を利するのみ。彼は一時かのイルレデンティズムを放棄せざるを得ず、埃地利に對して何等、要望する所なかりしを以て、異日、彼にして其埃地利に對する援助の報酬としてトレント及びトリエストを要求し、維納朝廷の快諾を求むるが如きことあらんにしても、これ寧ろ彼の天真を流露せしめたるものと言はざる能はざるなり。

思ふに、伊太利は決して永く獨塊同盟に膠着するものにはあらざりき。彼は、一時、世を欺き、佛國の輿論を攪亂する事を得たりしかど、こは實に維納及び伯林の彼に期待したりしほどの結果を齎すことを得ざりき。イルレデンティズムの放棄を餘儀なくせられたる伊國は、獨塊二國には、彼が地中海上に於ける諸權利とチュニスの要求とに就て不關焉の態度を持せられ、此兩國よりは、彼が歐洲大陸に於ける領土保全の保證以外、何等得る所なきに、此同盟により利する所あらんとするは虚妄と言はざるべけんや。實に一八八二年五月二十日の條約は、アルプ山陽の伊太利にありては、實際に於て不評判なりしなり。幸にも伊太利國民は、同盟條約の政府の利とする所たるに過ぎず、否寧ろ只管に自己の地位の安泰を念とすなる伊太利王朝の利とする所たるに過ぎざるを覺知したるが、果して佛蘭西との通商條約の破棄は、伊國の經濟的疲弊の原因となれり。實に佛蘭西の伊太利に與へたる援助は、愛着と謝恩との紐帶を以て半島國民と佛國民とを結合するものにして、伊國は、三國同盟締結の後に於ても、其以前に於けると同じく、彼の宿敵、其不俱戴天の敵の塊地利そのものなること、伊太利にして他日、干戈を取て立つの時ありとせば、彼の當然、打撃を加ふべきものの塊地利そのものなるを知りたるなり。

第三章 植民政策 (一八八二—一八八五)

第一節 埃及の共同行政竝にカイローの國民黨

一八八一年、伊太利を排してチュニスを占領したる佛國は、翌年に至り英吉利の埃及を追ふ所となり、此變故の爲めに、巴里政府と倫敦政府との關係に一頓挫を來したり。此事たる、實に三國同盟と同じく、久しきに亙つて佛蘭西を孤立せしめたる所以のものたるなり。

英佛の兩政府は、カイロー政府に對して共に行政上及び財政上の監督權を行施したりしが、こは國守イスマイユン (Khedive Ismail) の其位を廢せられてテウフィック・パシヤ (Tewfik Pasha) (一八七九年六月) の新に位を繼ぐに及んで牢乎として拔くべからざるに至れるが如く、年の九月に至りては、兩國は、總監を任じて埃及政府を制するの優位を占め、埃及にては彼等の承諾なくしてはケディヴの命令と雖、行はれざるに至れり。然るに僅に三閱年にして此状態の覆没せられたるは如何。斯の如き保護權を有せる英佛二國の和協が、何故なれば、斯くも短日月の間に空しく破綻を遂げたるか。兩國中の一國の其友邦を排して之に代ることを得るに至りしは如何。是れ吾人のこれより説明せんと欲する所なり。

一八八〇年三月三十一日、埃及國債清算委員は、英佛の提議に由りて任せられ、彼等は、勉勵、其業を急ぎて七月十七日、一箇の整理法を制定し、之によりて埃及の軍備を整理し、且久しきに亙つて埃及

の疾患たりし其紊亂を救済せんことを期したるが、されど、幾くもなくして、前年イスマイル・パシヤをして其ヌーバル(Nubar)内閣と外人の勢力とを脱却せんとせしめたりし國民運動は再發し、其土人を以て成る一派の軍人黨は、野心勃勃たる大佐アラビー・ベイ(Arabi-bey)の下に、駭々として侵略の歩武を進め以て埃及の富源を略取せんとする外人排除の運動を起せり。此等自稱愛國家は、先づ第一に權力を獲取せん事を欲して曰く、埃及の軍隊は著しく脆弱となれり。文武官は何等の俸給をも受けず、假令、之を受け居るとするも其待遇たる不十分を極む。約言すれば一切の利權は歐人の懐にする所たるに、負擔は擧げて國家の赤子の上のみ懸れりと。一八八一年二月一日、此等不平の徒は終に亂を起し、凡庸にして柔弱なるテウフイック・パシヤに強要して陸軍大臣オスマン・パシヤ(Osman-Pacha)を放逐し、之に代ふるに與黨の一人マームード・パシヤ・サミ(Mahmoud-Pacha-Sami)を以てせしめ(四月二十日)、次で一、士官の俸給を増す事。二、アラビーを首長とする一團の委員を任じて陸軍の大改革を行ふ事の二事を國守に要求したるに、國守は此等の要求を以て過大に過ぐとし、却てマームード・サミを革職し、保守的思想を以て知られたるダウド・パシヤ(Daoud-Pacha)を陸軍大臣となしたり。是れ重大なる革命運動の狼火となりしものにして、アラビーの率ゐる若干聯隊は國守の宮殿を包圍し、國守に迫るにリアズ・パシヤ(Riaz-Pacha)の内閣を罷免し、國中名士の會議を召集し、之をして憲法を制定せしめ、又全國の軍隊を増員して一萬八千となさんことを以てしたり(一八八一年九月九日)。

國守爲す所を知らずして悉く此等の要求を容れ、國民黨首領の一人たるシェリフ・パシヤ(Cherif Pacha)に託するに内閣組織の大任を以てし、アラビーを任じて陸軍次官としたり。是に於て忍苦久しきに互りたる英佛兩國の總監も、今は黙視すること能はず、交々本國政府に訴ふるに事態の由々しきを以ししたるを以て、兩國政府は、警告の一策として、其軍艦をアレキサンドリア(Alexandrie)に派遣するに決したるが、機會だにあらば、回教徒の熱情を煽揚して土耳其政府の權利を回收せんと待ち構へたる土耳其帝アブド・ウル・ハミッドはニザミ・パシヤ(Nizami-Pacha)及びアリ・ファド・ツイ(Ali-Fuad-bey)の二使を埃及に遣はし、表面は秩序回復の目的に外なく、其常に好意を英佛兩國に寄せつゝあるものたるを裝ひながら、竊に全力を擧げて國民黨の煽動を事とし、英佛兩使臣の處置の妥當ならざるを示したり。共同行政を分擔したる兩國政府の和協は、此時までは間然する所なきが如かりしかど、世人は既に埃及問題に關して彼等の間に或種の扞格を生せるを推したり。十月十七日、佛蘭西外務大臣バルテルミ・サンティエール(Barthelemy-Saint-Hilaire)が、カイロー(Cairo)駐劄佛國總領事シエンキーウイッチ(Sienkiewicz)に宛てたる訓令によれば、佛蘭西の第一に要望する所は、埃及の財政組織の保全にして、國民黨が其綱領となせる諸改革及び自由の如きは、彼のしかく重要視する所に非ざりしが如きに、之に反し英吉利政府のグランヴィル(Granville)卿は、十一月四日、其總領事マレット(Mallet)に宛てたる訓令に於て此等の事に關して國民黨に適當の満足を與ふるの必要を力説したれば、世人は之を以て英佛の二國が

カイローに於て初めて隙を生じ、而してアラビイ黨の英國の保護に頼るべきを想見したりき。然るに事實は案に相違したり。斯かる間に巴里には、政變ありて佛蘭西政府に與ふるに、英國と接近するの機會、少くとも接近を試むべき機會を以てしたり。

十月末、フェリー内閣は、チュニス事件に付てパレー・ブルボン (Palais-Bourbon) に反對黨を擧げての激烈なる攻撃を受けたるが、難者の論旨は、内閣が國民の代表者を欺き、議會の許可をも待たずして征服の戰爭を專斷し、國家をして恐るべき紛糾裡に纏綿するに至らしめたりと云ふにあり。結局、内閣は議會の信任投票を得ること能はずして倒壊し、居ること數日にして、一八七〇年戰役の國防者たるガンベッタ (Gambetta) 代りて内閣を組織する事となりたり (一八八一年十一月十四日)。蓋しガンベッタは久しき以前より、共和國の運命を動かすの大なる勢力をば隱密の裡に揮ひ來れるなり。

ガンベッタが立すべき埃及政策は、下の三策の何れか一つを出でざりき。曰く、(一)、英國との提携を持續して、最後までも其歩調を一にする事。(二)、該問題をば歐洲の國際問題となす事。(三)、埃及をば斷然、佛蘭西よりも大なる利害關係を有する英吉利の手に放棄して之を其自由處分に委し、その代りに此機會に於て確實にして有利なる代償を世界の他の一部分に於て求むる事 (是れ佛蘭西共和國が、一八〇四年の英佛協商によりて初めて實現し得たる所なり)。

この最後の要求の最善の策たりしことは、事件の結果の明に證明する所なれども、一八八一年に於

ては、佛蘭西人にして一人としてこれに考へ及ぶものなかりき。ガンベッタの智なる、第一策により、極力、英佛協商を固執せんとし、この所信に基きて一八八二年一月七日の通牒をものし、英佛兩國の埃及に利害を有すること、他の比肩し得べき所に非ざれば、彼等たるもの離るべからざるの關係を持して専ら埃及の既成の秩序を維持し、且又其問題の處理に任すべきものたるを説き、又曰く、「兩國政府は力を費せて埃及に於ける既成の制度を脅かすが如き内外紛糾の過根を斷たんとするの決意を一にするものにして、此點に關し、彼等が正式の意向を以てせる公然の保證が、ケディヴの政府を脅嚇し、且又英佛の兩國をして相提携するに至らしめたる所謂危険を防止するに與つて力ありたるを疑はざるものなり」と。

されど實際、英國政府は近く佛蘭西との結合を脱し、英吉利の一國にて埃及を引受くべき機會の來るべきを知れるを以て、佛蘭西の如き斷言を爲すを憚り、グランヴィル卿は慎重にも、その一月七日の通牒を以て、彼の意、唯ケディヴの上に精神上の作用を及ぼさんことを期するの外あらず、列強に於て實際的の行動に出づるが如きは、その素と企圖する所に非ざるの意をガンベッタに傳へたり (一月十七日)、されど此宣言の内祕に屬するものたりしを以て、ガンベッタは、此事に頓着せずして該通牒を送附し、埃及に在りし英佛の總領事の之に向つてそれ／＼異なれる解釋を加へたるのみにて、斯かる意見の相違の存するを知れる國民黨も、敢て之に乗じて彼等の計畫を激勵するが如きの行爲に出でざり

土耳其朝廷は、最早之を等閑に附する事なかりき。彼は一月十三日この方大膽にも揚言して曰く、土耳其は、常に埃及の宗主國たるを以て、此地に於ける秩序回復の事は、英佛二國の與かる所には非ずして、一に土耳其の處理すべき所たらずんばならずと。土耳其朝廷の此宣言は、ビスマルク公が陰密の煽揚によるものにして、公が、土耳其に寄するに好意を以てして、他日、之に政治上並に軍事上の一種の保護權を樹立し、且又、英佛の衝突の免るべからざるを看破して、出來得る限り其確執を助長せんことを厭はざりしもの茲に歳ありしなり。

是に於てガンベッタは取り敢へず、一月二十六日、第二の通牒に由りて、土耳其の見解に同する能はざること、英佛兩國は、埃及に於て特種の權利を有するものなるを以て、此權利を防護するは、兩國の任務なる旨を宣言したるに、恰も該通牒發送の當日、豫てより彼の内閣に對する態度の曖昧を致しつゝ、ありたる議會に一政變の勃發するありて、爲に彼の内閣は顛覆し、其政策は茲に空しく頓挫を遂げたり。嘗てはフレンネーの政策を挫き、フェリーをして希臘を放棄せしめ、チュニス事件の後に於て全く彼を没落するに至らしめたる狂的の平和主義は、今や佛蘭西の政界を支配し、歐洲外交界の紛糾は、佛蘭西をして畢に戦亂の渦中に投ぜざるを得ざるに至らしむべしとする謂はれなき危懼心よりして、あらゆる場合に於て、佛國をして忌むべき保守退嬰の政策に畏縮せしめたり。共和黨が久しく望みとし

たりしガンベッタ内閣も、僅々二ヶ月を経たるに過ぎざるに、暴虎憑河の危険を冒すものと非難して、世人は最早之に従ふ事を欲せざるに至り、一八八二年一月二十六日、多數黨は内閣が十一月十四日に提出したる連記投票法 (Scrutin de liste) に藉口して遂に之を倒したれば、優柔なるフレンネーは、新に内閣議長となりたるも(一月三十日)、その天性の不斷にして己の責任を顧慮するの酷しきは、彼をして久しく此位置に在るを許さしめざりき。

フレンネーは、その先任者が一月七日の通牒に由りて約せんとせし政策を固執するの意なく、彼の最も重視したるは、埃及問題解決の責任を英佛の兩國に要求するにあらず、之をば國際的問題として共同の解決を歐洲の全體に委せんとするにあり。唯列國に向つてカイロ問題處分の權利を巴里及び倫敦政府に與へんことを望みたるに、英國政府は内心、佛蘭西をして、此責任を引受けしむるを欲せざりしを以て、寧ろ其責任權の土耳其に與へられん事を欲したり。是れ之に多くの條件を附帶せしめて、其實施を遅引せしめ、結局、事件の成行上、最後に英國の手に之を引受くるの結果を見るに至らんこと彼が疑もなき底意にてありき。ビスマルクは、之に就いて、歐洲はフレンネーの要望する委任權を英佛兩國に與ふる事を拒まざるべき旨を陳述したるが、同時に、彼は兩國の遠からず衝突して彼等の求むる共同事業の不可能に終るべきを疑はざりしなり。

そは兎に角、フレンネーはグランヴィルと諮りて、二月十二日、一篇の回章を作製し、之に由りて次の

根據に於て埃及問題を處理すべきを歐洲に提議する事となれり。「國際條約及び之によりて生ずる協調の、英佛兩國の各と結ばれたるものにせよ、或は兩國竝に他の諸國と共に締結せられたるものにせよ、土耳其帝及びケデーグの權利を保持する事。土耳其帝の詔勅が保障せる自由を尊重する事。慎重に埃及の自由を助長する事」。

然るに此間にガンベッダの失脚を見たるカイローの國民黨は、再び其優力を盛返して（一八八二年二月一日）、シエリフ・バシヤの内閣の罷免をケデーグに迫り、シエリフ・バシヤ内閣は、間もなく辭職して、マームード・バシヤ・サミ之に代り、アラビー（間もなくバシヤとなりたり）は、入りて陸軍大臣となり、新内閣は直に埃及及び歐洲列國間の諸條約を尊重すべきを約したるも、彼には此宣言を墨守するの意なく、テウフック・バシヤの此新勢力に抗するの力なきこと明にして、國民運動は、日に増し其勢を加ふるに至り、間もなく、新大臣等はケデーグに迫りて（三月十三日）、彼等が見て以て、其將來の目的を成就するの力ありとしたる有爲果敢なる五名の將官と、二十九名の大佐とを任命せしめ、加之、其豫し嫌疑する所たる國守麾下のシルカシアの士官等が、陰に彼等を陥れんとしたりと稱して、之が糾問を要求し（四月）、其中四十餘名を重刑に處せしめたるを以て、英佛の總監は、彼等の減刑をケデーグに要求したり。此減刑の要求は九月九日を以て聽許せられたるに、諸大臣は既に叛起の狀を呈し、公然、テウフックを追放してテウフックと同じくメヘメット・アリの血統なるハリム（Halim）を以て之に代へんとする

の意思を發表し、名士會議をして之を決せしめんとし、ケデーグの反對をも物ともせず、急ぎ該會議の召集にと取りかゝれり。

事の重大なるを見て、佛國の下院も動搖し、五月十一日、内閣の執るべき方針に就てフレシネーに質問するものありしに、フレシネーは、又々埃及問題の國際化を主張し、反復、歐洲の協調に由りて之を解決すべきを述べ、之と殆んど同時に、彼は英吉利に向つて佛蘭西と共に艦隊をアレキサンドリアに派遣して、土耳其朝廷をして暫く一切の干渉を停止せしめん事を提議したり。フレシネーの最も憂慮したるは、土耳其軍隊の埃及進入によりて、土耳其帝の汎イスラミズムの煽動が、其往時の事例によりて見たりし如く、チュニス及びアルジェリアにまでも之が反響を及ぼすに至らんことに外ならざりき。

英國政府は、示威行動の要求を拒絶するが如き事なく、二箇艦隊の派遣を公表し（五月十四日—十五日）たれば、國民黨は、此報道に忽にして萎縮して五月十六日を以てケデーグに降伏したるに、ケデーグは再びマームード・バシヤ・サミをして内閣を組織せしむるの失態に出で、且之を保護し、英佛兩政府の、彼をして一層穩和にして安定的なる内閣を以て之に代らしめんことを努めたるも及ばざりき（五月下旬）。茲に於てフレシネーは、列國會議を君府に召集し、之をして埃及問題を解決せしめんことを提議し（五月二十三日）、グランヴィルは直に之に賛同し、之によつて六月二日、列國に對する招待狀は發せられたり。

然るに事態の重大なるがために、日に日に難局に陥れるフレシネーは、自ら責任の衝に當るを避けんと欲し、六月一日、議員ドラフォス(Delafosse)の質問に對し、愚にも「余は嘗て佛蘭西軍の出征に同意したることなし」と答へ、ガンベッタをして憤激の餘り、「貴下は列國に向つて貴下の弱點を暴露せんとす。貴下をして之を首肯せしめんがためには、脅迫を以て可とす」と絶叫せしめたり。よりにフレシネーは、已むを得ず、余は自己の行動の自由を放棄したるにあらず、必要に應じて之を執らんとするものなりと答へたり。

斯くの如くにして、土耳其帝の使節デルヴィシユ・パシヤの埃及に渡來し、六月十六日、土人を煽發して突如として、暴動をアレキサンドリアに起さしめ、頻りに歐人を虐殺せしめつゝありしや、英佛の二艦隊は、相率ゐてアレキサンドリアに入りたり。國民黨の爲めに其位地竝に生命の安然をすらも保し難きに至れるテウフィック・パシヤは、直にカイローを脱してアレキサンドリアに到り、列國の領事も、亦、之に追従し來るの有様にて(六月十四日—十七日)、此等の事變は、佛蘭西及び英國をして君府會議の遅延を許さざることに決せしめ、斯くて土耳其皇帝が、暗々裡に獨逸の後援を得て、彼自ら埃及の主權者なるが故に、己の權利に關して歐洲と商議する能はざる事、彼の領土たる埃及に彼の軍隊を送派するは、彼の自由にして何人の許可をも要せざるものなれば、此に干渉せんとする國際的委任を承認すること能はざるを續述して、絶え間なく抗議する所ありたるに拘らず、會議は遂に六月二十三日を以て

開催せられたり。

土耳其の抗議に頓着せずして、會議は其事業を開始し、第一に參列各國が毫末も土耳其帝及びケデーグの權利を侵害せず、些の私心なく、悉く彼等特殊の利益を放棄せんとするものなるを説明せる議定書を作製したるも(六月二十五日)、此宣言の効力は、英國の主張によりて「各國は其自國民保護の必要上萬止むを得ざる場合を除き、本會議中、埃及に於て單獨の行爲を爲すことを得ず」てふ文字のために抹消せられたり。英國が斯の如き萬止むを得ざる場合、即ち埃及に於て單獨に支配的の干渉を試みるの己に好都合なりと考ふる場合に於ては、決して此機に乗することを忘るゝものに非ざるに氣附かざりしは、列國の手ぬかりたりしなり。

第二節 埃及に於ける英人

七月六日、君府會議は土耳其(土耳其は相變らず此會議に列らざりき)それ自身をして埃及に干渉を試みしむるに決したるが、埃及の現状を維持し、その占領期間を三ヶ月に限るといふ條件附にて英國人は土耳其の之に對する返答を待つことを欲せず、國民黨がアレキサンドリアの武備を始めたるを口實として、七月四日、佛蘭西に告ぐるに、該港砲撃の計畫を以てしたれば、フレシネーは驚きて斯の如き場合に於ては、佛蘭西艦隊の豫め之を撤退すべきを答へたり。茲に於てかシーモア(Seymour)提督

が七月十日を以て、翌日より砲撃を開始するの意志なる旨を佛蘭西の提督コンラド(Comrad)に通知するや、コンラドは直にスエズ運河の方向に移動し、英人は茲に於て愈々其の威嚇にとりかゝりて、アレキサンドリアの要塞を破壊し、七月十五日、上陸したるに、アラビイ麾下の埃及軍はカフル・エル・ドゥアール(Kahr-el-Douar)に其陣地を固めたり。

既にして土耳其は會議に通告するに彼の列強と行動を共にし、且兵力を以て埃及に干渉せんと欲するものなるを以てし(七月十九日)、又英吉利軍の先づ、埃及を撤退せんことを要求したるが、斯の如き要求の容れられざるべきは明かなりき。之と同時に英佛の二國は叛亂のために危険に迫れるスエズ運河を二國の共同保護の下に置かん事を列國に要求し、フレシネーは議會に向つて積極的行動を執らんが爲めならで、唯佛蘭西艦隊をば交戦準備の状態に置かんが爲めの権限を委任せられん事を求め、之が爲め、七月十八日の議場には長時に涉る激論あり、多數黨は之が佛國をして無意識に一大戦亂の渦中に陥るに至らしむるものにあらざるかを憂懼したるが、一方に於てはフランシス・シャルム(François Charames)及びガンベッタの如き冷靜なる二三の政治家は、最も先見ある愛國的名論を吐露し、一八七〇年後の國防號令者たりしガンベッタは、彼自らはフレシネー内閣以上に該要求に賛同し、即ち埃及干渉の權を黙諾せんとするものなるを陳べて曰く、「余が政府に與ふる此信任は、政府が要望する以上に完全なるものにして、こは、將來に互りて内閣が必要と考ふる場合に何時にても行動を執り得るの

權なり。内閣に賦するに、發動し又責任を執るの權を以てするものなり」と。彼は佛蘭西人に對する一種の威嚇たりしビスマルクの政策に對し、世人の考察の理路を逸するものあるを戒めて曰く、「あらゆる政策、あらゆる事件にビスマルクを引き入るゝの必要はあらず。要は諸君の熟考せる利益に従つて行動するにあるのみ。外人に關する論議は餘りに多く又餘りに雜多なるが爲に、何をか佛蘭西の利益に貢獻する所最大なるかを測定するに由なきなり」と。

二日の後、巴里市長の位地に關する議論の爲めに突然、窮地に陥りたるフレシネー内閣は、是より數日にして、絶對にスエズ運河の保護以外に支出するが如きことなかるべきを保證して、相當の費額と言ふべき九百五十萬フラン(グラッドストーン内閣は五千七百萬フラン)を超過する軍事費を下院に要求して容易に之を通過したり)の支出を求め、斯くして派遣せらるべき軍隊の運河より移動せざるべく、又何等、他の行動を執る事なかるべきを約したれど、何れも否決せられたり。熱狂したる多數黨の要求は左の一事を出でざりき。そは即ち君府會議が、佛蘭西及び英吉利に運河防備の委任權を與へざらん事は是れにして、先に英佛の兩國をして自ら責任を執つて行動せしめんとしたる彼等の意圖は、今は毫も顧みられず、佛蘭西を以て危地に陥らんとするものなりといふ彼等の老婆心は、彼等をして物の分別力を喪失するに至らしめたるなり。カイロー政府に依るの外には埃及に干渉するを欲せずとし、又現に恐るべき事變の歐洲に發せんとしつゝあるに際して、事を埃及に構ふるを非なりとせるクレマンソン

1 (Clemenceau)の辛烈なる議論は、終に最後の票決を決定したり。彼れ曰く、「余の結論は下の如し。曰く、歐洲は軍隊を以て充溢せられ、世界の耳目は悉く之に集中せられたり。列強は將來の爲めに其自由を保留す。乞ふ佛蘭西の自由を保留せよ」と。斯くて四百十七票對七十五票を以て内閣の提案は敗れ(七月二十九日)、フレシネー内閣は瓦解を遂げ、佛蘭西は全く英佛協商を放棄し、埃及を其掌中より失ふに至りぬ。

數日にして(八月七日)デュクレール(Duclero)内閣は組織せられたるが、彼は斯の如くにして議會の追求する放棄政策に遵由するの外、何事をも爲すの力なく、斯くて孜孜として其準備を進捗したるの英國は、土耳其の干涉の諸條件に關して君府朝廷と引續き商議を重ねて、彼をして空しく時日を経過せしめ、從て之が干涉を不可能たらしめんとしたり。事件の解決に關して何等貢獻する所なく、結局一場の喜劇を披瀝するに過ぎざりし君府會議は、八月二十日以後、其會商を中止し終りたり。英國は由りて八月中、印度兵を以て運河を占領し、更にカイローに向つて進軍したれば、九月九日、土耳其は畏れてアラビ・パシヤを目するに叛賊を以てすべきを英國政府に告げたり。月の十三日、英軍はテル・エル・ケビール(Tell-el-Kelbi)にて埃及の小軍隊を驅除し、翌日、カイローに入りて、曩にアラビが廢位を宣言したるテウフィック・パシヤを其位に復し、アラビ並に其國民黨の一味徒黨を捕へて之を糺彈し、國民黨を鎮撫懐柔するの必要上、急ぎ減刑を行ひ、アラビの死一等を減じて之を錫蘭に放流したり(一八八

二年十一月)。

爾來英國政府はケデーグの名を藉りて埃及を專制し、又永く自ら專制者として立たんと欲したり。グラッドストーンは自ら道德の諸原理と自由主義とを中外に標榜したりしにも拘らず、彼も亦流石に英人なれば、其埃及占領を斷念すること能はず、之を以て印度保全のために必須なりとし、從て此當時まで行はれ來りし二國の共同行政を以て最早問題とすべきにあらずと思考したり。テル・エル・ケビール戰の後、彼が「今や埃及の問題は、從來よりも一層直接に倫敦政府のみに從屬し、六ヶ月以前に存在したるが如き狹隘なる契約は、彼を束縛せざるに至れり」と公言せるを見るべし。

率直に埃及を撤退したる佛蘭西は、其往時の同盟國の埃及を占領するを待つの外なかりしなり。此後、幾くもなくして、デュクレールはニールの沿岸は、何等事情の變移せるあらず。共同行政は再び恢復せらるべきものなりと述べたるも、是れ固よりよまひごとのみ。彼は又十月に至り、英國が埃及に於ける總監を廢止すべしと聞きて驚駭に禁へざるかに裝ひたりしも、英國外相グランヴィルは十一月八日、彼の抗議に答へて、事情の全く推移して、英佛の二元主義は、今は唯徒に紛糾の因子たるに過ぎず、其存在の理由を有せざるに至れるを告げ、唯同時に佛蘭西に提供するに國債委員長の地位を以てし、尙之に附帶するに *daira* 即ち區制並に地所制の管理を以てせしめんとしたりしも、デュクレールは此等一切の提議を却け、且之に對し何等對案を提供することなくして單に舊狀の復歸を要求するのみなり

しかば、佛蘭西と妥協せんことの不可能なるを知らるグランヴィルは、今一度、英國が單獨埃及の改革を行はざるを得ざるの地位にあるを述べて之を遺憾とし、且、佛蘭西が他日、今一層、理解ある立場に到來するに至らん事を希望したるに(十二月三十日)、佛國內閣議長は、之に對し、一八八八年一月四日を以て、埃及に於ける英佛の共同行政は雙務契約なれば、これは英國の濫りに之を破却するを許さざる所にして、佛蘭西にとりては其權利の喪失に對する如何なる賠償も、以て問題とするに足らず、彼の執るべき途は、今は自由行動の外にこれあらざるを説けり。

之を要するに佛蘭西の無策は、終に埃及を失ふの結果を胚胎したるものにて、彼は一八八一年以後に於て伊太利と衝突したるが如く、今や亦英國と衝突するに至れるなり。

第三節 佛國の植民政策

英佛兩政府の關係は、埃及事件以來、著しく變化し來りたるが、これはフェリー内閣の當時創むる所たりし各方面に於ける植民的企業のために益々改善の機を得るには至らざりき。

世界第一の植民國を以て居ること久しき英國は、常に佛蘭西の海上政策を嫉視し、彼が亞細亞、阿弗利加に於て英國領の附近に其國旗を翻し、これを支配するに至らんことを懼れたりしを以て、一八七〇年及び一八七一年の大變災後、幾もなくして佛蘭西の諸方を征服して英國に拮抗せんとするや、勢

ひ英國の不興を買はざる能はず、東京、マダガスカル及び阿弗利加内地に於て暗黙の間に之を抑阻せんとしたり。此等の事實は、實に第十九世紀の末年に於ける外交史上の頗る興味あるものに屬するなり。

吾人が第一に讀者の注意を乞はんと欲する東京事件は、埃及に對する干涉によつて英國が佛蘭西を埃及より驅除せし當時に起れるものなり。こは、實にナポレオン三世の印度支那征服に其の端緒を發するものにして、一八七四年五月十五日の條約に由り、ブローリー(Brogie)内閣は、フランシス・ガルニエ(François Garnier)の殺害を名として、安南の嗣德王(Tu-Duc)の上に佛蘭西の保護權を行はんとしたり。此條約の條文には幾多の不完全なる點ありて、其爲め佛國の保護權も十全ならず、就中、支那の安南に對して行施せる宗主權の廢棄を明認せず、唯、「佛蘭西共和國は安南王の主權を有する事、此國の如何なる外國に對しても、完全なる獨立を有するものたる事を承認し、且之に助力を與へ、國內の安寧秩序を維持する爲め、あらゆる攻撃を防禦し、此國の一部分を崩壞せんとする掠略を擊破せんが爲めに「其の要請に應じ」無報酬にて必要なる援助を與へん事を約す」と揭示し、又「此保護を承認して安南王は其の對外政策を佛蘭西の對外政策と合致せしめん事を約す」と宣言したるに、同時に輕率にも「王は又其現在の政治上の關係に何等の變化をも及ぼさざるべきを約す」と言ひたり。實際嗣德王は自身も支那の藩屬を以て任じ、一八七七年の貢を納れんが爲めに使節を北京に派遣し、又一八七八年に

は、嘗て長髮賊の亂に於て、賊軍の部將たりし李楊材の東京を襲ふや、救を清廷に求め、更に一八八〇年には使節を派遣し、貢物を獻じて支那皇帝に敬意を表したり。斯かれば佛蘭西の全權公使ロッシュュアール (Rochesourat) 伯の通告によりて該條約の締結を知りたる恭親王は、之に承認を與へず、再三再四、支那皇帝の宗主權を有するものたるを主張したり。尙茲に一言すべきは、上記佛安條約による時は、安南は武官、陸軍教官、技師、官吏等を佛蘭西に招聘すべき事を約したるも、敢て之を強制せられたる譯にあらず。佛國は東京の内地貿易のために三市を開放せしめて、此處に領事を駐簡せしめ得ることとなりたるも、領事の保護に必要な武力の保證を許諾せられたるにあらず。新に安南の首府順化に置くこととなる佛蘭西の駐在官も、國王に請受せらるゝの權利を有せず、之が謁見の要求は、常に拒絶せらるゝに過ぎざりければ、安南政府に對して全然、無能力にてありしなり。之を要するにガルニエの企畫を以て非なりとし、努めて確執を避けんと欲したるブローリー内閣は、佛國の何等求むる所なく、事實上死文たるに過ぎざることを中外に示さんとしたりしもの如し。

され、所謂「道德的秩序」の主張に勝利を制し得たる共和政府が、五月十六日この方、氣力頓に揚りて己の權利を云々するに及びて、彼は、又支那政府並に嗣德王に對ても、彼の所謂條約による既得の諸權利の恢復を求むるに至りたれば、巴里に於て支那政府を代表したる明敏不屈の曾紀澤侯は、清國が斷じて印度支那に於ける彼の權利の破却を忍ぶこと能はざる事、且彼の要求する宗主權は、佛蘭西政

府の唱ふるが如き往昔の事實たるに止まるものに非ずして、現に尙存續しつゝあるものなれば、北京政府は、絶對に一八七四年六月十五日の條約を承認するを得ざる事を極力主張し、一方に於ては、嗣德王は故らに、佛蘭西の居留民、駐在官、並に領事に妨害を加へて、彼等をして前記の條約によりて得べき利益を享受するを得ざらしめ、支那の民兵軍にして、安南王に服事せる劉永福の黒旗軍をして安南の北部即ち東京を占領抄掠せしめ、又佛人の支那の雲南省に到らんと欲しつゝありたる紅河の航行並に通商を禁じたれば、佛蘭西政府は、強硬なる手段に訴へて自己の權利を主張せざるべからざるに至れり。然も、一八八一年に至るまでは、彼は其權利を主張しながらも、流石に武力に訴へて響を報いんとする迄には至らざりしが、デュール・フェリーの内閣を組織するに及んで事情は一變したり。彼以爲、假令、佛蘭西にして獨逸に向つて復讐戦を試むるの力なしとするも、これ決して佛蘭西をして無力無爲の徒に情民を貪らしむるの理由たるべきに非ず。彼や、更に時の到るを待ちて植民政策を行ひ、遠遠なる海外の地域に於てその勇氣と活力とを用ひざるべからずと。彼が最初よりして埃及問題を重大視したるはこれがためなり。印度支那に焦慮するに至りしも、亦之が爲めなりき。彼は之によりて、よし英國の不滿を買ふことあらんとも、獨逸の反對を恐るゝの要なきを信じたるを以て、所在佛國の國利を回收せんとするの決意を固めたりき。

居常フランクフルト條約の支持を念とし、従つて佛國の攻撃を禦ぐの一事に熱中しつゝありたるビ

スマルクは、彼の執りたる外交上の警戒によりて、佛國をして孤立の地位に立たしめ得たるを以て満足すること能はざりき。佛蘭西に對して獨逸同盟を組織したる事も、將た佛國をして容易にチュニスを獲得せしめ、以て佛伊の兩國を裂き得たる事も、未だ以て十分なりとすること能はざるの彼は、佛蘭西をして大に植民的發展の途に向はしむべしとなしき。蓋し佛蘭西にして亞細亞或は阿弗利加に活動を試みんことを欲する以上、英國を敵とするの覺悟なかるべからず。從て其復讐の戰に於て自ら掣肘せらるゝを免れざるべければなり。是を以て一八八一年以來、ピスマルクはフェリーに示すにその憧憬せる遠大なる畫策の實にピスマルク自らを満足せしむる所以のものたるを以てするを忘れず、其前年においてすら、尙且、佛蘭西のモロッコ(Maroc)に其領土を擴張せんことを望みて、獨逸は之を以て欣快とするものなりと斷言したりき。

ヂュール・フェリーは、又彼が第一回の内閣を組織せし當時よりして、必要の場合には武力に訴へてまで一八七四年の條約全部の遂行を安南政府に強請すべく、必須なる信任を議會に求むるの要ありとしたりしが、平和主義者の反對ありしにも拘らず、此信任案は、一八八一年七月十七日を以て通過し、次で八月十七日には『佛蘭西の臣民及び被保護民並に外國の臣民若くは被保護民』の爲めに佛蘭西の裁判權を安南に編制樹立すべき旨の法令の發布を見るに至れり。

ヂュール・フェリーは一八八一年十一月、早くも其の地位を去りたるを以て、その企畫せる遠征を實現

すること能はざりしが、彼の後を繼承したるガンベッタ(Cambetta)は、埃及問題に没頭して多く安南問題を顧みるに至らず、唯一八八二年一月一日、曾公使に告ぐるに、佛蘭西が一八七四年の條約を固執すべきを以てし、又一八七五年に於て安南を以て單に支那昔時の朝貢國に過ぎざるものとせし恭親王の言明を引き、これ要するに歴史的興味を示すものたるに過ぎずと言へるのみなりしに、程なくガンベッタの大内閣(Grand Ministère)は、フレシネー内閣に其地位を譲るに至りたれば(一八八二年一月二十六日—三十日)、曾紀澤は、更に新内閣に向て、彼が恭親王の主張に對する其解釋を固執するものなるを宣言したり。爾來佛蘭西の外交政略は、この方針を追求し、交趾支那總督の東京^{トシヤン}に派遣したるリヅィエール中佐(Rivivier)の小遠征軍は間もなく、河内の城砦を砲撃して之を占領したれば(一八八二年四月二十五日)、此の報に接したる巴里駐劄支那公使は盛に抗議を提出し、フレシネーの回答の荏苒するを見て、一八八二年六月十四日には其要求少しく理不盡に互るの手翰を寄するに至れり。リヅィエールは紅河の畔に於て、黑旗軍の邀撃する所となり、援軍の力を借り全力を傾けて防戦せしが、然るに佛蘭西政府は支那と和解の望あるを明示し、北京駐劄佛蘭西公使ブローネー(Boussé)は一八八二年十一月、總理衙門に談判の結果、東京^{トシヤン}を保護國として、佛支兩國の間に之を分割するの條約を締結したり。

フレシネー内閣の後を襲へるデュクレール内閣及びファリエール(Fallières)の短期内閣倒れて、一八八三年二月二十二日第二フェリー内閣の組織を見るに至り、當時の事情は正に上述の如かりしが、新内閣

が執れる第一の處置は、全然ブーレー條約を破棄し、且、該條約の調印者たるブーレーを罷めて、之に代ふるに代理公使トリクー(Tricon)を以てし、佛國のため確實なる保護權を安南に樹立せんことを之に訓令したるが、既にしてリヴィエールの河内附近に殺害せらるゝありければ(一八八三年五月十九日)、内閣は東京遠征隊の兵數を増加して四千となし、且クールペー提督(Cornbet)の艦隊をして之を援助せしむべきを議會に要求し、只管に事態の紛糾し、其冒險に互らんと恐れたる議員を説服すべく盡瘁したり。斯くて佛國は十分なる武力を以て東京及び安南に行動する事を得るに至りたるが、此間に、トリクーは一八七四年の條約を破却せん事に汲々たりし李鴻章と北京に折衝したり。然るに安南にては嗣德王死し、佛國理事官アルマン(Harmand)はクールペーの助力により、苦もなく、嗣德王の後繼者たる協和王(Disiep Hoa)に迫りて、順化條約(一八八三年八月二十五日)を締結し、之に由つて佛蘭西は支那を除外し、最も精細なる條文の下に安南に其保護權を確立する事となれり。翌年冬、クールペー提督及びブリエル・ド・ソリーヌ(Brière de l'Isle)ネグリエ(Negrier)の兩將は、着々として海陸に戰功を收めたる結果、佛蘭西國旗は翻々として支那國境に至る全東京に翻るを見るに至れり。巴里にては議會は戰爭の瀰久するに倦みて、フェリー内閣に離反せんとしたりしかど、北京政府は勢に屈して終に大に讓歩し、一八八四年五月十一日を以て艦長フルニエ(Fournier)と天津條約を結び、安南に於ける佛蘭西の獨占的保護權を承諾し、其軍隊を撤退する事、佛蘭西共和國と順化政府との條約を尊重する事を

約し、且、安南領印度支那に於ける佛蘭西の通商自由の原則に承諾を與ふるに至りたり。斯くして萬事は落着せるやの觀ありければ、フェリーの議會に此結果を報告するや、議會は大喝采を以て之を迎へたり(五月二十日)。然るに説明不足のための誤解及び佛蘭西の愈々本條約を實行せんとするに當つて生じたる誤解の爲めに問題は再燃しぬ。

支那軍隊は東京北邊の諒山(Lang-Son)及び勞開(Lao-Kay)を撤退すべき筈にて、フルニエが定めたる之が撤退期日は正式に李鴻章の承認を得たるものにてありしに、彼は後に至つて斯かる承認をなしたる事なしと主張したり。然るに又他の一方にては、五月十一日の條約を力爭したる支那の主戦派は、支那の内情を詳にするを得たる英國の後援によりて、不思議にも再び其力を擡げ來りたり。尤も支那の前哨兵が果して戰はずして退くの意ありしや否やを深く究明する事なくして之と衝突したる佛國も、輕率の譏を免れずと云ふべく、六月二十二日デュチェンヌ(Duchenne)大佐の北黎(Pac-To)にて彼の差路を扼せらるゝや、彼は小軍隊を以て支那の大軍に衝り、終に退却するの止むを得ざるに至りき。

北黎の埋伏は(佛蘭西人は此事件を呼んで斯く云ふ)大に佛蘭西人の憤激を招きて、新なる運動を喚起したるが、實に此運動こそは、當時の政界の會て思慮せざりし重大なる意義を東京戰爭に賦與するに至りたるものなりき。

第四節 マーディ竝に蘇丹の英人

フェリーは、此後、更に幾層の努力を以て東京戦争に従事し、又マダガスカル(Madagascar)竝に阿弗利加内地に於ける植民事業の擴張に鋭意することを得たるが、其然りし所以のものは、英國が一八八三年より一八八五年に亙る埃及經略に際し逢着したりし難關の賜物たらずとせず、乞ふ之を説かん。

グランヴィルとデュクレールとの商議不調に終り、デュクレールは一八八三年一月四日、彼に自由行動の権利を保留すべきを聲明して空しく己の無力を中外に宣示するに止まりしが、其後、英國はグラッドストーンの機關新聞を通じて、秩序回復次第、いつにても埃及を撤退すべきを宣言したるも、埃及に於ける危険は却て増大するのみなりければ、彼は之を以て絶好の口實として無期限に彼が占領を延期するに至りたり。

アラビー(Arabi)の手兵を以て目するを適當とせるテウフィック・バシヤ(Tewfik Paicha)の軍隊は、一八八二年十二月以降、其の規律紊れて之が振肅を要とするの時に當りて埃及の形勢は再び險惡に赴き、英國政府をして撤兵を敢てせしむるを許さざるに至れり。此時に當り、カイローを首府とせる總督の管轄區域(Viceroyanté)は、メヘメット・アリ、アブス・バシヤ(Abbas Paicha)、サイド・バシヤ及びイスマイル・バシヤ(Ismail Paicha)等歴代國守の外征によりて擴大せられて、埃及領蘇丹の漠然たる稱呼の下にありて、南の方遙にニール河の水源地方に迄も擴張する廣大なる地域を掩有したり。スビアの全部、アビシニア北部の地方(タカール Takar, センナール Sennar, コルドファン(Kordofan)ダルフル(Darfour)及びバール・エル・ガザル(Bahr-el-Ghazal)等の地名の下にニールの西方に蔓延する地方竝に、最後に嘗てはケデーヴ政府の下に、ベーカー・バシヤ(Baker Paicha)及びゴルドン(Gordon)の整ふる所となりしニール上流のエクアトリア(Equatoria)の地方は皆その中にありたり。然るに一八八一年の終り頃、ドンゴラ(Dongola)の大工の息子にして、モハメッド・アーメッド(Mohammed-Ahmed)と稱する熱狂的回教徒あり、彼は自ら豫言者マホメットの靈感を受けたりと公言して、マーディ(Malidi)と呼び、亂を蘇丹に起し、須臾にして其勢悔るべからず、一八八二年此等の所謂デルヴィッシュは蘇丹の大部分を平定し、翌一八八三年一月、マーディは自らコルドファンの首府エル・オベイド(El-Obeid)を強襲して之を陥れ、次でダルフルを占領し、この地の知事スラティム・バシヤ(Slatin Paicha)を降して之を回々教に回心せしめたるが、彼の股肱たるオスマン・ディグマ(Osman-Digma)は、東征してタカール(Takar)スアキム(Sonakim)及び紅海の沿岸にまでも其の勢力を擴張したり。茲に於てか英國は急遽、新に軍隊を組織し、ヒックス(Hicks)將軍をして之を率ゐてコルドファンの方面に向はしめたるに、一八八三年十一月五日、此遠征隊は不幸にして潰滅を遂げて全軍殆んど塵殺せられたれば、英國は再びエクアトリアの前知事ゴルドン將軍を起して、之に託するに中部ニールの要地たるカルツーム(Khartoum)防衛の任を以

りて、南の方遙にニール河の水源地方に迄も擴張する廣大なる地域を掩有したり。スビアの全部、アビシニア北部の地方(タカール Takar, センナール Sennar, コルドファン(Kordofan)ダルフル(Darfour)及びバール・エル・ガザル(Bahr-el-Ghazal)等の地名の下にニールの西方に蔓延する地方竝に、最後に嘗てはケデーヴ政府の下に、ベーカー・バシヤ(Baker Paicha)及びゴルドン(Gordon)の整ふる所となりしニール上流のエクアトリア(Equatoria)の地方は皆その中にありたり。然るに一八八一年の終り頃、ドンゴラ(Dongola)の大工の息子にして、モハメッド・アーメッド(Mohammed-Ahmed)と稱する熱狂的回教徒あり、彼は自ら豫言者マホメットの靈感を受けたりと公言して、マーディ(Malidi)と呼び、亂を蘇丹に起し、須臾にして其勢悔るべからず、一八八二年此等の所謂デルヴィッシュは蘇丹の大部分を平定し、翌一八八三年一月、マーディは自らコルドファンの首府エル・オベイド(El-Obeid)を強襲して之を陥れ、次でダルフルを占領し、この地の知事スラティム・バシヤ(Slatin Paicha)を降して之を回々教に回心せしめたるが、彼の股肱たるオスマン・ディグマ(Osman-Digma)は、東征してタカール(Takar)スアキム(Sonakim)及び紅海の沿岸にまでも其の勢力を擴張したり。茲に於てか英國は急遽、新に軍隊を組織し、ヒックス(Hicks)將軍をして之を率ゐてコルドファンの方面に向はしめたるに、一八八三年十一月五日、此遠征隊は不幸にして潰滅を遂げて全軍殆んど塵殺せられたれば、英國は再びエクアトリアの前知事ゴルドン將軍を起して、之に託するに中部ニールの要地たるカルツーム(Khartoum)防衛の任を以

てしたり(一八八四年二月)。然るにマーディの軍獨斷にして向ふ所敵なく、八月以後、パール・エル・ガザルを占領し、其知事、英人ラプトン(Lipton)をしてスラタイムと同様に回心せしめ、又オスマン・ディグマは、トカル(Tokar)スアキムを占領し、更に翌年に入りてカッサラ(Kassala)を奪取し、モハメッド・アーメッドは終に勝に乗じて其の全精銳をカルツームの攻撃に用ひ、ゴルドン將軍並に其の部下を屠殺するに至りたり。時に一八八五年一月二十六日なり。されば、こゝしばらくの間、戦争を持続するを以て事に益なしとしたる英國は、全ヌビアを撤して僅かに埃及本部を防禦するに止むることとなりたり。

第五節 英國の財政難

斯くて英國は、何程か、歐洲列國の意を迎ふるの止むなきに至りたれば、彼は埃及防禦の費途となるべき財源問題に關し、勢ひ列國と商議せざるを得ざりき。

ヒックス・バシアの敗れてマーディ引續き勝利を博し得るに及びて、グラッドストーン内閣も當惑して援助を列強に求め、列國が倫敦或は君府に於て埃及問題に關する會議を開かんことを申出づるに至りたれば(一八八四年四月十九日)、巴里政府は英國の困惑に乗じて、嘗に財政上の問題に關してのみならず、國債の管理に關聯を有する諸問題、換言すれば英人の埃及占領の爲に惹起せられたる政治上の問題

題に就てまでも、豫備協商を行はん事を英國に提議し、兩國政府、互に意見を交換したる結果、遂に假契約を締結し(六月十七日)、之に由りて佛蘭西は、英人の埃及撤退に際して共同行政の權利と埃及占領の意志を放棄すべきを約し、其代りにグランヴィルは、若し列國にして英國の撤兵に依りて何等の不都合を生ぜざるべしとの意見ならば、一八八八年を以て埃及を撤兵すべく、尙又、一八八〇年の公債整理法を變更し、國債委員の權限を伸長すべき事に同意したり。提案の倫敦會議は、この後程なく(六月二十八日)開催せられたれど、討議五週日に及ぶも、列國の主張は一致せず、即ち英國は埃及公債利子の減殺を要求したるも、佛蘭西は之に應ぜず、會議は空しく一事の爲すなくして八月二日を以て解散を告げたり。程なく、英國政府はヌール・バシア(Nubar-Pacha)の内閣を通じて公債整理に用ふべき基金を十月二十五日まで行政の一般支出に繰り入るべき事を布告せしも、佛蘭西及び其他の列國は、整理法違反の故を以て強硬に之に反對し、埃及の行政官を相手取りて混合裁判所に訴ふる所ありたるより(九月二十五日)、十一月二十四日、英國は、更に別商の案を作製して列國に諮り、該案は佛蘭西より大修正を加へられて(一八八五年一月八日)、倫敦の商議に附せらるゝ事となり(三月十八日)、該商議は六箇國の連帶保證を以て(保證に任ぜるは英國のみならず)、これ他の列國が、英國の埃及占領に新たな口實を與ふるを欲せざりければなり)、二億二千五百萬フランの還債基金の募集を命じ、同時に共同宣言を發布して國債委員を組織し、三月三十日、之をしてヌエズ運河地帯に關し、巴里に會商せしむ

べきを布告したり。

第六節 佛清抗爭

以上、述ぶる所に據りて、英國の煩累の如何にデュール・フェリーの植民政策を助長する所ありしかを知るべく、又前述の北黎事件に際して、フェリーの毫も屈する所なかりし事の決して偶然ならざるを首肯すべし。彼は相變らず、議會に對して偽計を用ひ、又其目的の一部を假飾せざるを得ず。その新要求を提する都度、十分の信任を得ること能はず、從て反對黨の疑念を一掃せんが爲めには、所謂、小囊政策（小出しの政策）を固執せざるを得ざりしかど、其到達せんと欲する結果に執着するを廢せず。七月十二日、斷然、支那に要求するに二億五千萬フランの償金を以てし、支那が其尙抑保せる東京の地方より急速に撤兵し、且全然、一八八四年五月十一日の條約を承認すべきを求め、尙、福州の兵器廠を攻撃し、北京政府の誠意を保せんがために臺灣島を占領すべきを揚言し、クールペー提督の如きは更に進んで北支那に進撃して旅順口及び威海衛を占領せん事を提議するに至りたりしも、佛蘭西首相は佛蘭西の軍隊の北京進撃の列強の干渉を招かんことを懼れて、斯かる急激の手段に出づるを肯んせざりき。斯くて佛蘭西の兩提督中、クールペーは福州に、レペー(Leprieux)は基隆に向ひたれば、支那は七月三十日を以て總に三百五十萬フランの償金に同意して、佛國を離れんとし、フェリーは八月三日其要求を五

千萬フランに減じ、一方に於て通商條約の締結を迫りたるに、支那は無用の論争を事として、佛蘭西が安南の引續き支那に朝貢するを許さん事を要望し（八月六日）、又佛國議會が頻に質問を試みてフェリー内閣を悩まし、フェリーが議會に諮ることなく、議會の意に反して、佛國を對支戰爭の渦中に投じたるを難じ、又その飽くまでも事の真相を議會に隠蔽したるを責めつゝあるを見て、佛國議院のフェリー内閣に對する反感を頼みとしたり。然るにフェリーは、事實の反對の明證を與へつゝあるにも頓着せずして、此等の質問に答ふるに、佛蘭西の曾て支那に對して宣戰せることなく、從つて支那と交戰状態にあらざるを以てし、努めて之を廻避せんとしたり。彼は己の政策を以て巴里と北京政府との外交關係を煩すことなき單純なる報復の手段たるに過ぎずとしたるが、されど、其艦隊の運動は、佛國內閣の豫想以上の多費を要して、而もさしたる効果を奏するに至らざりしを以て、斯かる虚構の説を支持せん事、益々困難となりぬ。八月二十二日、クールペーは福州の兵器廠と要塞と並に其支那艦隊とを撃破したるも、臺灣の攻撃は首尾良からず、一八八四年末より一八八五年にかけての冬期に互りて困難にして多費なる封鎖を行ふの止むべからざるに至りて終に格別の結果をも見ること能はざりき。而して佛蘭西の行動に恐慌を來せる英國は、東方及び極東の諸海港に於て佛船の石炭積み入れを禁止し（一八八五年一月二十三日）、佛蘭西の海上權を脅かしたれば、フェリーは之に對抗せんが爲めに支那海岸に於て、戰時禁制品搭載の嫌疑ある船を臨檢すべきの命令を發し、又二月二十六日を以て米穀の輸入を禁

じ、以て支那帝國を饑餓に陥らしめんとしたり。

此封鎖の政策は、支那に與ふるに從來になき苦痛を以てしたるものなりければ、一月以降、當時支那の總稅務司たりし英人ロバート・ハート(Robert Hart)は、其間に仲介して秘密に商議する所ありたり。當時、支那の要求は、安南の依然として支那の屬國たるを認むるにあり、彼は又安南をして諒山(Langson)を支持せしめたる東京國境に修正を加ふべきを提議せしも、フェリーは、斷然、之を峻拒したれば、此後一ヶ月にして(二月二十五日)、ハートは總理衙門が、全然天津條約を批准せんとするの意志ある旨を公にし、同時に佛蘭西政府が公式の決定を見るまで絶対に現在の商議を秘密にせん事を要求し、居ること數日にして總理衙門は、佛蘭西が之れ以上に何等要求を提することなかるべきを條件として、愈々前述の意志を確證するに至りたり。之を要するに、此談判の目的とする所は、最早支那兵の東京撤退に存せざりしなり。斯くて三月の末には主義として平和は結ばれたる譯なりければ、何人も不慮の事變の起りてフェリー内閣をして突如、此平和宣言を放棄するに至らしむべきを想像せざりき。

第七節 佛國の對マダガスカル政策

佛蘭西の植民政策は、斯の如くに極東に展開しつゝあるの間に、又他の方面に於て其歩武を進め、以て其功を收め得たり。そは、佛蘭西政府が二百有餘年の久しきに亙りて、その權利を失はんことを欲せざりしマダガスカルの大島に於て、東京に於けると同じく、一層緊密なる支配權を確立せんとせし事にてありき。

之を前にしてルイ第十四世、又之を後にしてナポレオンは、共に此島に於て、彼等の權利を有する旨を宣言し、且此宣言を行施し來りたりしに、ナポレオンの帝政の覆滅せしより、マダガスカルの一王朝は、英國を其後援者とし、佛國の權利に承認を與へざるに至れり。此島に支配權を握れるホヴァ族は次第に舊來の土着民(アンタンカーヴ[Antankaves]サカラウヴ[Sakalaves]ヤトシノオ[Betsilôas])を壓迫統一したるものなるが、彼等は夙に其以て英國の外交政略を代表するものなりとせる英國々教會の宣教師の傳道に應じたり。加特力教の布教團を以て其代表者とせるの佛國にては、ルイ・フィリップ(Louis-Philippe)王の當時、壓制の下に呻吟せる諸種族を保護すべしとて、マダガスカル島附近の若干小島の所有權を獲得し得たりしが、英人の宗教上並に通商上に於ける勢力は、ナポレオン三世の時代に至りて漸くに増長したれば、ナポレオンは一八六八年八月八日を以てラナヴァロ二世(Ranavalô II)女王と一箇の條約を結び、之に由りて該王國內にて財産所有權、其他の利權を得るに至りたり。されど、佛國は未だ此利權を利用すべき時を有せざりき。然るに一八七〇年—一八七一年の敗戦あるに及び、マダガスカル島に於ける佛國の信用は地に墜ち、國民は冷遇せられて彼等の權利を行使するにすら由なきに

至り、一八七八年、佛蘭西の一富豪の死するや、ホヴァ政府は其相續人の遺産を相續するを否みたれば、該事件に關する兩國の談判は一八八一年迄も持續し、結局、同年に至つてフェリー内閣は、これまでになかりし強硬の態度を以て之に談判し、其後間もなくホヴァ政府が一八六八年の條約を無視して、土地の賣却を外人に禁ずるの法律を發布し（一八八二年五月）、佛蘭西領事ボーデー（Beaudais）をして、一身の安全を保せんが爲めにタナナリーヴ（Tananarive）（首府）を撤してタマターヴ（Tamatave）に退却し、（五月二十九日）、援を自國軍艦に求めざるを得ざるに至らしめたり。是に於て佛艦一艘は、直にタマターヴに至りて之を威嚇したるに、ラナヅァロ二世女王は英國に依頼し、英國も亦佛蘭西を制せんがために商議に應じ、斯くてホヴァの使節は巴里に到來したるに、佛國と意見の一致を見ること能はずして（十月）、倫敦に赴き、且永く倫敦に滯留せんとするが如き狀ありしを以て、デュール・フェリーは斷然マダガスカルに佛蘭西艦隊を派遣し（一八八三年二月）、佛國の艦隊はビエール（Pierre）提督の下に直にマヂュンガ（Majunga）を去つて（五月十七日）サカララヴに佛蘭西國旗を樹て、六月二日、タナナリーヴ政府に向て下の諸件を要求せる最後通牒を發したり。（一）マダガスカルの東北に於ける佛蘭西の權利を承認し、又サカララヴ人に對する佛蘭西の保護權を承認する事。（二）一八六八年の條約に従ひ、佛人に財産所有權を與ふる事。（三）償金として百五十萬フランを支拂ふ事、以上。然るにホヴァ政府は之を拒むたるより（六月八日）、ビエール提督はタマターヴ（Tamatave）を占領し、次で英國宣教師シュー（Shaw）

を逮捕したり。これ英國政府をして喧々として抗議を提出し、且、益々ホヴァ族に聲援して之が反抗を持續せしむるに至りたる所以のものなりけるが、ビエールの後を襲へる（一八八三年十一月）ガリペー（Galipeau）提督は、フェリー内閣の之が爲めに議會と確執して難局に陥り、終に一八八五年の初を以て顛覆するに至りたるに拘らず、依然として前任者の方針を追求したり。

佛蘭西の利益の英國のそれと衝突したるは、嘗にマダガスカル島に於てのみならず、巴里の植民政策と倫敦のそれとは又新世界に於ても衝突したり。即ち佛蘭西は豫ねてニューファウンドランドに於て歴史的の權利を有したるに、英國政府より自治權を賦與せられたる此島の住民は、佛蘭西の權利を確保したる一八八四年四月二十六日の條約を排斥し、此等の權利を侵害したるなり。兩國は又中部及び西部アフリカに於ても衝突したり。此方面に於ける英佛の領土は殆んど到る處に於て隣接し、概して一方が他方を排して擴大せんとするの傾向ありたり。セネガル（Senegal）及びダホメー（Dahomey）方面にては、英國は佛蘭西に對して絶えず苦情を提起し、以て佛蘭西の地位に取りて代らんと努めたり。ニヂェル（Niger）の方面にては、ニヂェル河の流域地方開拓の目的を以てセマルレ（Sennar）伯の創建する所たる佛蘭西赤道アフリカ會社（Compagnie française de l'Afrique équatoriale）はナシナル・アフリカン・カムパニー（National African Company）と激争したり（此の會社は一八八五年特許會社となり、ロイヤル・ナイヂャー・カムパニー [Royal Niger Company] と改稱したり）。ガンベッタは一八八二年まで

この會社を補助し來りたるが、彼の歿後、會社は殆んど放棄せられ、一八八四年、英人の買収する所となりてよりは、英人は直に河の中流及び下流の全部を獨占し、佛人は専ら其上流に占據するのみにして、該地方の黑人酋長を征服すべく戰を交へたり。

佛蘭西が英國よりも以上の著大なる利益を攫取し得たるは、主としてコンゴ（Congo）河畔にあり、此方面に於ては、獨逸は曾に佛蘭西の努力を見て満足したるのみならず、却て之を助けて其成功に貢獻したり。思ふに斯の如きは、僅に數年前にありては到底あり得べしとも思はれざる所にして、佛國にとりて有利なりし這般の事情は、佛國の一八七〇年戰後に於て曾て豫想だもせざる所にてありしなり。

第八節 ビスマルク及びスキエルネウイツェの再保證

ビスマルクの一八八四年及び一八八五年に於て、公然デュール・フェリーと提携するに至りしは、彼に於て決して淺見の結果たりしにあらず。彼は此が爲に佛蘭西の復讐の危険を忘却したるにあらず。依然として之を監視するを怠らざりしなり。彼の佛蘭西に對する警戒のこれまで常に非常格段なるものありしに之を徴すれば、彼の佛蘭西の攻撃を畏るゝの情は從來よりも縮減したり。是れ理由なき事にはあらざりき。第一に獨逸の陸軍兵額に大増員を加へ、七ヶ年間之をば皇帝の絶對意志の下に置きたる一八七四年及び一八八〇年の陸軍法は、ビスマルクが政略上の理想を實現せるものにして、こは其期す

る所平和の維持にあるも、一旦緩急ならば、巨萬の貔貅をして命令一下、立ち所に發せしめ得べき戦備遺憾なきを致せるものなりき。第二に三國同盟は、一八八二年、伊太利の引き入れを以て完成して全歐洲殊に佛蘭西をして畏縮せしめたるに、ビスマルクは、更に新なる一契約を結びて該同盟を鞏固にした。思ふに此契約こそは、ビスマルクの巧妙なる外交の傑作を以て目すべきものたらん。一八七九年十月の二國同盟條約は、獨逸をして奥匈國と密接なる關係を結ぶに至らしめたるものなれば、爾來、ビスマルクを怨惡する露國をして彼に對する反感を忘れしめ、且之と接近し、之をして終に三國同盟の仲間たるに至らしめん事は困難なるが如くなりしに、此目的は遺憾なく到達せられたり。彼は是より先き、一八七九年及び一八八〇年に於て、そのアンドラッシー伯との契約中、露帝に對し威嚇的なる點を隱蔽すべく骨折り、露國皇太子をして伯林及び維納を訪問せしめ、且反復、獨逸の外交政略の何ものたるをアレキサンドル二世に訴ふる所ありたるが、一八八一年三月十三日の變災後に於ても、彼は又之をアレキサンドル三世に繰り返し、専心、虛無黨の隱謀を脱却せん事を欲し、且又反動的なるビスマルクの政策を以て好箇の頼りなりとせし新露帝をして、ビスマルクを悉からず思はしめたり。彼は即位後始めての外遊を獨逸皇帝の爲めに行ひ（一八八一年）、次にビスマルクの大敵ゴルチャコフ（Gortschakoff）を遠ざけて、代ふるに其親獨主義を以て知られたるチエルス（Tiers）を以てしたり（一八八二年）。露佛同盟の首唱者たるスコレッフ（Sokoloff）の怪訝すべき最期を遂げたるは、恰もこれと年を同うした

りき。當時アレキサンドル三世は、毫末もその無政府及び煽動政治の本場を以て看做したる佛蘭西共
和國と結合せんとするが如き意志を示す事なく、兼ねて露國朝廷の好意を有せざるフレシネーの一八
八二年を以てジョーレス提督(Jules)を露國に派遣するや、儀禮と辭令とに嫻はざりし提督は、露國朝
廷の不興を買ひて、一八八三年、召還せられたるが、之に反し、一八八四年二月、駐獨大使として伯林に
來任したるオルロフ公(Orlov)は、獨逸宰相及びウィルヘルム老帝の信任、極めて篤かりき。ビスマルク
は斯の如くにして全力を盡して露國朝廷を動かし、其好意を贏ち得んとしたるが、一八八四年三月二十
一日、彼の目的は終に貫徹せられて、彼は當時にありては信すべからざるほどなりし條約を草案し、
之に由つて露西亞、獨逸、埃地利三國の間に、彼等の一國にして他の攻撃を受けたる場合、爾餘の二
國に於て、意の中立を守るべきこと、並に彼等の相共に嚴密なる君主的政策を支持すべきことを約す
るに至りたり。これ實に一八七二年に締結せられたる三皇帝の協調を更改せるものにして、之が三帝
の協調と異なるの點は、露國が三國同盟の内容を承知することなくして、彼自らを敵國として締結せら
れたる該同盟の發頭者と結び、徒に之を利益せしむるのみなりし矛盾の行爲にてありたるなり。此奇
怪千萬なる再擔保の契約は、一八八四年九月十四日、三皇帝の波蘭スキエルネウヰツ(Sieraniec)
會見を以て確保せられ、彼等が茲にて現ぜし友誼の示威は、時の政界の擧げて驚異する所とはなり
き。

第九節 獨逸植民政策の發端

斯の如き形勢の推移は、ビスマルクが、佛蘭西を以て差當り恐るゝの要なしとして、曾に其植民政
策を承認したるのみならず、尙又英國との衝突の危険を冒してまでも、公然之に加擔するに至りし所
以を示す。

一八八〇年まで熱心に植民政策を否定したりし獨逸宰相ビスマルクは、今や一箇の植民黨となりた
り。一八八〇年の當時にありては、彼は東方問題の爲にボメラニアの一擲彈兵をも犠牲に供するを欲せ
ざりしと同じく、全然、植民地の事に關知するを欲せざるが如きの觀ありき。然るに數年來、獨逸の人
口は急速に増大し、其結果として之を國外に移出するの必要に迫られ來りたり。獨逸の會社の設立せ
られ、其海員の居住する者は、地球の各方面、殊に當時、歐人の占取を待ちつゝありたる阿弗利加に
於て多く、終に獨逸植民會社(Deutsche Kolonial Gesellschaft)なるもの創立せられて大なる勢力を振ふ
に至りたり。此等の事象を目的の當りにしたるビスマルクの思想は、一進展して、今は獨逸の活動を試
み得べき遠大の畫策に參するを厭はざるに至り、獨逸政府たるもの、其國民をして植民若しくは商人
として歐洲人の未だ占有せざる地方に定住せんとするを援護せざるべからずとし、但しこは唯此の種
主張が他國政府の權利と衝突せざらん場合に限る旨を附言したり。一八八〇年の初めに於ける獨逸の

植民地は、大洋洲のフィジー(Fiji)島あるのみなりしが、既にして彼は、英領ケープ植民地の北方なるナマカ族及びダマラ族(Namaquas et Damaras)地方にある彼の宣教師の居留地を保護せんことを英國に求めしに、グランヴィルは此等の居留地のウォルフッシュ灣(Walfish-Bay)沿岸なる英領地を距ること餘りに遠きを理由として拒絶したり。時に獨逸の商人リューデリッツ(Lüderitz)の黑人會長に交渉して、新に權利を獲得せしあり。同時にケープ政府は、伯林政府の新要求に向つて眞面目に應酬する所なかりしより、ビスマルクは、一八八四年四月を以て、ナマカランド(Namaqualand)のアングラ・ペケニア(Angra-Pequena)に獨逸國旗を樹て、ウォルフッシュ灣を除きて海岸の全部を占領せしめたり。これ占領權に由て創立せられたる獨領西南アフリカそのものなり。

英國政府は此占領に對して何等の妨碍を加へざりしも、彼が之を喜ばざりしことは、此後屢々露白せられたり。倫敦政府がトランスヴァール(Transvaal)及びオランジェ河の兩南阿共和國を蠶食して兩國と葛藤を醸したるに、獨逸人が其領ナマカランドに隣接せる此等の兩國と結び、以て竊に之を引いて己が勢力圏中のものたらしめんとしたるは、蓋し英國政府の不快とせざる能はざる所にてありしなり。前内閣の帝國主義に多くの同情を有せざりしグラッドストーン内閣のブル人(Boer)に好意を寄するに至りたるは、この疑心の致す所たりしは明にして、由りてブル人は其代表者を倫敦に送り、尙その代理者の結びたる一八八一年八月三日の協約に満足せずして、更に一八八四年二月二十七日の條約を以て

英國をして殆んどトランスヴァールの獨立を承認せしむるを得たり。然れども獨逸に對して警戒する所なき能はざるの英國は、上述南阿兩共和國とナマカランドとの中間に位して此等の諸國を結合するベチアナランド(Betuanaland)の掩有を希望して、翌年、之を占領するに至りたれば、獨逸は此理合せとして、急速その植民的計畫を追求し、一八八四年にはトーゴランド(Togoland)及びカメルン(Cameroun)を建設し、英國のニール水源地に於ける困惑に乗じて更にザンジバル(Zanzibar)と湖水地方との中間地域を占領したり。是れ即ち獨領東部アフリカの基地となるものなりき。

第十節 佛獨協商、コンゴ國起原

アフリカに於ける英獨兩國の利益は、數年來兎角に相容れず、其爲め、獨逸政府をして此方面に於て自ら佛蘭西と其行動を共にするに至らしめたり。而してこは、佛蘭西と英國との關係の益々緊張し、就中、兩國がコンゴ(Congo)問題に關して確執を生じてより殊に然りとす。

アフリカ内地に於ける最近の有名なる探検(特にリヴィングストーン(Livingstone)スタンリー(Stanley)シツワインフルト(Swainfurther)等の探検は、歐洲列國をして久きに互りて行はれ來れる此地の奴隸制度及び奴隸賣買問題に注意を向けしむるに至り、其結果、レオポルド二世は、一八七六年九月十二日ブリュッセル(Bruxelles)に萬國會議を召集し、又王の保護の下に、中央アフリカの探検及び文明普及を

目的とする國際協會 (Association internationale pour l'exploration et la civilization de l'Afrique centrale) を組織することなれり。此協會の行へる探検中の最も有名にして且最も效果に富みたりしは、英人スタンリーのそれにて、彼はコンゴ河を下りて其河口を窮め、此大河と其支流との横流する歐人未達の廣大なる新地域をば二年に亙りて發見視察し、その結果、一八七八年を以てブリュッセルにコンゴ上流研究會 (Comité d'études du Haut Congo) なるもの設けられ、スタンリーの一八七九年この地方に到るや、白耳義王のため同會の名を以て之に若干の居留地を設け、之に由つて一八七六年の萬國協會と一八七八年の研究會とは、合併して萬國コンゴ協會 (Association internationale du Congo) の名稱を取り (一八八二年)、これより明に政治上の目的を有するに至りたり。

スタンリーの探検を續行しつゝ、ある間に、佛蘭西の海軍士官サヴォルニャン・ド・ブラッサ (Savorgnan de Brazza) は、前者と反對の方向に向ひて、ガボン (Gabon) 及びオゴウエ (Ogoué) 地方を探検し、然る後、スタンリーと相合し、共にコンゴ河岸に到りて、其の下流にブラッサヴィル (Brazzaville) を建設したり。斯くて白耳義領コンゴは短日月の間に長足の發達を遂げ、其ためコンゴ河の右岸を出でざりし佛領植民地の發達は阻碍せられたるが、されど佛領植民地は、敢て消滅に歸せし次第にあらず。一八八四年の初め、スタンリーによりて縦横せられたる廣大なる地域が、コンゴ自由國を編制するや、出發點に於て既に後れを取りたる佛蘭西は、この自由國の他日、阿弗利加に於ける彼の競争者の手に

落ちんことを懼れて抗議を之に提したれば、上述萬國協會の會長は、一八八四年四月二十三日の書信に由りて斯かる事の將來これなかるべきを明に佛蘭西に保證し、之に由りて該宣言書を受け取れるデュール・フェリーは、佛蘭西が『協會の所屬地を尊敬し、其權利の施行に對して妨碍することなかるべき』を約したり。

コンゴ國の設立に對して争ふ所ありたるは佛蘭西ならで寧ろ英國なりき。埃及問題に累はされたる英國は、其行動の自由を得ること能はず、コンゴ問題に關して公然、反對の態度に出づること能はざりければ、彼は間接の手段を講じて新興國の力を減殺せんとし、葡萄牙と結びたり。蓋し英國の葡萄牙國に向て重要な經濟上の宗主權を行使し來れるや已に年久しく、葡國は其アンゴラ (Angola) 植民地の利益よりしてコンゴ河口の外國の掌裡に屬するを欲せざりければなり。斯くて一八八四年一月二十六日の條約を以て、英葡兩國はコンゴ河口を占有し、即ち南緯五度十二分乃至八度の地域に各種の税金を賦課し、又兩締盟國の利益の爲にコンゴ河下流の流域に警察並に行政監督を施行すべきを約したり。是れ要するにリスボン (Lisbon) 政府、即ち倫敦政府の勢力をコンゴ河上に及ぼさんことを言明せるものなりき。

この主張は、あらゆる關係列國の權利を侵害するものなりければ、就中、獨佛の二國は盛に之に反對したり。彼等は之を彼等の阿弗利加に於ける幾多の事業に照して、英國の覇權に正當なる局限を附す

るを以て「なり」とし、ビスマルクはフェリー内閣と歩調を共にして、二月二十六日の條約に抗議したれば、五月に至りて葡國政府も、原則として上記の條約を廢棄すべきを宣言するに至りしに、ビスマルクは猶も之に満足せず、六月二十三日、コンゴ問題解決の爲め、伯林に國際會議を開催するの意ある旨を發表し、當時、埃及問題に就て列國と衝突したる英國も、不本意ながら之に承認を與へ、よりて獨逸宰相は、佛蘭西大使クルセル(Cornel)男と共に該會議(九月)に附せらるべき諸問題の綱目を作製したり。

第十一節 伯林會議並に其最終決議書

この外交會議は、一八八四年十一月十五日、ビスマルク公を議長として伯林に開催せられ、獨逸、奧匈國、白耳義、丁抹、西班牙、合衆國、佛蘭西、英吉利、伊太利、和蘭、葡萄牙、露西亞、瑞典、諾威、土耳其、皆其代表者を派出したり。

會議の開會に先ち、獨逸と國際協會とは、一八八四年十一月八日を以て一箇の條約を締結して、國際協會は其領土内に輸入せらるべき商品に對して何等の税を徵することなかるべきを約し、又獨逸人に旅行、居住、商賣、購買、沿岸航行の完全なる自由を與へ、且大體に於て最惠國民の待遇を保證し、尙又協會が其權利を他の國家に譲らんとする場合に於ても、此等の約束の尊重せらるべきものなる事を約し、獨逸は之に對して協會の旗號に承認を與へ、その領域を尊重すべきを確保したるが、稍々後れて(一八八四年十二月—一八八六年二月)英國、伊太利、奧匈國、和蘭、西班牙及び佛蘭西も亦同様の條約を締結したり。

會議は、三ヶ月に亙りたるが、議場に上されたる主要なる題目は、コンゴの流域に於ける通商の自由、コンゴ河及び其支流並にニヂェル河上に於ける航行の自由、並に此新設國家の中立に關するものにして、英佛の間、間々、激烈なる意見の衝突あり、獨逸は概して佛蘭西に味方し、斯くて一八八五年二月二十六日を以て、最終決議書を調製して、綱目中の諸問題を決裁するに至りたり。

此決議書は七章三十八箇條より成る。其第一章はコンゴ河の流域、其河口並に其附近地域に於ける通商の自由並に其他の附屬條項を規定すること左の如し。

- (一)、コンゴ河流域に於ける通商の自由(この流域の中にはタンガニカ湖[Tanganika]及び其東部の支流を含む)。
- (二)、南緯二度三十分(佛領)より南緯七度五十一分(葡領)に至る大西洋沿岸地帯に於ける通商の自由(こはローヂェ河(Lodge)に沿うてコンゴ流域の地帯に至るものなり)。
- (三)、東方(印度洋)北緯五度よりザンベヂー(Zambéze)河口に至る地帯の通商の自由、此中にはザンベヂー河及びコンゴ河の分水線に至るまでの地方を包容す。

此決議書は、あらゆる國旗の平等にして、此等の地帯内に自由に出入する事を許す。次に信教の自由に關する諸問題、即ち土人宣教師及び旅行者の保護に關する問題に關しては左の諸希望を掲げたり。上記の地方に於て主權若くは勢力を有する列國は土人を保護し、其物質的及び道德的狀態を改善し、及び奴隸制度並に黒人賣買廢止のために力を致さん事、列國が宗教的、學問的、慈善的の諸制度を設け、之に保護を與へて土人を教育し、彼等をして現代文明を了解尊重するに至らしむる事、宣教師、學者、探檢家及び此等の人々の一行、並に其蒐集物に齊しく保護を加ふる事、良心及び一切の信仰の自由を尊重して互に何等の妨碍及び制限を附せざる事是なり。更に萬國郵便同盟をコンゴ地域までも擴延すべき事の希望も提せられ、最後にコンゴ國際委員の宣言せる諸原則が此流域中、未だ何れの國も、主權或は保護權を行使したることなき地點に於ても、履行せらるべきものなるを求めたり（第一條乃至八條）。

第二章（第九條）奴隸賣買に關する宣言にては、此全流域に於て、奴隸の賣買と此目的を以てする行動とを禁じ、且、此地方に於て主權若くは勢力を有する總べての國が奴隸貿易を絶滅し、且、之を犯す者を罰すべく相諮りてあらゆる手段を講ぜん事を求む。

第三章（コンゴ流域内諸地方の中立に關する宣言）にては、會議は此流域内の全地方の中立を宣言するに止まらず、主權國若くは被保護國の戰渦に投入する場合に於ては、他の諸國の嚴正中立を守る

べきを附言す（第十條乃至十二條）。

第四章はコンゴ河の航行に關する決議にして、こは流域の全體に互り、各國民並に其商品の旅行輸送の絶對自由を宣言し、この點に於て一切の特權を禁じ、航行そのもの、爲めに爲せる奉仕に對する口錢を除き、純然たる意味の航行に對する税、商品に對する總べての課税を禁じ、一切の待遇を排除し、此方針をばコンゴ河のあらゆる支流及び鐵道、運河にまでも及ばし、而して最後に決議書の實行を確保せんが爲めに、調印列國又は加入列國より成れる國際委員會を設けたり。該委員會を組織する各國代表者は、皆對等の權を有すべく、税金より報酬を受くべく、その人身は、彼の職務、官省並に記録等と共に不可侵の特權を有するものとす。委員會は、航行、河川警察及び水先案内等に關する規則を作製して之を關係諸國に示すべく、而して若し抗議の起る場合には、その委員中の三名と抗議提出國の領事とにて更に之が調査を行ふべし。コンゴ河の航行を確實ならしめんが爲めに畫策すること、水先案内の税率、航行に關する一般税を定むることも亦委員會の任務にして、之が徴收は専ら其目的を以て立せられたる國際的、又は地方的官憲の行ふ所たるべし。委員會は又之より生すべき收入を管理し、檢疫所を監督し、一般事務管理人と其專屬役員とを任命す。その仕事を行ふ上に於て委員會は絶對に獨立にして、必要あれば調印列國の軍艦に援助を仰ぐことを得べく、此等の軍艦はコンゴ河上に於ては、水先案内税及び海港税を免ぜらるべく、而して又軍艦召命の場合に於ても、委

員會は軍艦に向て之が費用を支拂ふことを要せず。委員會は、又一般航行税を擔保として負債を起す事を得べきも、斯かる債務は其委員會に代表者を派せる列國政府に保證せらるゝを許さず。檢疫所一箇所はコンゴ河口に建設せらるべく、海岸及び河川、湖沼、鐵道、運河の航行及び運輸は、戦時に於ても、交戦者に輸送するの目的に出でざる限り自由なり。この決議實行のために設立せらるべき官省、並に其役員は中立制度の下に置かるべきものとす(第十三條乃至第二十五條)。

第五章はニヂェル河航行に關する規定にして、コンゴ河に關する原則は、そのまゝ此河にも適用せらる。但し此河にては、上述原則の適用を一箇の國際委員會に委任せず、英佛兩國の權力若くは勢力の範圍内にある河川及び其流域に關しては、之を英佛に、又並に此等の地方に於て權利を獲取し得べき他の列國に委任することとし、列國は總べて此等の原則を尊重して、之を適用すべきを約す。最後にコンゴ流域に於けると同じくニヂェル河の流域も其中立を保證せらる。

第六章は、阿弗利加大陸沿岸の新占領をして有效ならしむる根本條件を規定す。即ち現在の領土以外に阿弗利加大陸の沿岸に於て今後領土を占有すべき國、或は保護權を握らんとする國にして、此等の所有の有効を期せんとせば、此事を總べての會議參列國に通告し、以て其獲得せる權利を尊重せしむるに十分なる權威を其新領土に賦與せざるべからず(第三十四條—第三十五條)。

伯林最終決議書の結末たる第七章は、總則(Dispositions générales)と題して、該協約の改訂せられ得

べき事。伯林にて調印の當時、之に加はらざりし諸國の加入、並に之が批准を行ふに要する期間等を規定したり。

この後、幾くもなくして白耳義代議院は、國王レオポルドにコンゴ領有の權を賦與し、且、白耳義、コンゴ間の結合の純然たる身上の合同に過ぎざるを明にせる決議をものしたれば、之によりて二月二十六日の協約は完成せらるゝを得たり。

第十二節 フェリー内閣並にグラッドストーン内閣の顛覆

以上述ぶる所に由りて之を見れば、一八八五年二月末この方、獨逸の後援を得たる佛蘭西の外交政略は、コンゴ並に東京方面に於て大なる成功を贏ち得たれば、フェリー内閣の持續疑ひなきが如かりしに、フェリー内閣が復讐を忘れて植民政策に拘々たるを以て、殆ど國を賣るものに異ならずと非難し、フェリーを呼ぶに東京人(Funkhouser)なる侮蔑的綽名を以てし、久しく内閣の累をなしたりし反フェリー黨は、此際、全然意外の誤解の爲めに内閣を顛覆するに至りき。意氣沮喪したる支那が佛國と秘密裡に交渉を繼續しつゝあり、佛國の主張は將に貫徹せんとし、フェリーをして事實上、平和の終結せられたるを思はしめたるに際して、佛蘭西の軍隊が東京の北方諒山に於て、支那軍隊と衝突し(一八八五年三月二十八日)、指揮官たるネグリエ(Négrier)將軍は負傷し、エルバンヂェー大佐(Herbinger)の指揮の下に

佛軍潰走の失態を演じたりてふ報道あり、ブリエール・ド・リール將軍は、驚愕の餘り愚にも該急電を誇張して、紅河の三角洲に至るまでの佛國の勢力が、今や危きに瀕せるかの如くに言ひ傳へたるより、佛國の政界、別して代議院は、英國の議會が最近カルツームの變厄に接して、尙且、冷靜なる態度を失はざるが如くなるを得ず、騒然として萬事、休せりと速断し、大聲、内閣の辭職を疾呼したり。然るに支那との契約によりて、佛蘭西に有利なる平和條約の締結をも猶未だ發表するの自由を有せざりしフェリーは、初め諒山の敗績を實際以上に重大視したりければ、嚴肅慎重なる態度を執り、三月三十日の議會に於て東京事件の爲に必要な二億フランの支出を求めたるに、議會は喧騒と威嚇と侮辱とを以て之を迎へたれば、彼はこれ彼をして臺閣を退かしめんとする者なりとし、仍て彼の求めんとするは信任投票にあらず、兎も角も非常重大なる刻下の戦局に於て、種々の必要なる軍費の支出を議し、然る後内閣の信用問題に轉せんことを以てしたり。されど、彼の議會に於ける信用の地に墜ちたるや久しく、加ふるに彼の閣僚も陸續、彼を棄て、奔りて、亦一人の彼を輔くるものなきに至りたれば、議會は先づ第一に彼の辭職を要求し、即時處決すべきを求めたり。反對黨たる左黨の最も恐るべき辯者はクレマンソー(Clemenceau)にして、彼は例に依つて極めて興奮したる態度にて、辛辣にして寸鐵人を殺すが如き數語を放ちて彼を苦めたるが、今一人の有力なる敵は、クレマンソーに比すれば穩健にして冷靜なるアレキサンドル・リボア(Alexandre Ribot)なりき。リボアも亦、クレマンソーに劣らざる辯舌を振

ひ、最後に述べて曰く、「國家の體面を維持せんが爲には、あらゆるものを犠牲に供するを吝まざるの議院は、これまでの失策を非とし、今日に至るまでも事の真相に通曉せざりしを恨み、以て日程に移るものなり」と。今や狂せるが如き議院は、歡呼して之を迎へ、大多數を以て二億フランの軍費支出を否決したれば、フェリーは直に辭職せざるを得ざりき。フェリーが一切の事情を公にして議院の迷妄を解くことを敢てせざりし結果は、斯の如くにして彼は即時その地位を退きたるなり(一八八五年三月三十日)。

これより四日を経て、彼の要求をそのまゝの豫定和約は、支那政府の承認する所となれり。之と殆ど時を同うして英國に於ても、グラッドストーン内閣は、ビーコンスフィールドの帝國主義に對する反動的政策に於て大なる成功を博すること能はず、愛蘭土に於ける沈靜は一時的のものたるに過ぎず、プール人に與ふるに殆ど完全なる獨立を以てし、中央亞細亞に於ては、一八八四年及び一八八五年に露人のアフガニスタンの方面に進出して、メルヴ(Merv)及びベンヂー(Pendjeh)を占領するを默認し、埃及領スーダンに、デルヴァシ軍の擊破する所となり、遂にコンゴ問題に於て伯林會議の決議を承認して、獨逸及び佛蘭西の要求を容れざるを得ざりしより、下院にて敗れて其地位を保守黨に譲り、一八八五年六月、ソールズベリー卿代つて内閣を組織する事となりたり。

列強、別して英、佛、獨の諸國が大なる努力と、勇氣とを以て數年來、拮据經營し來りたる植民政

策は、斯くて以上の結果を齎したり。

第四章 ブーランヂェー事件と勃牙利の革命

第一節 佛國に於て拒斥せられ、英國に於て支持せられたる植民政策

本章の主題とする所は、ブーランヂェー事件と勃牙利の革命となり。之が結果として、フェリー内閣の下に接近せる佛獨間の相互協商 (Ventente relative) は、終を告げて兩國は再び離反し、而して又此反目は一八七一年後の記憶によりて一層に激層せらるゝに至りたり。今一つの結果は、一時、伯林政府と聖彼得堡政府とを連結せしめたるスキエルネウイツェの奇怪なる和協の終息して、佛蘭西共和國と露西亞帝國との間、共同の利益の存すること明となり、以て、本世紀最後の二十五年間に於ける最大の事件たる露佛同盟の先驅をなすに至りたることなり。

植民政策は、デュール・フェリーの特に其意を用ゆる所たりしに、一八八五年三月末を以て遽に拒斥放棄せられたり。蓋しフェリーに繼ぎたるブリッソン (Brisson) 内閣は、斷じて佛蘭西既得の權利と其所有とを放棄するを欲せざる事、佛蘭西の如き大國家が其必要とするにふさはしき威嚴の伴隨するなくんば、彼が寧ろ平和を欲せざる事を宣言したれども、同時に佛國の植民事業を以て頗る常軌を逸したり

となしたればなり。

さりとて前内閣の收め得たる結果を放棄し了るべくもあらざれば、フェリー内閣の顛覆後四日にして、豫定和約は、前内閣の定めたる基礎により支那の代表者に依りて巴里に調印せられ、今は唯だ本條約の商議を待つのみとなれり。此任に當れるデュール・バートノートル (Jules Patenôtre) は、往年印度支那駐節の全權公使たり、又既に一八八四年六月六日及び十七日安南及びカンボヂア (Cambodge) の諸君主と條約を結びて、此等の兩國に佛蘭西の完全なる保護權を樹立せしものなり。彼は一八八五年六月九日、北京政府と天津に條約を結び、佛蘭西が先に要求したる賠償金の問題を除き、支那政府をして悉く佛蘭西の權利を承認するの止むなきに至らしめたり。該條約は、七月六日パレー・ブルボン (Palais Bourbon) に於て批准を受けぬ。

次にはマダガスカルの遠征を終止せざるべからざりしが、七月十二日、ブリッソンは該遠征の必要な經費の支出を得べく慘憺たる苦心を凝したり。三月三十日に於てフェリー内閣を覆したる若干の短見政治家は、又もや之を否決せんとし、此度は議院は遂に之に動かされざりしかど、七月二十五日再び演壇に立ちて己の政策を辯解せるフェリーは、未だ以て輿論をして、彼の所謂「遠大なる冒險主義」 (Jointaines aventures) に趨歸せしむること能はず。従て十月四日及び十八日の總選舉は、冒險反對の氣勢の逐次擴張しつゝあるを豫想せしめ、最初の投票検査に於て、共和黨百二十七名に對して保守黨は

前篇

第四章、ブーランヂェー事件と勃牙利の革命

第一節、佛國に於て拒斥せられ、英國に於て支持せられたる植民政策

一〇五

百七十六名を得たるに、第二回の投票検査に於て政府黨は漸次、其勢を盛り返し、最後に新議會は三百八十三名の共和黨員に對して反動派二百〇一名、中、ボナバルティスト(Bonapartiste)六十五名、純正君權黨(Monarchistes détermiées)七十三名の結果を見るには至りき。斯かれば、十二月二十一日、ブリッソンがマダガスカル及び東京事件の始末のため、七千九百萬フランの支出を要求するや、論者は多く極東問題を難詰し、議院の大多數は、寧ろ之を放擲するに躊躇せざるもの如く、ブリッソンは之がために將に一敗地に塗れんとしたりき。東京事件の經費支出は辛うじて通過し得たるも、こは極めて僅少なる投票の差に因るものにして、反對票二百七十に對して賛成票二百七十四票に過ぎざりき。是を以てブリッソンは、此大事を處理するに堪ふべき十分の信任をバレー・ブールボンに有せざるものとして、一八八五年十二月二十九日辭職したり。

彼の後繼者は、佛國の埃及敗退の當局者たる勤勉慧敏の政治家、ド・フレシネーその人なりき。彼は意志よりも寧ろ智の人なりければ、極左黨の首領クレマンソーの強ゆる所となりて、後、彼の内閣の禍因たるに至りしブーランジェー將軍(Boulangier)を推して、己の閣僚となしたり。ブーランジェーは當時に於て多く其名を知られざりしかど、彼の燃るが如き功名心と其無思慮なる排外主義とに由りて、忽にして熱血漢デルーレド(Déroulède)の率ふる愛國團(Ligue des patriotes)が崇拜の目的物となり、嘗に植民熱の排除に努めたるのみならず、進で佛國民に鼓吹するに獨逸に對するの復讐を以てし、彼

等をして一八七〇年の讐を報ゆるを以て、その義務なりと欲せしめんとしたり。フレシネーはブリッソン以上に海外征服を止むるの必要をその政綱中に揭示して曰く、佛蘭西に取りて必要なるは、専らその力を大陸に集中し、以て何者をも威嚇することなくして總てのもの尊敬する所となるに至らん一事にありと。其平和は、「國威を損するなく、又毫も其權利を喪失するなきものたらずんばあるべからず」と附言し、且明言して曰く、「佛蘭西は強國たるの地位を放棄するを欲せず。勿論、或場合に於ては干渉を差控へざるべからざることなきに非ざるも、若し、夫れ國家の利益にして、一朝にして危殆に瀕するが如きことあらんか、彼は英氣を以て活動せざるべからず。況んや其名譽と體面との危きに陥りたらん場合に於ては、國家たるもの須くあらゆる犠牲を忍ぶの用意なかるべからざるなり」と。

思ふに此言たるや、佛人慣用の語たるに過ぎざりしなるも、之がために佛蘭西の最早、植民政策に多くの興味を有せざるに至れること明となり、従つて佛蘭西の如くに植民政策を棄つるの意志なき他の列國をして、海外の事に邁往せしむるの結果を齎すに至りたり。此等の國の隨一は英國なりき。埃及を占有したる彼にてはグラッドストーンの辭職(一八八五年六月)後、政權、保守黨の手に移り、保守黨の首領にして先にデズレーリの共働者たりしソールズベリー卿、内閣の首班に立ちたるが、ソールズベリーはデズレーリ傳來の帝國主義を棄つるを肯んぜずして埃及を確保せんとし、三月三十日の巴里會議に際し、佛蘭西の埃及に於ける英人撤退の問題を提するや、全力を擧げて此問題を回避し、以て佛人の

異圖をして失敗に歸せしめ、後、ドラモンド・ウルフ (Drummond Wolf) を君府に派遣して空しく時日を遷延せんとし(七月)、尙、土耳其朝廷をして、ウルフ並にムクタール・パシ (Mouktar Pachas) を埃及に派遣せしめ、之をして滞留、一八八六年の春に至らしめたり。アフガニスタンにては英國は境界問題を提げて、有利に之を解決し、ベンチー問題に關する九月十日の英露協調(此露英の協調は露國にベンチー市を與ふべきを約束したるなり)を拒否せんとしたり。安南にては、流石の英國も、佛蘭西を制し得ざりしかど、其代りには、東京と同じく支那に接續せる北部ビルマの王ティボー (Tibbo) が英人の利益を無視したるを口實として、一八八五年十一月、之を攻撃し、纔に一閱月にして之を征服し、何等の形式をも履むことなくして、全然、之を英吉利帝國に併合し、以て十二分の代償を得たり。

英國の奮起して其國威を増進せんとしたるは、單に這般の事業に依るのみにはあざりき。一八八五年、彼は私かに謀を運らして彼の一大政敵たる露國の政治的の信用を毀損せんとするの事件に關與したり。然も、この事件の英國の作爲する所たりし伯林條約を侵犯するものたりしこそ、怪むべきの至りなれ。

第二節 勃牙利及びフィリッポポリのクー・デター

一八七八年の伯林公會に際し、露國は其巴爾幹政策上、甚大の打撃を被りたれば、彼は、其腹癢せ

なすべく、東ルメリアに布くに、勃牙利と對一の制度を以てし、これによりて東ルメリアのみか、勃牙利にまでも、彼が大なる勢力を扶植し、その自ら推選する所の君主を勃牙利に据ゑて、彼をして露國の後見を脱却するに由なからしめんとするもの、如かりければ、露帝アレキサンドル二世の甥なるアレキサンドル・ファン・パッテンベルグは、露帝の命是れ奉じつゝ、露帝の爲めに、永くソフィア (Sophia) に君臨するに過ぎざるの觀ありき。パッテンベルグ公が一八八一年のクー・デターによりて執政官となりたるは、力を聖彼得斯堡朝廷と戮せたるの結果に外ならざりしなり。斯くして露人にして公が輔弼の臣たりし大臣等は、自國の勢力を恃みとして專横の振舞多かりければ、公の柔順も今は之に堪忍し難く、彼は次第に勃牙利に於ける國民的感情の動かす所となるに至れり。蓋し露國の勃牙利に對する功績は、勃牙利の認知せざる所にはあざりしも、彼は露國に求むるに、露帝の代理者の示す以上の敬意と自由とを以てするものなればなり。加ふるに、彼は此の新方針に於て奥國朝廷の後援を得ること尠からざりき。塞耳比王と羅馬尼王とを己が外交政略の軌道中に引き入れたる奥地利は、露帝の勃牙利に有する勢力を殺滅するの舉に滿悦せざる能はざりき。機會ある毎に、聖彼得斯堡朝廷を苦めんことを欲しつゝありたる英國政府も、亦此密謀の後援者なりければ、窮貧にして歳計意の如くなるを得ざりしアレキサンドル・ファン・パッテンベルグは、その之に就いて露帝の助力を仰ぐこと能はざりし時に於て、或は之を維納に求め、又或は之を倫敦に求めたり。彼が同胞の一人たるハインリッヒ・フォン・

バッテンベルグ (Henri de Battenberg) は、英國朝廷と親密なる關係を有したるが、彼自らも、亦聽て英國政府よりして、その姻戚の一人として迎へらるべき筈なりき。これを要するにバッテンベルグ公は今や再び勃牙利の愛國者となりて、自由主義を標榜し、彼が二年前に廢したる憲法を再興し、その二名の露人顧問カウルバールス (Kaulbars) 及びソボレフ (Soboleff) を罷めて、不満を懷いて歸らしめ、尙又露帝の夙に勃牙利の陸軍に差遣したる士官をも解雇したり (一八八三年)。露帝は次いで、カンタクゼー (Kantakuzene) を勃都に派遣して、その大臣たらしめたるが、アレキサンドルはこれに對抗して、排露主義者として知られたるザンコフ (Zankoff) を登庸し、翌年又、強硬なる反露黨たるカラヴュロフ (Karavuloff) を任用したり (但し一八八一年、彼は露帝の歡心を得んがために、これを罷めたり) (一八八四年)。

アレキサンドル三世は、元來バッテンベルグ公を好まざりしかば、此等の行爲を以て言語道斷の忘恩なりとし、爾來飽くまでも彼を怨み、絶えず勃牙利國民との關係を持続しながら、彼を憎惡したりけるが、又もや新にバッテンベルグの二心を示すべき事件の起るありて、露帝をして益々彼を惡むに至らしめたり。公はストランスキー (Stranaky) をフィッポリ (Philippopoli) に遣りて兩勃牙利合一の陰謀を企らましめながら、露西亞政府に向つては最後の瞬間までも之を陰匿し、一八八五年九月一日、彼と獨逸にて會見せし露國外相ヂェルス (Giers) の此の點に關して彼に質問したりし際には、斯かる陰

謀の斷じて存せざるを保證したりき。然るにこれより纔に十五日にして、ストランスキー及び其一味徒黨は武力に訴へ、東ルメリア總督ガヴリル・パシヤ (Gavril-Pacha) を捕縛して、之を土耳其の境に送致し、歡呼して兩勃牙利の合一を宣言し、アレキサンドルをフィッポリに招受したり。バッテンベルグは即ち九月二十一日を以て入都して、自ら兩國の君主と稱し、伯林條約の侵犯を敢てしながら、彼が常に其忠實なる從僕たることを宣言したる土耳其朝廷に對する甚深の敬意を證示したり。

此クー・デターは、勿論、露帝の激烈なる非難を招きたり。帝は五年前に於て之が讚美者たりしも、今はバッテンベルグに對する嫌惡心よりして、自ら進んで伯林條約の爲に之が復讐者たらんとし、之に抗議を提し、土耳其朝廷をしてフィッポリの暴力沙汰を詰責せしめ、之に承認を與ふることを拒ましめたり。他の列國、就中、獨逸、奧國、英國も、此行動を以て合法ならずと云ふに一致したるも、露國の如き激怒を示すことなく、寧ろ止むを得ざるの出來事として之を諦むべしとしたるが、然るにも拘らず、聖彼得斯堡政府は、引續きて反對の運動を試み、土耳其に要求するに、之がため君府に國際會議を開かん事を以てしたり。

第三節 塞耳比、勃牙利戰爭

露國政府の希望による會議は、十一月四日を以て開催せられたるも、愈々開催せらるゝや否や、又も

や、曩日の出来事と同じく重大なる事件起りて、之を中止するの止むなきに至らしめたり。フィリップ・ボリ事件の報道あるや、塞耳比は嚇怒し、國王ミランは自ら軍を率ゐて勃牙利を攻撃し、以てサン・ステファノ條約以來、當然塞耳比の所屬たるべしとせられたる勃國領土の一部分を回收せんとしたり。塞耳比が此要求に於て其保護者たる奧國の使喚する所たりしは、明々白々たりき。而して此際彼の其要求の一層に正當なりし舊塞耳比 (Vielle Serbie) に向はずして勃牙利に向ひたりし所以は、奧地利朝廷が塞耳比の奧國宿望の目標たるサロニカ (Salonique) に向て進出せん事を欲せざりしに由るなりき。斯くて十一月十三日を以て塞耳比王は勃牙利に戰を宣し、左翼をウィッデン (Viddin) に、右翼をヴラニア (Vrania) に進め、自ら主力を率ゐてソフィアに急進して四日の後には、ソフィアを距ること遠からざるスリヴニツァ (Slivnitsa) に着したり。塞耳比軍は數に於て頗る優勢なりしのみならず、宣戰布告の當時、パッテンベルグは殆ど其全軍を率ゐて戰場の遙かなるフィリップ・ボリに屯したれば、勝利の塞耳比軍の手に歸すべきこと疑なきが如かりしに、勃牙利軍は奮起し、二日の急行軍を以て、忽にして侵入軍と相對峙したり。パッテンベルグは最後に至つて意氣沮喪して、ソフィアに蟄伏するに至りたりしも、其將ベンデレフ (Bendereff) 及びパニツァ (Panitsa) 能く闘ひて捷ち、十一月十九日、塞耳比軍のスリヴニツァに大敗してピロツト (Pirots) に退却するに及び、勃牙利軍は、其後十日を須たずして此地を侵したり。戰場に勝利を制したる勃牙利も、外交上に於てその戰勝の効果を確保すること能はざりき。然る所

以のものは、奧地利がその被護者たるミランを救はんとて、パッテンベルグに強ゆるに休戰を以てし、彼にして之に應ぜずんば、武力に訴へてもミランを擁護すべきを公言したればなり。パッテンベルグは暫しがほど己の地歩を固持して動かざりしかど、十二月十九日、結局、三月一日まで一切の戰鬪行爲を中止すべきを約するに至りたり。蓋し此期間を以て、平和を議定するに十分なるべしとしたればなりき。

此後、幾くもなくしてパッテンベルグ公は、賢明にも土耳其朝廷と接近の策を講じしが、土廷も亦武力を以て彼を屈し得べからざるを覺り、且は、露國の干渉を懼れて、一月一日、勃國と豫定和約を結び、之に由りて土耳其はパッテンベルグ公を東ルメリアに封じ、但し五年毎に其任期を更改すべきを約し、更に勃國よりはロドーベ山脈 (Rhodope) の南麓に位し、回々教徒にして勃牙利の治下にあるを欲せざるの回教徒を其住民とするポマクス (Pomaks) キルヂヤリ (Kirjalji) の二州を土耳其帝に返附すべきを條件として、兩國の間に同盟條約を結ぶ事となれり。列國は此條約を承認せず、露國の提唱に由りて開かれたる君府會議は、重大なる多くの改訂を之に加へ、例へば平和條約のパッテンベルグと土耳其皇帝との間に締結せらるゝや、公のルメリア公冊封を以て、伯林條約第十七條の規定によりて其任期を五ヶ年とし、且つ歐洲列國の承認を得べきものとなしたりき。

第四節 希臘の威嚇竝に列國の希臘封鎖

フィリッポポリ事件は更に他の結果を齎して、塞耳比が十二月の休戰條約を平和條約となし、其劍を戢むるや否や（一八八六年三月二日）、東方の他の水平線には早くも戰雲の漂ふを見たり。希臘の動搖即ち是にして、彼は其露土戰爭の當時に於て自ら占有せん事を欲し、しかも比較的彼に好意を表したる伯林公會の阻む所となりて志を遂ぐることを得ず、由りて機會のある毎に要求して止まざりし領土を回復せんとしたるなり。彼の自ら以て己の領土なりとし、其未回収の希臘なりと主張するものは、即ちクレレーテ (Crete) エピルス (Epirus) 及びマケドニア (Macedonia) なり。斯くて彼は終に武備を整へ、希臘の味方を以て居りたるグラッドストーンの英國の政柄を握りてよりは、別して強硬の態度を持するに至りたるも、而も、餘りに躊躇するに過ぎて、勃塞戰爭の齎せし好機はいつしか過ぎ去りたり。グラッドストーンは希臘の問題以外、彼の本國英蘭土と愛蘭土とに於て多くの問題を有したり。キプロスを占取せる如くにクレレーテ島に染手せざりしを後悔したる英國政府は、佛蘭西の同盟國たるべき地中海上の海國の膨脹を默視するを欲せず、塊地利も亦如何なる事情ありとも希臘のサロニカ占領はもとより、之に近邇せん事すらも許さざりき。露西亞は又最早、多く希臘に關心する所なかりき。されば德里ヤンニス (Delianis) 内閣の類りに戰爭を準備して四月、テッサリアよりマケドニアに侵入せんとするや、

列國は一致して希臘海岸に艦隊の示威運動を試み、希臘をして武裝を解除せしめたり（四月二十二日）。此際列國と行動を一にせざりしは、自ら孤立を以て得策とせしフレシネー内閣治下の佛蘭西にして、彼は敢て上述の示威運動に反對せるにあらず、寧ろ列國の威嚇に由りて希臘に命ぜんと欲する所を平和裡に獲得し、以て此運動を無効に歸せしめんと欲せしなり。フェリーは德里ヤンニスに告げて曰く、列國聯合の力に抵抗せん事到底不可能なり。寧ろ列國の銳鋒を避けて、進で佛蘭西の友誼的忠言に従ふを以て理義其宜しきを得たりとすべしと。德里ヤンニスは即ち直ちに此忠言に應ずるの意ある旨を告げたるに、列國は巴里政府が希臘に對して單獨行動に出で、己の外交干涉の功を誇らんとするを喜ばず一步も其要求を枉げざるべきを宣言し、即ち希臘政府にして武裝の解除を約せざるに於ては、之が封鎖を斷行すべき最後通牒を發するに至るべきを告げ、德里ヤンニスの徒らに時日を遷延せんとする如きを見るや、猶豫なく該宣言の斷行に着手し、五月初旬を以て封鎖を開始し、六月八日希臘の武裝を解除するまで之を解かざりき。佛蘭西政府は其希望の水泡に歸せるを以て少しく困色なき能はざりき。

第五節 バッテンベルグ公アレキサンドル逐はる

フィリッポポリ事件に由て醸されたる東方の危機は、斯くて全く終止を告げたるが如くなりしも、露西亞は之を以て満足せず、殊に露帝の如きはバッテンベルグを憎むこと最も甚しくして、飽くまでも之

を宥逐せずんば止まざらんとし、之が爲に陰謀するもの月あり、スリヴニツァ戦争の勇將たるペンデルッフ、及びバニツァ等の諸將をして公が彼等の赫々たる武勳を忘却するに至りしが如きを名として公に反対せしめたり。極陰密裡に計畫せられたる軍隊の暴動は、斯くて一八八六年八月二十一日を以て突如ソフィアに爆發し、公の宮殿は暴徒の包圍する所となり、公自らは退位を餘儀なくせられてローマニアに送致せられ、此地に安住すること能はずして、露領ベッサラビアのレニ(Reni)市に轉ぜしが、程なく、更にガリチアのレムベルグに送られたり。公、去るに及び、大主教クレメント(Clement)ザンコフ(Zankoff)及びグルーイェフ(Grouieff)の徒、假政府を設けて政を攝しぬ。

然るに該事件の落着を告ぐるや、勃牙利の反露派は放逐せられたるバツテンベルグ公に加擔して再びその頭を擡げ來り、攝政政府を顛覆して之を獄に投じ、新にカラヴェロフ(Karavéloff)スタンブロッフ(Stambouloff)及びムトクローフ(Monkourouff)に政權を委ね、結局バツテンベルグ公を召還したれば、公は一議なく之に應じ、九月二日を以て再びソフィアに入りたり。されど、公にして露帝の好意を贏ち得ること能はざらんには、其復位も要するに一時のものに過ぎざるべきは明なりければ、公は八月三十日、左右の勸むるがまに、親らアレキサンドル三世に向て帝の怒を和ぐるに足るべしとせる電報を送附したるに、案に相違して一片の平凡なる電報は執拗にして頑迷なる露帝の驕心を求むるに由なく、帝は頗る冷淡なる返答を以て之に酬いて曰く、「朕は公の勃牙利歸還が萬苦を嘗め來りたる勃牙利國に齎すに悲しむべき結果を以てするに至らん事を豫見して、公の歸還に賛同すること能はざるものなり」と。是に於てバツテンベルグ公は彼の歸還を以て既定の事實にして、如何ともすべからざるものなりとせしかど、スタムブロッフは餘りに執拗なる態度の却て公の不利益なるべきを告げたるを以て、公は誠實を以て退讓し(九月七日)、復た再び勃國に還らざりき。斯くて公の政治的生涯は終を告げたり。

第六節 勃牙利の公位繼承竝に露國の對勃政策

新假政府は勃牙利の選舉人を召集し、之をして十月十日を以て、選舉によつて更にバツテンベルグ公の後繼者を選定すべき議會を構成せしめんとしたるが、されど露帝は之を欣ばず、九月を以てバツテンベルグ公に近侍し、勃牙利の事情に精通せるカウルパールス將軍をソフィアに遣り、之をして假政府に左の如き内容を有する最後通牒を交附せしめたり。(一)八月二十一日の陰謀者及び假政府當局者を釋放する事、(二)戒嚴令を解く事、(三)選舉を無期延期する事、以上。然るにスタムブロッフ及び彼の同僚は、之を峻拒したれば、カウルパールスは威嚇的態度に出で、選舉を抑壓すべく自ら勃牙利の各地を巡遊して、行く／＼、屢々暴言を弄して土人の鬪志と殺氣とを煽發し、勃國の當時に於ける内紛を激増せしむべく憚る所なかりしが、然も彼の爲せる所は悉く水泡に歸して、選舉の結果は全く假政府の勝利に歸し、斯くして程なく召集せられたる國民議會は、斷々乎として其の要望する元首を選舉するに決し

(十月三十一日)、露帝と衝突するを欲せざる議會は、此度は露帝の義兄弟にして彼の覺え目出度き丁抹のヴァルデマール (Valdemar) 親王を選擧する事とせり。然るに世人の豫想に違はず、露帝は丁抹王をして其子に提供せられたる王冠を拒絶せしめ、土耳其皇帝と諮りて、彼の傀儡に過ぎざりしミンダレリ (Mindaleli) 公を選擧せんとせしかば、勃牙利國民は之を拒絶し、斯くて、ソフィアの國民議會は自らその欲する所を選定せんとしたり。

ストイロフ (Stoiloff) グラフ (Gravoff) カルチエフ (Kalkicheff) の三使節は、一日も早く空位を填充して内紛を絶たんものと、公位を提供するに足るべき人物を物色すべく歐洲を巡遊し、旅程幾何もなくして恰好の珍鳥を發見したり。そは當時維納にありしフェルディナンド・フォン・サクス・コブルグ (Ferdinand de Saxe-Cobourg) 公にて、彼は奥國朝廷の庇護の下にありて、少くとも露國大使の傀儡にはあらず。年齒漸く二十五、獨逸の皇族に屬すれども、中尉として奥地利の陸軍にあり。母クレメンティヌ (Clementine) に由りエッセルアン家の血統を承く。彼れ大志ありて而も又細心を缺かず、バッテンベルグ公の放棄せし公位に登るの外、何等求むる所なかりき。使節等は次で伯林に赴きたるが、ビスマルクは露帝と無用の衝突を敢てするを欲せずして、彼等に公然の賛助を與ふるに至らざりしが、巴里政府は彼等に勸告するに露帝と融和すべきを以てし、更に倫敦政府も亦之と異なる所なきの態度を持したり。アレキサンドル三世は自己の政策の巴爾幹半島に行はれずして、あらゆる詭計の此處に運らざれば

つあるを見て忿懣を禁ぜざりき。露國の佛蘭西に接近し、之と同盟を結ぶに至る端緒、實に此時代に兆したるなりき。

第七節 露佛同盟の端緒

佛蘭西はこれまで、曾て露帝に對して同情を有せず、之を聲援せず、又固とより之に信賴するが如きことなかりしかば、佛蘭西との親交は、當時にありて露帝の思ひもよらざる所にてありたるなり。一八八六年の初めフレシネー内閣は、露國に於て重刑に處せられたるクラポトキン (Krapotkine) を庇護せるの故を以て露帝の不興を買ひたりしが、フレシネーは又駐露大使として露帝の同情を有せしアッペル (Appel) 將軍を召還して、之に代ふるに露帝の欣ばざるビヨール (Billot) を以てせんとしたりき。次で露國の駐佛大使モーレンハイム (Mehrenheim) 男は本國に召還せられ、此兩大使の地位は暫くの間後任者を得ずしてそのまゝ放棄せられき。然るに一八八六年の末に至りては形勢一變の觀ありて、佛國の新大使ラブロー (Laboulaye) は露都に歓迎せられ、且露帝の信望を擔ひたるが、之に反してアレキサンドル帝を動かし、以て普魯西政府の露國に對する眞意を隱蔽せんことを努めたるビスマルクは、十分の結果を奏すること能はず、彼の二八八四年に於て露獨の間に締結せられて、一八八七年三月二十一日を以て更新せらるべかりし再擔保條約 (Contre-assurance) は再新せられずして終りたりき。思ふ

にこれ露帝に該條約を再締するの意思なかりしに由るなり。

さて又佛蘭西政府の意向も、明にアレキサンドル帝をして巴里に近接せしめ、斯くして遂に露佛同盟を實現せんとするにあり、露國と同盟を結び、更に英佛の協商を以て之を完成せんとするガンペッタ晩年の理想を懷抱するものも、佛國に於て漸次、其勢力を得來れり。一八八五年以來、佛蘭西人の示したる反植民政策的思想、ブーランヂェー將軍の驚くべき人氣、ブリッソンが一八八六年十一月十六日を以て議會に發表したる、兵役を三ヶ年に延長せんとする新陸軍法、陸軍大臣の國境に建造せしめたる兵營、彼が激烈なる愛國心の發露、七月十四日の閱兵式に於ける彼に對する公衆の熱狂心、親佛的感情を再燃せしむべく彼が『愛國協會』をしてアルサス・ロルレスに行はしめたる運動は、何れも獨逸宰相に提供するに反省の資料を以てせざるものに非ざるはなかりき。蓋し戰爭は、當時にありてビスマルクの欲する所にあらずしならんも、彼は尙常に開戰の準備を怠らず、又露佛同盟をして不可能ならしむべく汲々として努力したりしなり。

第八節 ビスマルク竝に一八八七年の陸軍法

以上の事實は、未だ以て佛蘭西が武力に訴へてまでも、獨逸に復讐せんとするの意あるを證するものにあらず。國民の大多數は確に平和を嚮望したりしも、ビスマルクは何事をも成行に任すべきにあら

ずとし、佛蘭西國民がそのブーランヂェー崇拜の裡に於て、無意識に執らんとする進路の何たるを見て警戒を解かず、一八八六年の末、陸軍大臣ブロンヌアルト・ファン・シェレンドーフ (Bronsart de Schellendorf) をして、陸軍法案を提出せしめ、之によつて爾後七年間、獨逸の平時現役兵額を、四十六萬八千人(四萬一千人の増加)とし、この期間に於ては、政府は軍事費に關し、議會の掣肘を受けざらんとしたり。

この案には大なる反對論ありき。討議の開始に際し(十二月三十一日)モルトケ (Moltke) 將軍はブーランヂェー黨の復讐政策に對する不安の情を露白して曰く『佛蘭西の輿論は、本來獨領たる二州の還附を要求するも、獨逸は斷じて之を還附せざらんとするものなれば、此點に於て獨佛の協商は、畢竟、不可能事に屬するなり』と。

該法案の第一讀會は、政府の敗北に歸したれば、ビスマルクは第二讀會に於ける成功を望み、羅馬法皇レオ十三世の干渉が、獨逸議會の向背を制する中央黨をして彼に歸依するに至らしむべきを期し、由りて法皇に乞ふに中央黨を勸說せん事を以てしたるに、嘗てビスマルクが文化闘争に讓歩し、又カロリン群島事件に於て敬意と信賴とを寄せたるを深く多としたるの法皇は、之を拒絶することなく、中央黨に向つて其態度を一換して新軍事法案に賛成せんことを望む旨を告げたり。斯くて愈々法案を決すべき第二讀會の日の到るや、ビスマルクは、嚴然として獨佛間に於ける三世紀來の國境史を説き、彼

が佛蘭西と和解すべく全力を盡したること、アルサス・ロルレヌ問題を除く總ての事柄に就て、十分に佛蘭西を援助したること、然るに佛國は兩國間の眞摯協商の根本條件たるべきアルサス・ロルレヌを正式に放棄し了らんことを肯んぜざりしこと、佛蘭西攻撃の彼の夢にだも思はざる所たる事を述べ、彼れ自らはフレシネー、及び一八八六年十二月以來フレシネーの後を嗣ぎて政柄を握れるルネ・ゴブレール (René Goblet) の平和を念とする者たるを信するも、佛國の内閣は、いつかは又他の政治家の手に遷り行くべく、しかも、後の内閣組織者の獨逸に復讐せんとするものたるか、將たナポレオン三世の如くに、大戰に由りて内政更新の機會を作らんとするものたるかは之を豫測するに由なく、之を要するに彼を以て之を見れば、佛蘭西の輿論は、獨逸攻撃を斷念するものに非ず、しかも佛蘭西にして自國を以て最強の國家なりと信じ得べき場合に於て、獨逸の攻撃を敢てし得べき虞れあるを以て、獨逸は如何なる事情ありとも、佛蘭西よりも強力ならざるべからず、是れ戦争防止の最も安全なる道なりと説けり (一八八七年一月十一日)。

然るにビスマルクが此堂々の大議論も、尙且中央黨をして屈服せしむること能はざりき。常に獨立を標榜し、法皇の勢力と雖も、掣肘し得べきにあらずとしたる中央黨は、該軍事法案に反對したるより、三日に互る討論の後、百八十六票對百五十四票を以て該法案は否決せられたれば (一月十四日)、ビスマルクは直に皇帝の名に於て議會を解散し、之を有權者の判斷に問ふこととなれり。

總選舉は彼の思はく通りに行はれて、彼の期待したる結果は到達せられたれば二月二十一日、三月二日)、此度は、該法案は平和及び安全を確保すべき方策としてウイルヘルム皇帝の提出する所となり、遂に三百二十七票對三十一票を以て可決せられたり (棄權八十四票) (三月十一日)。斯くして之が討議によりて醸されたる熱烈なる論争は、久しき互りて獨逸國民をして極端に神經過敏ならしめ、其後、起りたる重大なる二つの事件は、一時は兩國の間に戰端を勃發せしむべきやに思はしめにき。これ皆當時の獨逸人の如何に興奮しつゝ、ありたるかを示すものたらずんばあらず。二事件とは次の如し。四月二十日のことなりき、パニー・シュール・モゼン (Pagny-sur-Moselle) の佛蘭西警部シュノーヤン (Schnaebler) なるもの、獨逸モゼル河畔のアルス (Ars-sur-Moselle) なる警部ガウチュ (Gautsch) の招致によりて國境に到りたる折しも、その未だ佛國領土内にあるに、俄に捕縛せられ、間諜の嫌疑を以てメッツの獄に投ぜられたり。該事件は佛蘭西を擧げて激憤せしめ、世人をして戦争の勃發を懸念せしめたる程にて、佛蘭西政府は之が全く獨逸の係蹄に罹りたるものたるを證明し得たりしかば、元來、此事件の教唆者たらざりしなるべきビスマルクは、自ら獨逸官憲の不當の處置を承認して、四月二十九日、該囚人を釋放したり。更に又これより後數ヶ月のことなりき、ヴァーシュのヴザンクール (Veauxcourt) にて佛蘭西の獵人數名、國境に沿うて歩行中、獨逸の歩哨は突如彼等に接近し來りて、其一人を殺し (ブリニ、Brignon)、其他の一人ウァンヂェン (Wanggen) を傷けたり。こは全く佛蘭西國境内に於て起りたる

出來事なりければ(九月二十四日)、調査の結果、獨逸官憲の過失なる事分明して、伯林政府は直に之を遺憾とする旨を公言し、ブリュッセルの未亡人に賠償金を支拂ひたり。獨逸の敵愾心の刻々に増長しつゝありて、平和の何日如何なる事情よりして打ち破らるゝに至るべきやを知らざるの状態にありしは、此等の事件にて之を徴し得べかりき。獨り獨逸に於けるのみならず、佛蘭西に於ても國民の思想は甚しく熱し來りたれば、其駐獨大使クルセル(Cunee)男は、兩國關係の著しく緊張したるを見て伯林に止まることを欲せず、一八八六年末を以て去りて、エルベット(Herbet)之に代るの有様にて、ブーランヂー派の活動は實に目ざましく、一味徒黨の統率に於て苟も機を過つことなかりし勇敢なる將軍は、熱狂の餘り終に露帝に私信を送りて、露佛同盟を之に勸説するに至りたれば、内閣議長ゴブレは彼を制して、其極端なる活動を差控へしめざるべからざりき(一八八九年二月)。

アレキサンドル帝の該提議に對する返答の何たるかは明ならざるも、兎も角も、帝が漸く佛蘭西に近づかんことを欲するに至りし事と、帝をして獨逸に對し不信を懐かしむべき問題の繁多となりたる事とは確實なるが如し。同年、サクス・コブルグ公は推されて、勃牙利公となりたるが、露帝は彼をして從來曾て嘗めしことなき残酷なる侮辱を味ふに至らしめたる第一責任者を以て、獨逸そのものなりとしたりき。

第九節 コブルグ公フェルディナンドの勃國公推戴

一八八六年の末、己の推せし候補者を勃國公となすこと能はざりし露西亞は、之が時日を遷延せしめんことを謀り、土耳其の其理事官を勃牙利に派遣するに反對し、以て故意に勃牙利の難局を長引かせて、他日、之を利用し得べき機會の到來せん事を期待したるが、一心を懐ける獨逸も、露國の勃牙利干渉を教唆し、彼をして勃牙利の難局によりて佛蘭西との同盟を抑制し、之をして不可能ならしめんとしたり。然るに勃牙利の假政府は、斯かる遲滯をもどかしく思ひけん、斷乎たる處置に出でて、一八八七年七月七日、國民議會(Sobranie)をして其元首を選ばしめ、以てフェルディナンド・フォン・サクス・コブルグを擧げしめたり。

元來、死を以て勃國の公位に戀着したりしフェルディナンドも、初めの間は此提供を受くるを躊躇するものの如く装ひたりしに、假政府がフェルディナンドにして『然り』と云はざる間は、彼を以て彼等の君主と認むる事能はざるを聲明するに及びて、數週日の後、遂に勃牙利に赴きたり。獨逸政府は、露西亞に對して表面上、好意を有せるが如くにして、實は彼に勸告するに勃牙利人の願望を容るべきを以てしたるは明にして、サクス・コブルグをして眞實にもせよ將た虚偽にもせよ、其躊躇を止めしむべく與つて力ありしは、實に維納駐劄の獨逸大使ロイス(Loy)公の通牒に由るものなりしなり。

公は八月十日を以て勃牙利に入り、四日の後ティルノヅ(Tirnova)に至りて憲法の護持を宣誓し、十日フィリップポリに入り、終にソフィアに入城したり、彼は又内閣を組織し、十月十日を以て總選舉を行ふべきを命じ、兩勃牙利の結合を以て不可離にして決定的のものなりとし、且十分に土耳其の宗主權を尊重すべき旨を宣言したり。

露西亞は傲然としてフェルディナンド公の即位を承認せず、又將來承認することなかるべきを宣言したるが、他の列國は露國の歡心を買はんが爲めに、土耳其朝廷に告げて曰く、フェルディナンド公にして伯林條約に準據して列國の承諾を得るにあらずんば、彼は勃牙利の正當主權者たる事を得ざるものなりと。土耳其は事の紛糾せんことを懼れて、露土兩國にて勃牙利の占領を行ふべしてふ聖彼得斯堡政府の提議を拒絶したるが、露國は更にエルンロート(Ernroth)將軍を使節として、勃牙利に派遣し、同國の秩序を回復し、且國公選舉の準備を爲さしむべきを申出でたれば、土耳其は該提議の實現方を獨逸に要求し、獨逸は又地地利と衝突するに至らん事を懼れて、之が露國及び土耳其の任務なるべく、兩國は之がために各委員を派遣すべきものなりと答へたり。然るに露國は土耳其の委員を以て露國委員に從屬すべきものたる事、竝に即刻、フェルディナンド・フォン・サクス・コブルグの廢位を宣言すべき事を主張したれば、英國、墺國及び伊太利はサクス・コブルグ公の勃國公たるを承認せざるも、之を以て事實上の君主として待遇すべきを唱へたるより、露國も止むなく此保留に贊同するに至れり。是に於

て墺國は、今は復、彼のサクス・コブルグに對する同情を幾ふ事を敢てせず、獨逸は又努めて彼の同情を隱蔽して、所謂オルレアン派の陰謀(L'intrigue orléaniste)なるものを罵り、公の人物を貶毀するが如きを装ひ、しかも、他面に於てビスマルクは、一八八七年九月及び十月に於て、地地利の宰相カルノキー(Kalnoky)及び伊國宰相クリスビー(Crispi)と會見し、全力を盡して三國同盟の結束力を鞏固ならしめんとしたり。

第十節 露獨乖離の傾向

斯かる事情の間にありて十一月十八日、獨逸宰相と露帝との會見は行はれたり。蓋し露國皇帝は佛蘭西外務大臣フルーラン(Flourens)の入手して帝に送致せる書類に由りて、ビスマルクの不信を怒りたるを以てなり。當時丁抹にありたるアレキサンドル三世は、歸路伯林を經由せざるべからざりしを以て、之を好機としてビスマルクと會見せんことを欲したるものなるが、此際ビスマルクは、口を極めて彼の忠誠と信實とを露帝に陳辯する所ありたり。是に於てアレキサンドル三世は、即座に其携帶し來れる書類をビスマルクに示して、獨逸政府の陽に否認せるにも拘らず、彼の絶えず勃牙利の新元首を援助したること、勃國公のビスマルクの好意に信頼しつゝあることを證明せんとしたれば、流石のビスマルクも、一時茫然として爲す所を知らざりしも、稍ありて厚顏無恥にも此書類の偽物に過ぎず

ビスマルクに對する非難の譏諷に過ぎざるを辯解したり。更に露帝が其内容に就て知る所なかりし獨逸同盟に關してビスマルクを非難するや、露帝ビスマルクは帝に示すに該條約の本文を以てして、答へて曰く、此條約たる全然守勢的のものにして、露國の利益を害せんとするものにはあらずと。露帝は悉くビスマルクを信じたるにあらず。唯、勃牙利に關して奧地利を除外し、露獨兩國の間に相互中立の條約を結び、所謂スキエルネウツェの契約を再新せんと欲したり。斯くて露帝は心頗る平ならず、伯林朝廷に對する不信と忿怨とを以て之を辭せり。

獨逸の露西亞に對する這般の挑發的政策は、獨逸の邪心を示すに於て遺憾なきものなりき。これより先き、露帝は露國の領土内に定住せる外人地主の己の所有地を増大せんとするを禁せんため、法律上の警戒を採る所ありたるが、伯林政府は之に報復せんとて、露西亞の株券を賣却して獨逸の市場より之を驅逐し、要するに露帝に宣戰して、帝をしてその必要とする所の信用を他の方面に求めざるを得ざるに至らしめ、十一月十日以後、獨逸帝國銀行は露西亞の株券を貸借上の抵當物件とすることを許さざりければ、聖彼得斯堡政府は事件の成行を見て、外資輸入の要あるに際しては佛蘭西の援助を求むることとなれり。

一八八八年一月一日、飽くまで事を糊塗せんとしたるビスマルクはライヒスアンツァイゲル (Reichsanzeiger) 紙上に、露帝の彼に示せし書類の偽物にして全然信するに足らざるものなることを揭示し、

次いで二月二日、奧地利の同意を得て、一八七九年十月の條約の全文を公けにし、以て該條約の純然たる守勢的のものにて、彼の言の決して詐らざるを示し、最後に一八八八年二月六日、帝國議會に於て例の如くに激越なる論調を以て、傲然として、如何に巧言美辭を聯るも、其露國を假想敵とするものなることの瞭然たる新陸軍擴張案を主張して曰く、『形勢は比較的に鎮靜して佛蘭西は開悟せる如く、露西亞は又其武備を有するにも拘らず、獨逸を攻撃するの意志なし。されど佛蘭西と露西亞との間に介在せる獨逸の地理上の地位は、獨逸をして危險に陥れしめんとす。露西亞にして獨逸の攻撃を策せんか、佛蘭西の之を援助すべきは疑ひを容れざるの所、これ實に警戒の忽にすべからざる所以なり』と。彼は侮蔑的の言を以て曰く、『吾人は何者の後をも追従するものにあらず。吾人は佛蘭西にも將た露國にも、敢て愛を求めんとするものにあらず。斯かる時代は既に過ぎ去り、露國の新聞紙、露國の輿論は、忠實強大なる其舊友を放逐するに至れり。吾人は親好なる關係を恢復せん事を試みたるも其效なかりき。され、露國の此拒絕は、吾人をして露國の其諸條約より得たる權利をば、一層に尊敬せしむるに至れり』と。宰相は最後に露國の新聞紙に關し、昂然として言て曰く、『露國新聞紙の威嚇は吾人に對して何等の恐怖を感ぜしめざるも、余は之をして停止せしめんと欲す。いかなる國も其總決算の日に於て自國の新聞紙の破碎せる玻璃板に就て各其責に任ぜざるべからず。然も之が勘定書は他日、被害列國の不平てふ形を以て現れ來るべし。吾人は好意を以て迎へらるゝの時、容易に之が動

かす所となるも、決して威嚇の爲に左右せらるゝものにあらず。我等獨逸人は唯だ神を畏るゝのみ。神の外此世に於て又一物の畏るゝあらず。而して神に對する此畏怖の念こそは、實に吾人をして平和を愛し、又之を涵養せしめたる所以のものたらずんばあらず。思ふに此平和を侵害するものは、一八一三年に於て弱小なる普魯西國民を擧げて、干戈を取つて蹶起せしめたる愛國の精神の再び獨逸の全國民をして奮起せしめ、獨逸國民に對する攻撃の徒に彼等をして協力して武裝し、彼等の戰士をして「神我等と共に在り」の信念を其胸底に藏して起たしむるに至るべきを知るに至らん」と。

此最後の辭こそは、今や獨逸間には、往時の親好なる關係を困難ならしむる超え難き溝渠の存するを證明するものなり。若し夫れ嘗て二國を結合したる友誼の何ほどか殘存するありとせば、將に消えんとする此最後の閃光は、正しくウィルヘルム老帝の胸中を措いて他に求むべくもあざりしなり。然も此帝や頽齡既に九十一にして、其餘生、幾くもあるべからざるに、其皇太子も亦不治の病を得たり。かゝれば此等の人々の下、特に其衝動的政策を以て歐洲を驚駭せしめたる皇太孫の下に於て、往時の契約は果して如何になり行くべかりしか。露獨の協調の今や最早、何ものをも殘さざるに至り、露佛同盟に至るべき門戸の十分に開かれつゝありたるを見るべきなり。

第五章 ビスマルク施政の末年 (一八八九—一八九〇)

第一節 フリードリッヒ三世帝の短治世

露帝ニコラス一世(Nicolas I.)の義兄弟たりし頽齡(當時九十一歳なりき)のウィルヘルム一世老帝は、一八八八年三月九日を以て崩じたり。帝は生前、既に普魯西、露西亞兩皇室間に歴史的に存在したる親密なる關係を等閑に附し、或は之を放棄若くは疎遠せしむるが如き事なからんを、其皇太子に訓戒したりしなるが、父の後を襲ひて帝位に即きたるフリードリッヒ三世(Friedrich III.)は、決して争を好むが如きの人物にはあざりき。彼時に齡五十六。温順和平にして又比較的に自由の精神を有しければ、ビスマルク及び彼の政策に對しては、尋常一般の同情を有するに過ぎず。加ふるに彼は、政治上の動亂を厭ひて、獨逸の將來を危からしむるが如き政治方針の激變を欲せざりき。

其然りし所以は、彼の健康にあり。彼は久しく不治の喉頭癌を病みて、數年來、著しく衰弱し、其最後の遠からざるを思はしめたれば、病勢の急轉を見たるビスマルクは、皇子(即ち獨逸前帝ウィヘルム二世)に云ひ含めて、父をその靜養地たるサン・ローモ(San-Romo)に訪ひ、帝位に對する權利の放棄を勸告せしめんとしたりしに、皇太子ウィルヘルムは之に應せざりき。蓋し皇太子は、帝位に即かん事を望みたるなり。是れ僅々數週日の在位に由り無益の満足を得んと欲するものにあらずして、その妃

ヴィクトリア (Victoria) をして、皇后たらしめんことを欲したるがために外ならざりき。妃ヴィクトリアは英國の女皇ヴィクトリアの息女にして、賢にして且、教養あり、進歩的思想を有し、偉大なる自由主義的感化をその夫君に及ぼしたりければ、従てビスマルクとの間に多くの友情を有せず、ビスマルクは、吾人の彼が『躬踐録』(Gedanken und Erinnerungen) に於て見る如く、ウィルヘルム一世の皇后アウグスタ (Augusta) に對せし場合同様に、彼の所謂英國婦人 (Engländerin) たるヴィクトリアに向ても、不敬にして皮肉なる言説を爲すを憚る所なかりき。是れ妃ヴィクトリアの決して忘るゝ能はざる所にありしなり。

是を以てフリードリッヒ三世が、その在位期間の極めて短少なるべき帝位に即かんとするに當りて、崇高にして人を感動せしむるの言辭を以て、彼が平和を愛するものなるを披瀝するを己の義務なりとしたりし所以を見るべし。彼は、其國民に告ぐる一八八八年三月十二日の勅語に曰く、『朕が任務の偉大なることを知りて、朕は帝國創業の精神と同一の精神を以て、此大業を繼續すべく全力を致さんとす。即ち獨逸帝國及び普魯西の立憲的機關と協同して、獨逸國を平和の中心とし、以て獨逸國民の繁榮を計らんとするものなり』と。同日即ち三月十二日、新皇帝はビスマルクに與へたる其詔勅中に於て、更に其意の存する所を確示して左の如く述べたり。『朕は名譽や光榮を齎すなる所謂偉大なる事業に向ては無關心なり。唯だ後の朕の治世を語るもの、朕が國民のために、善政を布き、國家を益し、又獨

逸帝國に幸したりしを認むるならんには、之を以て足れりとするのみ』と。

新帝は斯の如くにしてビスマルクの職を確保したるが、ビスマルクは又既に、やがて帝位に即くべき皇孫の政治教育を老帝より委託せられたり。老帝は斯くして、此未來の皇帝をして宰相を信任し親愛せしむべく努力する所ありたるを以て、ビスマルクの地位は愈々鞏固となるが如かりき。四月一日のビスマルクの誕生祝典に際し、後のウィルヘルム二世のビスマルクに與へたる乾杯の辭は、之を證するものなり。『朕は我が現在の地位をば聯隊長を失ひつゝ、進撃する聯隊に比せんとす。聯隊長に次いで指揮の權を執りたる者、亦重傷を負ひたるも、彼は先登に立ちて邁進しつゝあり。今や衆目は、旗手の高く掲ぐる一聯隊旗に集注せらる。而して獨逸帝國の旗を捧持する者は、實に老宰相閣下なり。冀くは閣下の我敬愛すべき皇帝と共に、幾久しく獨逸帝國の旗幟を確保せられんことを』と。

斯の如き保證を得たるビスマルクは、其巧妙にして然も迂曲せる外交政略を固持して進み、痛切に露佛の接近を妨碍するの必要を感じたるの彼は、巧妙なる手段を以て露國の獨逸に對する不信疑惑の情を殺滅せんとし、アレキサンドル・フォン・パッテンベルグと、フリードリッヒ三世の息女ヴィクトリアとの縁談を以て、聖彼得斯堡朝廷の不興を買はざんとするは彼が宿望を發露し得べき機會なりとしたり。該縁談は新帝の即位以後、ヴィクトリア皇后の同意を経て、伯林の問題となれるものにて、ヴィクトリア皇后は、自ら英人たるの故を以てパッテンベルグ家と交情篤く、之と結ばんとしたりしなれば、ビ

スマルクは愈々以て此企畫を破壊せざるべからずしたり。彼は嫌惡と不安とを以て之を待ちつゝ、あ
る露帝の、全力を擧げて之に反對すべきを知りたれば、最後の努力を以てフリードリッヒ三世を動かさ
んと欲し、一八八八年四月七日の皇帝との會談に於て、アレキサンドル三世の厭惡して止まざる前勃
牙利公に罵詈と嘲弄とを浴せかけ、斯くして終に之を不調に歸せしめたり。這間の消息は、ビスマ
ルクの腹心たるマウリッツ・ブッシュ(Maurice Busch)の吾人に傳ふる所たるなり。

第二節 ウィルヘルム二世の登祚竝に

彼が即位匆々の行動

幾くもなくしてフリードリッヒ三世は六月十五日を以て崩じ、帝冠は皇長子ウィルヘルム二世の戴く
所となれり。新帝尙、年齒、二十九、專恣にして豪邁の氣象に富み、聰慧にして教養あり、己の新使命に
就て自ら奉ずること頗る高く、能く談論するも、時ありて饒舌に過ぎ、其言辭常に無思慮不謹慎なり。
されど即位匆々の彼は謹嚴にして、彼が當時の言説には、後年の彼を憶はしむるが如き機才の顯發を
見ざりき。彼は、先帝の如くに雷にビスマルクをして宰相の職に止まらしむるのみに満足せず、其帝
位に即くに及んで、平和のため以外、其權力を使用するを欲せざる旨を斷言し、六月二十五日、議會に
於ける勅語に於て曰く、『朕は朕の力の及ばん限り、平和を全世界に支持せんとするの決心を有す。

獨逸の軍隊に對する朕の愛情と朕自らの地位とは、獨逸帝國と其同盟國との他國の攻撃の爲に戦ふの
止むを得ざるに至らざらん限り、斷じて朕をして平和の幸福を獨逸に褫奪せしむるが如き事なし。我
等の軍隊は、平和を保證するものたらざるべからず。而して又一朝、平和の擾亂せらるゝに會せば、戦
闘を以て再び平和を恢復し得るの力を有するものたらざるべからず。卿等が滿場一致の協贊を経て成
れる最近の陸軍法案は、新なる勢力を獨逸陸軍に寄與したり。我陸軍たるもの、上帝の加護の下に此任
務を遂行する事能はざらんや。朕は征戰の爲に此強力を利用せんとするの考、毛頭なし。獨逸は統一
せる獨立國家として權利を確保し得たる以上、何等成功若くは征服を要とせざるものたるなり』と。
ウィルヘルム二世は斯かる言明に満足せずして、更に己の行爲に由りて彼の如何に平和を念とするも
のなるかを證示せんとしたり。ビスマルクの勸めによりて帝は其施政の手始めに、歐洲列國を視察す
べく、先づ露國を訪はんとし、茲にて取り敢ず、彼の平和を念とするものなる事を示さんとしたり。
(七月)。此際、露西亞國民は帝を遇すること頗る感歎なりしかど、所謂獨逸の忘恩なるものを體驗する
こと頻時なりし露帝及び其近侍は彼に對するの疑心を覆ふこと能はず、かの伯林條約は、彼等の一日も
忘るゝ能はざる所なりき。ビスマルクの勃牙利に於て試みたる陰險なる計畫も、亦彼等をして之を片
腹痛く思ふに至らしめたる所以のものにして、アレキサンドル三世は其先代より久しく露西亞國內に
跋扈したる獨逸の勢力を排斥せんとすること、彼がスラヴの臣民と同じく、獨逸語を政治上に使用する

を禁ぜんとし、大學に於ける獨逸語の使用を拘束し、又外國人が西部地方に於て不動産を獲得するを禁止したり。こは主として獨逸人を抑制せんとするものにてありき。最後に、露帝は、其對内政策の獨裁的なりしにも似ず、事の苟も獨逸に關するあれば、彼の新聞をして自在に放言せしめれば、露國の新聞は、獨逸に對して恣に辛辣なる罵詈を試み、獨逸が特に一八一四年及び一八一五年、一八六六年及び一八七〇年に於て露西亞より受けたる恩誼に報ゆる所以を知らざるを責めたり。露帝の喜んで彼の新聞をして佛蘭西を賞揚せしめ、佛蘭西共和國が他日、北方の大帝國と結ぶことあるべきを翹望せしめたるは、特に注意を値するものなりき。

第三節 露佛同盟促進の傾向

佛蘭西は、露國に於けると同様の意圖を以て、此新傾向を迎へ、而して又露國の政策が、露國に於ける佛蘭西のそれよりも、佛蘭西に於て人氣を博したる事は毫も驚くに足らざりき。佛蘭西にては其新聞紙は何等の拘束なく、佛蘭西が十分に露帝の好意を受くるの理由を有するを説きて憚らざりけるが、ブーランヂェー一派の該同盟の結成を促進したること、之を否むべくもあらず。一八八七年二月、ブーランヂェー(Boulangier)は、一通の手書をアレキサンドル三世に上りて直に訴ふる所あらんとして、深慮周到なる時の内閣議長ルネ・ブアレー(René Boulanger)の阻む所となりたるが、愛國協會とデューレ

ードとは毫も怯まず、彼等の高談放語を以て一八七〇年の戰敗を思ひ、一八七〇年以後、獨逸の佛蘭西に對して行ひ來れる不都合の廉を銘記して、夢寐尙、忘るゝ事なき國民の多數者を動かしたり。されど、佛國が其の宿望せる露國との接近を實現し、之により歐洲に向て彼に適はしき昂然たる態度を執る事を得たりし所以の理由は尙、他にも存す。そは、フランクフルト和約が、永く佛蘭西をして孤立せしめ、英吉利は、埃及に於て佛蘭西と絶ち、伊太利は、一八五九年の獨立戰爭に佛國に承けたる恩義を忘れて、三國同盟に加入し、公然、佛蘭西を敵視して孤影悄然たらしめたること即ち是なり。

第四節 佛蘭西の對英竝に對伊關係の疎遠

一八八二年を以て埃及を占領したる英國は、英佛共同行政破却の宣言を以て満足するものには非ざりき。グラッドストーンの、ニール沿岸の占領期間の、此地の秩序回復に必要な時期以上、延引せらるゝ事なかるべきを頻回保證したりしにも拘らず、ケデーヴの軍隊の改革や、優勢なるマードゥ軍に對する埃及國境の防備やは、彼に與ふるに數年に亙りて其占領期間を遷延せしむるの口實を以てしたり。一八八四年に於ける一八八八年撤兵の承認は、要するに一箇の口頭契約に過ぎざりければ、間もなく廢棄せられたるが、次いでスエズ運河問題のため、一八八五年三月三十日、巴里會商の國際委員は、撤兵問題解決の任を佛蘭西政府に託したりしかど、英國政府は此問題を論議するを肯んぜず、而して又佛蘭

西及び英吉利に於ける頻々たる内閣の起倒も、久しきに亙りて商議を妨碍したり。一八八六年の末に至り、佛蘭西は、誠意を以て商議を行はんとしたれば、ソールズベリー内閣は、土耳其皇帝と直接商議すべく、ドラモンド・ウルフ (Drummond Wolf) を君府に派遣し、之をして一八八七年五月二十二日の條約を締結せしめ、之に由りて、一方スエズ運河を中立として、之をば歐洲列國の保護及び管理の下に置き、他方、三ヶ年の後に於て英吉利軍の埃及を撤退すべきを決し、以て此難局を脱却したり。されど、上記の契約中の撤退問題に關し、英國は埃及の形勢重大なる結果として、英國の滞在期間を延引せしむるが如き必要の生ぜざる限り、此地より撤兵すべく、而して又、斯かる形勢の終了を告ぐると共に埃及を撤退すべきを約束せるに過ぎず。且この條約に據れば、埃及が外寇の侵す所とならんとしたる場合、或はケデーグが土耳其朝廷乃至列國に對して、其義務乃至責任の履行を怠る場合には、土耳其皇帝は其軍隊を此地に派遣し得べく、英國も亦土耳其に倣ふことを得。尙又此等の軍隊は、彼等の干渉の理由の消滅するや否や、埃及を撤退すべく、而して土耳其皇帝が軍隊を派遣するの不可能なる場合には、英吉利司令官の許に其委員を派遣し、以て己の代理となさしむるを得べしとありき。

斯の如き豫防線を備へたれば、英國政府の眞意、埃及撤退を約束しながら、多く之に重きを置かず、己の欲する時には何時にても再び之を占取せん事を期するものなること明にして、之を要するに彼の讓歩たる一片の虚偽たるに過ぎず。又佛蘭西及び露西亞も、五月二十二日の條約に承認を與へず、其結

果土耳其皇帝も之を批准するには至らざりき。英國は、商議をして運河問題以外に涉る事なからしめん事を欲したれば、一八八八年十月二十四日乃至二十九日、君府に於て取極められたる契約に於ても、之を以て其唯一目的とし、一八八七年五月二十二日のそれと同じく、スエズ運河中立の原則を定め、若し中立の犯さるゝ虞ある場合には、一千の兵を之に送派することを許し、但し英兵の埃及占領を餘儀なくせしむる不穩の状態の存續するにあらざらん限り、該條約實行の效力を生ぜざる筈なりき。されど該商議の如何、該條約の如何に拘らず、英國政府は決して埃及を撤退するを欲せず、彼は依然として埃及にあり、此處に止まらんことを欲したるより、佛蘭西は結局何物をも得るに由なかりしなり。

佛國の對伊關係も亦改善の途に就くには至らざりき。統一以來、日向淺き伊太利は、佛蘭西のチュニス占領以來、植民地膨脹熱の浮かす所となりて、英吉利に接近したれば、對マーディ政策に於て彼の協力者を求めつゝありたる英國は、渡りに船と、欣然として一八八五年一月、直に紅海岸の重要地點たるマッサウアー (Massawa) を伊國に與へたり。然るに伊國の一度此地に占據するや、彼の企畫は更に擴延せられて、アブシニア (Abyssinia) 王ヨアンネス (Younis) と干戈を交ふるに至りたるに、王の部將アルラ (Alula) は、一八八七年一月二十六日、伊太利軍に與ふるに大打撃を以てしたれば、伊太利は困難の餘り、一層に埒地利、獨逸との交情を溫めざるを得ず、一八八七年五月、彼の地中海政策に關して何等の保證をも得ることなくして、三國同盟を再新したり。之がため伊佛の關係は、毫も改善せらるゝ

所なきのみか、佛蘭西は却て著しく感情を害し、一八六二年來、二國の間に存在したる航海條約は、彼等が一八八一年三月三日に於て、一八七七年の通商條約を改訂せしより、改變の止むなきものあり、因りて、一八八六年四月三十日、新條約案の起草を見るに至りしに、佛蘭西の議會は、此を以て餘りに多く伊太利を利するものとして同年七月十三日、却下したれば、此決議は、アルプ山陽の伊太利をして大に激昂せしめ、羅馬政府は一八八六年十二月十五日を以て、一八八一年の通商條約を廢棄するに至りたり。程經て新條約締結の商議が開始せられたるも、其間ドガリ(Dognali)事件あり、次いで三國同盟は再新せられたり。時に伊太利内閣總理大臣デプレティス(Depretis)は、一八八七年七月を以て歿して、前の革命黨にしてガリバルデーの徒黨たり、數年來、佛蘭西に對して特に敵意を挟み、從て又佛蘭西人によりて敵視せられつゝありたるフランチェスコ・クリスビー(François Crispi)新に其後を襲ひ、彼は、九月の末を以てフリードリッヒスルエ(Friedrichsruhe)にビスマルクを訪ひて之と交情を溫め、獨伊の結合を緊密ならしむるが爲には、何物をも惜む所なからんとしたりき。彼は、佛蘭西と和解せんとする意向を有せず、多く通商條約に關する談判を念とせず、頗る不公平なる税率を以て佛蘭西の商品を待たんとしたれば、佛蘭西も亦、伊太利に對して最惠國民の待遇を與ふるを拒絶し、一八八七年十二月には、新法律を制定して、伊太利よりの輸出品に對する關稅を高めて、伊太利に應戦し、反感の窮極する所、伊國は一八八八年二月二十八日の法令に由りて一八八一年の條約を破棄し、佛蘭西に對し

斷乎として關稅戰爭を宣言するに至りたるより、交渉は茲に全く挫折し、爾來、久しきに亙つて兩國間の通商關係は、徒に頑固執拗なる敵對狀態を保持したりき。斯くて佛蘭西の對伊輸出貿易は、一八八七年に於て三億〇八百萬フランなりしもの、一八八八年には一億八千一百萬フランに減じ、更に一八八九年に於ては一億三千三百萬フランに下り、翌年には更に一層に降下したるに、伊太利の對佛輸出貿易も、上述の期間内に三億七千二百萬フランより二億六千萬フラン、更に又二億二千七百萬フランに減じ、佛蘭西は從前二割の食糧を伊太利に供給し居たりしに、これ又間もなくして一割三分となり、伊太利人の苦痛は、佛蘭西以上なりしも、佛蘭西人とても、亦之が爲に蒙れる損失の大なるを感ぜざる能はず、斯くて不安の狀態は、尙數年の間、兩國の間に蟠りたりしなり。

伊太利は、又之と同時に更に非友誼的手段に由り、他の方面に於て佛蘭西の利益を害せんとしたり。そは、かの東京^{トシキョウ}戰爭の清佛の兩國を疎隔せしめつゝあるに乘じ、英國と圖りて羅馬法皇に求むるに支那帝國內に使館を置かん事を以てし、之によりて佛蘭西が數世紀以來、支那の加特力宣教師に對して行使し來りたる保護權を終絶せんと企みたる事即ち是なり。英國の使節ダン(Dunn)は、當時羅馬にありて、法皇レオ十三世に説く所あり、法皇も亦法皇代理として將にアグリアルデー(Agliardi)を北京に派せんとし、佛蘭西の抗議は、一旦、該計畫を抑止したりしに、山東(Changtung)省にこの勢力を扶植せんとしつゝ、ありし獨逸は、一八八七年を以て同省に於ける加特力宣教師の保護權を擔任

せん事を宣言したるより、一八八八年を以て佛蘭西の權利は再び危地に陥り、よつて時の佛國內閣は其急進黨の熱唱して止まざる教會國家分離説を以て、逆に法皇を威嚇して彼の計畫を中止せしむるの止むなきに至り、斯くしてフロッケー(Floquet)内閣の當時、外務の衝に當れるフレシネーは、一八八六年八月十日を以て、法皇は彼の使節を支那に新任せんと主張せざる旨をフロッケーに告げ、萬事は茲に解決せられたりき。

伊太利は、三國同盟の後援を得て、既に十分確立せる佛蘭西の權利を奪はんとし、又佛國の甚しく争ふに意なき諸權利を回復せんとするに躊躇せずして、例へば、かのカッサル・サイドの條約が、佛蘭西の保護權を確立したるにも拘らず、一八八八年フイレンツェに於て、佛蘭西の一チユニス臣民の相續處分を妨碍せんとし、又同年マッサウアーに於て、久く希臘人を佛國裁判權の所轄に附屬せしめたる契約を破毀せんとしたりき。此二つの場合に於て、兩國の確執は數ヶ月の間繼續し、何れも佛蘭西の敗退に了りたりき。

最後に巴里政府と羅馬政府との關係を疎遠ならしむるに至りしものは、佛蘭西の勢力が伊太利を凌ぎたりし地方に於てさへ、伊太利が飽く迄も其の利益を追求して之を蠶食し來りたることなり。マッサウアーの占領以來、彼は獨り紅海のエチオピア(Ethiopie)海岸のみならず、全アビシニアにまでも、其勢力を確立せんとし、更に其手を延べてオボック(Obock)タヂヂラ(Tadjourah)ヂブチ(Djibouti)の

地方は勿論、佛國の保有せんとしたるハルラル(Harar)方面までも侵し來りたり。アビシニア帝ヨアンネスは、一八八九年に卒して、ショア(Choa)の王メネリック(Ménélik)之を繼がんとして、國內の紛擾に其意を遂ぐるに由なきを幸ひ、伊太利は一八八九年五月二日、メネリックをして、ウッチアリ(Toulali)條約に調印せしめ、彼と同盟及び友好を約し、尙、アビシニアに對し、伊國が保護權を有するの主義を含蓄せしめんとせしも、此點に關する彼の主張は、根據極めて薄弱にして、所詮、上記條約の曲解に外ならざりき。該アビシニア條約原文には「エチオピアの諸王中の王は、歐洲の他の諸國との間に生ずべき事件の爲に、伊太利王の援助を求むることを得」とあるに、伊太利の原文には「エチオピアの諸王中の王陛下は、他の諸國及び他の諸政府との間に生ずべき事件の處理のために、伊太利王陛下の政府の力を借ることに同意す」とありて、伊太利は、メネリック王の伊太利の臣下たらざるべからざるを求めたるに、メネリックは、彼が此場合に於て、伊太利王の力に頼ることを得てふ資格を見るに過ぎざりき。アビシニア帝は、斯かる誤解に就て抗議を申込みて、十全なる獨立の回復せられん事を望み、伊太利をして遂に之を承認せしめたるも、さりながら、斯かる間に羅馬政府は何の憚る所もなく、エリトリア帝國(Empire d'Érythrée)なるものを口にし、歐洲列國をして彼のアビシニアに對する主權を承認せしめんとしたりしが、佛蘭西は固より極力之に反對したりき。

第五節 アレキサンドル三世竝にブーランシェー 時代の佛蘭西

以上述ぶる所に由り、英國政府と伊太利政府との非友誼的政策の爲に、佛蘭西が不利なる孤立の地位に陥り、而して之を脱却すべく、露國と結ばんことを憶ふに至りたる所以を了解するを得べし。されば、佛蘭西をして這般の同盟條約の焦眉の急なるを決せしむるの時機は未だ到達せざりき。蓋し同盟の結成には、二國の存在を必須とするに、露國皇帝が、獨逸を恨みて、勝利を博せんがためには、其必ずや佛蘭西の助力を要とすべきを信するに至りたりしにも拘らず、彼は兎角に、全然佛國の政策に同ぜんことを躊躇せざるを得ざりき。佛蘭西を目して無政府及び亂世の國なりしたりし彼は、これまで虚無黨の災を防禦せんとするの外なく、ブーランシェーの運動のために、佛蘭西の甚しく動搖するや、愈々以て之に信を置かず、其制度にも、何等確乎不拔なるものなくして、徒に才なく、信念なき野心家の煽てに乗りて、暴虎憑河の險を敢てするが如き國と行動を共にするを欲せざりき。ブーランシェムにして優勢ならん限り、將た全能とならんとするの虞ある限り、アレキサンドル三世は、斷じて此危地を踏まんことを敢てせざりしを見るべし。

然るに帝の政策漸を追うて親佛的となり、此傾向はブーランシェムの勢力衰へて、佛國の政治社會

の全く之を脱離するに及んで益々著しきを致し、ルヴィエー内閣によりて（一八八七年五月三日）、中央集權的内閣は組織せられ、永く陸軍省に蟠結したるブーランシェーは、地方に驅除せらるゝこととなりて、一八八七年七月十四日、彼はクレルモン・フェラン（Clermont-Ferrand）の軍團司令官に左遷せられたり。彼は、此後、屢々密に巴里に出でて、同志と會談し、自ら獨裁官たらんことを謀りたり。一八八七年の末、大統領デュル・グレヴィ（Julius Grévy）が多くの貴人、特に大統領それ自らの女婚までを連座せしめたる勳章買収事件に關聯して、其職を辭するの止むべからざるに至るや、デュル・フェリ大統領立候補を宣言したりしも、ブーランシェー黨の後援を有する進歩派の破る所となり、巴里大に亂れんとしたりしが、十二月二日、サティ・カルノー（Sadi Carnot）の大統領當選を以て、國內一時、靜謐に歸し、ブーランシェムに對する反動の避くべからざるを感知せしめたり。然るに極左黨に於けるブーランシェーの後援者、特にクレマンソーのブーランシェーを離るゝに及んで、彼は右黨特に王黨、僧侶黨及びボナパルト黨に接近し、被選舉資格を有せざるに強ひて諸縣に於て代議士立候補を宣し、憲法改訂の問題を提して呼號するに至りたるよりティラール（Tirard）内閣は、一八八八年三月二十六日、彼の職を免じ、彼は、斯くして民意發表の名に於て其非望を遂ぐることを得、議會をして遂に連記投票を廢して、單記投票を恢復するに至らしめたり。

一八八八年四月三日、ティラール内閣倒れてフロクケー内閣の成らんとするや、世人は、彼の内閣の露

西亞政府に及ぼすべき結果を慮れり。蓋しフロツケーの尙若年なりし一八六七年に、アレキサンドル二世の巴里を訪ふや、フロツケーはバレー・ドゥ・ヂュステイス (Palais de Justice) に於て、露帝と會見して、彼が波蘭に好意を有する旨を明言し、次の如き驚くべき詞を以て帝に酬いたり。曰く、「然り。陛下、波蘭萬歳！」と。此暴言は露人の記憶を逸することなく、露國大使モイレンハイム (Mohlenthal) は新大統領に告ぐるに、露帝が恐らくはバレー・ドゥ・ヂュステイスに於て、帝を歓迎したる人物の外務大臣たるを喜ばざるべきを以てしたれば、フロツケーは露國政府の異議なき内閣議長の椅子に倚り(一八八八年四月三日)、ゴブレ (Goblet) を推して外務大臣としたり。陸軍大臣となりしフレシネーは、又軍政を處理すること快刀亂麻を斷つが如く、糧食の問題や、動員の一般的企畫に腐心し、一八八六年五月には、陸軍法案を提し、議會をして之を通過せしめ、之によりて、一八八八年乃至一八八九年を以て佛蘭西陸軍の編制を改め、其武力を加へて、露西亞政府の彼に對せし誤解を解除したり。フロツケー亦、彼が急進黨の同志と同じく、ブーランヂェーと隙を生じ、議會に於ける論争の結果、決闘するに至りたりしが(一八八八年七月十三日)、遂に一八八九年二月、第二次テイヤール内閣に及んで、將軍の運命は窮まり、愛國協會の解散(一八八九年二月二十八日)に繼いで、右に關する訴訟事件あり、間もなく、内務大臣コンスタン (Constant) の機轉によりて、ブーランヂェーは彼の將に逮捕せられんとしつゝあるを知りて、急ぎ白耳義に亡命し(一八八九年四月)、彼の一度び故國を去るや、其名聲、忽にして地に墜ち、高等法院

を構成したる元老院は、直に彼を以て國家の安寧秩序を紊亂したる者として起訴し、其結果、八月、彼は修身禁獄の缺席裁判を受けたり。爾來、ブーランヂェムは全く屏息し、一八八九年九月二十二日、及び十月六日の總選舉に其再起を企らみたる此派の企圖も、又從て失敗を繰り返すに過ぎざるに至りぬ。

第六節 露佛同盟の財政上の起原

ブーランヂェー黨の潰滅によりて、佛蘭西共和國の日に日に其秩序を回復したると、且又露佛同盟のために何等貢獻する所なかりしグレイヴィーとは異なりて、該同盟に反感を懷かざるサディ・カルノーの大統領となりたるは、露帝の滿悅する所、彼は、因つて益々喜んで露佛の有效なる接近を企圖せんとしたり。勿論、彼の自由を束縛するの危険ある正式にして確實なる契約の如きは、彼の考へ及ばざる所なりしも、財政上の結合に由り、露西亞をして、其遙に富める佛蘭西の資力を利用せしめ、以て其國家の機關と軍隊の組織とを改造し、必要あらば之をして獨逸に對抗するを得しめんとするの企を首肯したれば、伯林政府の聖彼得堡政府に對する非友好的にして、一八八七年の末以來獨逸の市場より露國の株券を驅逐することあるや、露國は之に代るべき多額の資本を佛蘭西に求めざるべからざりき。一八八七年の末、ホスキール (Hoskier) なる丁抹の資本家は、己が首唱の下に、巴里に佛蘭西銀行家の團體を組織し、彼れ自ら發起人となりて、佛蘭西政府をして露國の募債に應せしむべく、久しき

に互る商議の結果、一八八八年の中葉に至り、巴里政府をして之を快諾するに至らしめたり。露西亞政府は是に於て、一八八八年十二月を以て四分利附、八十六フラン四十五サンチームを以て五億フランの公債を巴里に發行し、此第一回の募債は好結果を見たりしを以て、露帝は間もなく一八八九年、直に七億フラン及び十二億フランの二箇の募債を試み、是れ亦前回に劣らざる成功を博し得たり。爾來、引續き露國大藏大臣は、佛蘭西の財力に訴ふる所あり。尙、初の資本は國債整理用のものなりしも、後には、露國の外方に於ける勢力を鞏固ならしむべき大事業を繼續し、若くは企畫せんことを目的とし、斯くて數年前より工事中にありて且、露國の勢力をアフガニスタン方面に於て擴大せんが爲に重要なトルキスタン鐵道を完成し、又その目指す處は太平洋にあり、他日、露西亞をして支那を包圍し、斯くして滿洲を経て北京に到らしむべき西伯利亞鐵道を發案したり。

佛蘭西は又、露西亞をして獨逸に拮抗せしむべく彼の武備を完成せしめんと努め、露帝の弟なるウラディミール(Wladimir)太公の巴里に赴き、當時、佛蘭西軍隊の所持せるルベル銃を研究せんとするや、之が模型を作りて與へたるが、此後、聖彼得斯堡政府の派遣せるフレデリックス(Fredericks)將軍は、露西亞陸軍の採用すべき新式小銃を示し、佛蘭西の工場にて該小銃五十萬挺を製造せん事を申出でたるが、當時フレシネーは、「吾人は此等の小銃が、吾人に對して放たるゝものにあらざらん事を信ぜんと欲す」と述べ、露國大使モレーンハイムは、之を肯定保證したれば、右註文は間もなく履行せられたりき(一八八九年)。

第七節 ウィルヘルム二世及びビスマルクの不和

斯くて露佛間の友情は、幾度となく確保鮮明せられて、兩國の同盟は最早、疑を挾むの餘地なきに至りたるも、伯林政府と露西亞政府との間には常に親交あるの觀あり。露帝は、前年、獨逸皇帝の訪問を受け、其答禮として一八八九年十月、ウィルヘルム二世を訪ひ、この際、兩元首は、表面上、隔意なきを示したり。こは固より虚偽にはあらざりけるが、萬事に抜け目なきビスマルクは、北方帝國と佛蘭西共和國との一層に親近せんことを恐るゝの餘りに、獨逸同盟をして一時弛緩せしめ、ウィルヘルム二世をして、今少しく露帝に接近せしめんとし、自ら獨帝に勸言する所あり、萬一、露帝と獨帝フランツ・ヨーゼフ(Franz-Joseph)との間に抗爭の生じたる場合には、露帝に與するの一層に有利なるを説けり。彼れ以爲く、一八七九年十月の條約は、決して不可變のものにあらず。事情に依つては政策を變更するは止むを得ざるなりと。然るにウィルヘルム二世は、依然として維納朝廷に對するの信義を守り、苟も之を裏切らんとするが如きは、帝の夢にも想はざる所なりければ、此點よりして獨帝とビスマルクとの間の感情は、次第に疎隔し、宰相は終に皇帝の寵を失ふに至りたり。以下之に就て少しく説く所あるべし。

第八節 獨帝及びビスマルクの破交

獨帝とビスマルクとの間の和好は、かのウイルヘルム帝の乾杯演說中にも明なることなりけるも、一八八九年の末に至りては漸次消退したり。新帝の性急にして峻峭なる性格は、兩者の關係をして變化せしめたり。虚榮心強くして自我的なるウイルヘルム二世は、永く自ら昔時の宮宰を以て任せる全能の宰相が傳育の下にあり、愾然として君主の虚器を擁するに止まるが如きに堪ふる能はざりしが、久しくウイルヘルム一世に對して常に己の欲する如くに振舞ひ、フリードリッヒ三世の時代に於ても甚しく歓迎せられざるながらも、兎も角も樞要の人物と認められて、二十有五年來、殆んど無限の權力を自在に行使し來りたるビスマルクも亦、その自ら己の教へ子を以て目せる政治教育の未だ不十分なる若年の皇帝に屈するを好まず、倨傲粗野にして耐忍力に缺乏せる彼は、其教へ子たる皇帝の前に、敬意と満足とを装ふこと能はざりき。蓋し斯くの如きは、自己の満全無過誤を信する彼の嫌忌する所にありしなり。彼の帝國議會に於ける演說は、數年來、其神經過敏を一層に増進したるが、是れ恐らくはモルヒネの亂用に依るものたるべく、之と同時に彼の息にして嘗て外務大臣秘書官たりしヘルベルト (Herbert) は、父の如き功績もなきに父よりも更に尊大となりて、彼の相續者たらんことを渴望して皇帝の不興を買ひ、皇帝をして最早、彼が施政の妨礙となるべき内閣閣の永續を欲せざらしむるに至

れり。皇帝はビスマルクの子息は、勿論、その父をも一掃することを得べきを信じたりき。

皇帝と宰相との間の不和の秘因は、對露問題に關する兩者の意見の相違のみにはあらず。既に皇帝が一八五二年の閣令をも顧みずして、普魯西の内閣員と私に交渉し、之に訓示を與ふるの習慣にも存在しき。蓋し此閣令は、豫め内閣議長の合意を経ずしては、何等の立案をも行ふを得ず、又何事をも企畫し得ざる事を規定するものなればなり。一八六二年以來、ビスマルクは普魯西の内閣議長の地位を占め來りたるが、彼が屢々フリードリッヒスルエ、ファルツイン或は其の他の別荘に滯留して、伯林を留守にしたる事は、ウイルヘルム二世に對する彼が此點の主張の根據を薄弱にし、皇帝の親裁をして愈々以て自然の成行なるが如くならしめたり。最後に宰相と皇帝との意見の相違は、社會問題に關して最重大にして、二人者は斷じて同一の解釋を下すを肯んぜざりき。ビスマルクは一八七八年、帝國議會をして社會問題に關するドラコン的法律を採用せしめ、一八九〇年まで連續之を再新せしめたるが、一八九〇年の初め、議會は尙之を續行するの意圖なりし所、追放問題に關し法律の制裁を輕減せん事を主張する多數の反對者起りて、ために第二議會の形勢、政府の敗北に歸すべきを想はしめたるに、皇帝は、此改訂を非なりとせず、之によりて却て、勞働者階級を改善せしめ得べしと傲語したり。是に於てか暫時帝都より不在なりしビスマルクは、久し振りにて突然、歸京したるに(一月二十四日)、こは既に彼の敵の彼が不在に乗じて、彼を陥るゝの策を講じ了りし後にありき。ビスマルクはウイ

ルヘルム二世が公然反對黨に同じて法案訂正に意ある旨を披瀝するを見て、直ちに彼の地位を失へる事を知りたるが、同日、宮中に開催せられたる御前會議は、二箇の法案を審議し、法律に由り労働時間、労働年齢並に労働方法を定めて、労働者の健康、道徳及び經濟上の需要を保障せんとし、即ち嶺山に於ける労働、日曜日の労働及び一日の仕事の時間、其他に關する問題をば労働者に利益あるやうに解決する事となりたり。ビスマルクは此法案を打破るべく最後の奮闘を試みて曰く、「人々が労働者に時、君の労働は過ぎざるやを問ふべく、各労働者の肩の上に守り神を置くべき日は到來せん」と。彼は、變災や、老年労働者の退隱を保障すべき法案を以て十分なりとし、それ以上に進むことを以て無用否危険なりとしたるに、皇帝は之に従はざりければ、ビスマルクは、該問題攻究の爲めの萬國會議を開催せん意向を洩らし、皇帝は即刻、之を嘉納したり。

第九節 ビスマルクの革職

翌二十五日、保守黨は餘りに寛に過ぐとして、同時に進歩黨及び急進黨は嚴に過ぐとして、共に此社會政策法案に反對したるが、議會は間もなく閉會して總選舉は懸て行はるゝ事となりたり。後數日にしてウイヘルム皇帝は(二月四日)、勅令二件を公にして、該問題を聯邦參議院に委し、又三月十五日を以て此等の問題を論議すべき萬國會議を柏林に召集すべきを令したれば、茲に至りて皇帝と宰相

との乖離は最早疑ふべからざるに至れり。

ビスマルクは心甚だ平かならずして、參議院が皇帝に反對の決議を爲さん事を期待したるに、彼の所期は裏切られて參議院は一切に承認を與へたり。彼はよつて二月十四日、皇帝の名を以て列國に向け、萬國會議參列の招待状を發したるに、之と同一性質の會議が既に之より先、瑞西政府の召集する所となりつゝありければ、ビスマルクは瑞西政府にして飽く迄も其企畫を支持するに於ては、柏林會議の用なかるべしとしたりしに、瑞西は却て自國の計畫を斷念したり。是に於てビスマルクは更に佛蘭西政府が其社會黨の動かす所となりて、彼が代表員の選擇其ものに由り、且は柏林會議參列の拒否によりて、皇帝の企畫をして失敗に終らしめん事を期待したりしに、之とても案に相違して、ティライル内閣は、會議が參列列國に對する制裁として強制的方策を採用するなからん事及び其決議が單に理論的性質を有するに過ぎざるべき事を條件として參列を承諾し、佛國議會又之を承認し、政府は非常なる細心と慎重とを以て如何なる保守的政府と雖、敢て懸念するの必要な代表者を選定したり。斯くて總選舉は獨逸全國に亙りて行はれたるが(一八九〇年二月二十日—三月一日)、其結果、進歩黨は著しく増加して三十二名となり、社會民主黨も亦激増して三十四名を算へ、從來政府の味方たりし保守黨及び國民自由黨は之に反して著しく其議席を失ひ、ビスマルクの敗北に歸せり。彼は多數を制する新興黨の集團を議會に作らざるを得ざりき。

一擧にして勝敗を決せんとしたる彼は、三月十日頃、普魯西の内閣大臣をして、彼等の案を皇帝に差出すに先だちて先づ宰相と協議すべきを命ずる一八五二年の閣令を嚴守せしむるの要あるを思ひ、此方針を皇帝にも適用せんとしたるに、皇帝は極力、之を否認し、爲めに皇帝と宰相との間に大なる確執を生ずるに至りしが、皇帝は、一八五二年の閣令を廢棄するの希望を有する旨を正式に明かにし、且此問題に關するビスマルクの説明を求めたり(三月十三日)。宰相は出来るだけ此事件を遷延せしむべく、自ら此業に着手したるを裝ひたるも、皇帝の眞意明かならず、爾來、皇帝と宰相との反目は正に其頂點に達せるが如くにして、ウィルヘルム二世は一意汲々としてビスマルク公を脱却すべき口實を求め、その單に尤らしからんことを求むるのみにて、之が善惡の如きは毫も問はざりしなり。

皇帝の發見したる口實は左の如し。帝國議會中央黨の主將ウィンドホルスト(Windthorst)は、三月十四日の早朝、ウィルヘルム・ストラッセルなるビスマルク邸を訪ひて之と會見を遂げたるが、蓋しビスマルクは、ウィンドホルストが、如何なる條件の下に、政府、ビスマルク及びビスマルクの與黨と提携して之を助ぐべきかを知らんと欲したるなり。然るに探偵は此の訪問につき纏ひて、情報を皇帝に奏上したれば、帝は同日夕を以て直ちに文事秘書官長ルカーヌス(Lucanus)をビスマルクの許に遣し、彼が議員と行はんとする政治上の交渉に關しては、豫め國王に暗示するあらんことを求めしめければ、ビスマルクは憤然として答へて曰く、「乞ふ往て陛下に告げよ、余が決して何人とも越權の交渉をなした

しことなきを」と。

されどウィルヘルム二世は、之をば其の儘に濟まさず、翌朝(三月十五日)、彼は猶急自ら總理大臣の官邸に赴き、猶、寢褥にありしビスマルクをして直に離床せしめ、これより皇帝と公との間に激烈なる論争始まりたり。ビスマルクは此の際、憚る所なく斷言して曰く、「臣は臣と議員との關係に就て何等の拘束を受くることを欲せず」更に「朕が君主として之を命ずるに？」てふ皇帝の詰問に答へて、ビスマルクは「皇帝の命令も、臣が妻の室房の扉以内に入るを得ず」と斷じ、且、附言して曰く、「臣は先帝の正式に言明せられたる要請に基くにあらざれば、爾後、宰相の地位に止まらず」と。由りて辭意を申し出でたるに、皇帝は彼をして之を思ひ止まらしめんとせしめて去れり。

皇帝はビスマルクが直に書面を以て其辭任を申し出づべきを推したりしも、されどビスマルクは此點に就て未だ十分の決心を爲せるにあらず。彼は嘗て辭任を以てウィルヘルム一世を威嚇し得たりし纏みに倣ひ、同様の手段の又ウィルヘルム二世の寵を回復し得るものとしたりしが、皇帝は今彼の辭職を要求し、三月十七日の朝、軍事參議會長フォン・ハンケ(De Hancke)を、ビスマルクの許に遣はして皇帝が公の辭任を待ちつゝある事、午後二時を期して辭表を差出すべき事を告げしめたり。是に於て宰相は、益々尊大の態度を持って辭表の作製には、尙多くの時間を要する事、奥國皇帝の其大臣を罷免せしむる極めて單純なるが、獨逸皇帝にして若し待つに時を以てする事を欲せずんば、須らく奥國皇

帝に倣ふに如かざる旨を答へ、且彼の辭職の獨逸帝國にとりて極めて不幸なる結果を齎すべく、後悔臍を嚙むも及ばざるものあるべきを告げ、又彼が斷じて斯くの如き卑屈なる奉仕を敢てすること能はざるを明言したり。彼は當時、既に其腹心たるプッシュを召致し、彼の力を藉りて己の書類を類別、始末し、之を隱匿すべく忙殺せられつゝありたるも、彼は尙、全く望みを棄てず、その夕、閣員を集めて閣令に關する己の説を説き(されど閣令は既に閣員全部に由りて蹂躪せられ、又は將に蹂躪せられんとしつゝありしなり)、且皇帝に侍して公に都合よき行動を採らしめんとしたりしが、こは最早其效なく、皇帝は此由を耳にして、斯かる行動の爲すべからざる事、ビスマルクに對する自己の決心の斷として動かすべからざる事を閣僚に告げしめたり。

同日夕刻、ルカーヌスは、再び皇帝に代りて公の辭任を催促せしかば、ビスマルク乃ち答へて曰く、若し余の辭職にして爾く緊急を要するものたらんには、余は唯、免職せらるゝの他なし。余は特に重大なる法令を編纂するの餘裕を有せん事を欲するの外他なく、余は此點に於て、歴史の前に之が責任を感ずるものなりと。茲に於てルカーヌスは皇帝が公に與ふべき報謝に就て語り、公にラウエンブルグ(Lauenbourg)公の稱號を授け、且資産を授與せんとせられつゝある旨を告げたるに、言資産に及ぶや、公は最早、其憤怒の情を抑ふることを能はずして叫んで曰く、『郵便脚夫たらんには、彼等は新に酒手を貰ひ受くることなるらん。されど、余は斯の如き酒手を以て余の過去の經歷を杜絶する能はざるなり』と。

尙彼は緩々信書を認めて、詳に彼の全政略を説き、特に改めて一八五二年の閣令の廢棄に賛同する能はざる旨を記入したり。十九日の夕、彼は社會問題會議の佛蘭西代表者を晚餐に招待して(こは三月十五日を以て皇帝の次第書通りに開催せられたるものなり)、華やかなる宴を張り、結局三月二十日朝を以て皇帝の待てる辭表を捧呈せんことを欲しつゝある折しも、ルカーヌスは二通の勅書を携へて再び公を訪へり。其第一は、ビスマルクが多年の勤勞を嘉して、公をラウエンブルグ公に封する旨を認めたるものなりしが、公は之を見て云へり、『こは余をして微行の旅を敢てするを得しむるものか』と。第二の勅旨は、彼を騎兵大將に任じ、陸軍元帥の地位を與ふるものなりき。

斯くして萬事は終りたり。獨逸帝國を建設し、久しきに亙りて歐洲を戰慄せしめ、全歐洲の牛耳を握りたる全能の宰相も、僅々三十歳の小冠者に過ぎざる其君主の免する所となれり。彼に慊らざりし皇帝は、公の君側に在らざるを以て不可なしとし、遂に之を逐うて一私人の地位に顛落せしめたるなり。ビスマルクはこれより伯林を去るべき準備に着手したり。彼はビスマルク家の名の十分に名譽とするに足るべきを以てして、斷乎としてラウエンブルグ公の稱號を拒絶せり。彼は又ウィルヘルム一世の墓前に、花環を捧ぐべくシャルロットンブルグ(Charlottenbourg)に詣で、三月二十六日、暇乞の爲めに皇帝に謁見したるが、帝の態度は冷淡にして端正なりき。次いで公は、彼を嫌忌して止まざりしヴァクトリア皇太后に感勸なる別れを告げて、二十九日、終に伯林を辭したるが、尊敬と同情とを彼に

寄せたる群衆は、別れを惜みたりき。斯くて彼は満々たる不平を包みつゝ、フリードリッヒスルーエに退隠し、死に至るまで彼に汚辱を與へたる皇帝を難するの言を絶たず、又時に煽動的なる意見を發表して、彼の持したりし政策の幾分をすつばぬき、その失權を恨むの情、綿々として盡きず、以て快々として樂まざるの晩年を終りたり。彼が皇帝の寵遇を回復する由もなくして、歿かりたるは一八九八年のことなりき。

當時、思慮ある人々の間には、ビスマルクの此失脚が、獨逸の政治方針に大なる變化を及ぼし、從て歐洲全局の形勢を顛覆するが如きことなかるべきかを怪む者少からざりけるも、新皇帝が暫く深慮ある政策を取りたるより、斯かる懸念は實現せらるゝには至らざりき。されど、實を云へば外交界最近の趨勢は、早くも、其論理的の進路を追求し來りて、ビスマルクの失脚前に於て全く蓋然的なりし露佛同盟は、彼の失脚後に至つては殆ど必要の大勢となるには至りたり。

第六章 社會問題伯林會議よりクロンスタットの

露佛交驩に至る (一八九〇—一八九二)

第一節 社會問題伯林會議 (一八九〇)

ビスマルク退き、カプリヴィ(Capriivi)彼に代つて宰相となりたれど、二月、ウイルヘルム二世の首唱し

たる社會問題萬國會議は、之が爲めに毫も阻碍せらるゝ事なく、一八九〇年三月十五日を以て伯林に開催せられ、普魯西王國商工大臣ベルレプシト(Berlepsch)男爵を議長として、三月二十九日まで、正則に議事し、會議するもの七回にして、最後に工場及び鑛山に於ける労働規程に關する最終の決議書に調印するに至り。各國殊に佛蘭西は幾多の保留を以て此カイゼルの招待に臨みたるものにして、該決議書たる、正確に之を言へば、採用政府に對する一箇の協商にあらず、又毫も強制的性質を有する法案にもあらず。單に此の會議に列せる人々が獨逸皇帝の提出せる問題に關する彼等の意見及び其政府の意見を發表したる決議たるに過ぎざりしなり。全部六章に分たれ、其第一章は鑛山労働規程と題し、地下労働に従事すべき少年の年齢限度を十四歳とし、南部地方にては殊に十二歳とし、婦女子の地下労働を禁じ、又労働衛生や労働者技師間の親善關係を確保せんがため、竝に仲裁に由り同盟罷工を豫防せんが爲めの方策を講ぜんことを希望したり。

第二章(日曜日労働規定)は、作業を中絶すること能はざる種類の仕事は例外として、一週一日の休息を被保護者並に總ての産業労働者に與ふる事とし、而して此日を日曜日と定めんことを決議せり。

第三章(幼業者労働規程)にては、南國に於て十二歳未満の幼者の工場労働を許さず、十二歳未満の兒童は初等教育を終了したる後にあらざれば工場に入る事を許さず、且十四歳以下の兒童にありては夜間及び日曜日の労働を禁じ、又其現業の一日六時間以上に互るを許さず。

第四章は即ち少年者の労働に關するものにして、其最終決議として十四歳乃至十六歳の少年労働者は、夜間及び日曜日に労働するを禁じ、其現業は一日十時間を超ゆべからず、十六歳乃至十八歳の少年者の夜間労働、日曜日労働及び非衛生的又は危険なる作業にあつては、必ず保護を加ふべき事を定む。

第五章は即ち婦人の労働規程に關するものにして、十六歳乃至二十一歳及び二十一歳以上の婦女子は、其一日の仕事が十時間以上に互らざる場合の外、夜間労働する事を許さず、非衛生的なる或は危険なる作業に従事する上述の婦人に對しては、保護を加ふべく、又産婦は分娩後四週日を経過するにあらざれば労働に従ふを許さず。

第六章は、本會議の決定條款の實行法を規定す。此決議に據れば、各國政府にして本會議の定めたる所を實行せんとせる場合には、特殊の役員をして之が實行を監督せしむべく、之に關する報告を、關係政府に預ち、之が統計を徴して、之をば本會議の議題となれる問題に因り、各國が制定したる法規と共に各國に通信すべし。これ關係列國をして其考察を練成し、其法規を改廢完成するの機會を得しめんがためなればなり。

之を要するに、此會議は、何等實際的又は直接的なる結果を齎すことなかりしと雖、亦實にウィルヘルム二世の精神的の成功たりしと同時に、獨逸政府を利するものたりしを失はざりしなり。

第二節 プリュッセル奴隸制度廢止萬國會議

獨逸政府は、此の後、幾くもなくして又一つの國際會議を以て成功を博し得たりき。そは獨逸政府並に英國政府の首唱に係り、一八八九年十一月より一八九〇年七月に涉りてブリュッセル(Bruxelles)に開催せられたるものにして、その目的とする所は、阿弗利加に於ける黒人賣買の防止の爲めに採るべき方策を議せんとするものなりき。

一八一四年及び一八一五年以來、文明國の注意する所となりたる黒人賣買の患害は、阿弗利加殊に其コンゴ流域、西阿地方並に東阿地方に於て特に甚しく、歐洲諸國も今や體面上、之を放棄すること能はざるに至れり。これより先、伯林政府はザンジバル・スルタンの領土の海岸地帯よりタンガニカ湖(Tanganyika)のあたりにかけての地方に、其主權を樹立したるに(これ所謂獨逸領東部阿弗利加なり)、奴隸商人は、之に抵抗したるを以て隣接地方の主人たる英國政府と議りて、此忌むべき商賣を撲滅するの策を講じ、斯くて兩國は、彼等と同じく奴隸賣買問題に腐心せる佛蘭西及び葡萄牙と結びて、一八八八年より翌年十月までザンジバルの海岸を封鎖し、更に此弊患を救済するの手段として、かのアルヂェリアの監督僧カヂナル・ラヴィヂユリー(Lavignerie)の意圖に倣ひ、國際會議を開かんことを欲したりしと、遂に其運びに至らざりき。然るにコンゴの利益、乃至この種の企畫の成否に就ては、以

上の諸國よりも關係する所大なりし白耳義政府は、大に此國際會議に賛同し、一八八九年五月を以て、白耳義と同じく黒人賣買を禁止せんと欲する諸國に、國際會議開催の議を提し、列強は固より、尙小國若干の同意を得、斯くして一八八九年十一月十八日、其代表者をブリュッセルに會するに至れり。會議の終了したるは翌年七月なりき。

白耳義の大臣ランペルモン (Lamberton) 男を議長とせる奴隸制度廢止萬國會議は、先づ領土問題の會議の權能外に屬するものなるを宣言したるが、然るに、それにも拘らず、幾くもなくして領土問題は出現し、爲めに、若干國の間に可なり猛烈なる論争を惹起したりき。

第一にウッチアリ (Ucciali) 條約以來、自ら以てアビシニアの保護權を有すとせし伊太利は、間接に彼がこの主張を明白ならしめんと欲し、伊太利の宗主權の下にあるアビシニア帝は、此會議に列すべく、仍つて、伊太利はアビシニア帝を代表すべきものなるを主張したるに、マッサウアーの割讓以來、デルヴィシユとの對抗上、伊太利の助力を要したる英國は、敢て之に反對するの意向なく、又實際、反對せざりしに、アビシニアに於て宗教上の利害關係を有したるの露西亞は然らず、特に英國と事情を異にせる佛蘭西に至りては、已にオボック (Obok) タヂウラ (Tadjourah) デブーティ (Djibouti) を占め、ハルラル (Harar) 及びシヨア (Choa) に於て、少くとも商業上の企圖を有したりしこととて、如何なる事情ありとも、羅馬政府のエチオピア (Ethiopia) を占領して佛蘭西の不利を來すが如きを欲せざりき。是に於

て羅馬政府は、名義上、アビシニア帝をして此會議に加はらしめんとしたる彼の發案を放棄し、且、此後に至りて伊國の要求を承認せしむべく、他の方法に着手するの止むを得ざるに至りき。

會議の初めに方り、此種の今一つの紛議の起りたる爲め、會議は二ヶ月の間、空しく遲滞したり。葡萄牙は、ザンベジ (Zambéze) の北方なる阿弗利加内地に位して、大西洋沿岸の葡萄牙植民地と印度洋沿岸の植民地との間を聯絡すべき廣大なる領土を占有せんと主張したり。これリスボン政府が數世紀來の要求なりしかど、コンゴ國と英國との之に反對し來りたるは、葡萄牙が事實上、決して是等の地方を占領したる事なしてふ理由に基くものなりき。蓋し英國政府は、既に此地方の占領を始めつゝ、ありしものにて、彼は、西南阿弗利加に於ける獨逸の進路を拒し、且又之をダマラランド (Damaraland) ナマカランド (Namaqualand) の植民地並に南阿弗利加諸共和國との聯絡を絶たんとし、一八八五年を以てベチアナランド (Bethuanaland) とカーヤ (Kana) とに染手したるなりき。爾來、彼は阿弗利加南端のケープ植民地とニール流域 (其北方の一部は既に占領せられたるなり) とを縦貫せんと欲して、トランスヴァールの北方なるマタベル族地方に保護權を確立し (一八八八年)、マシヨナ (Mashona) 部族 (Barotsés) 地方、マニカ (Manica) 並に其他の地方に接し、之に由りて、ニアッサ湖 (Nyassa) バングエオ湖 (Bangouéolo) モエロ湖 (Moïro) 及びタンガニカ湖 (Tanganika) 地方に其權力を確立して、英領中央阿弗利加を建設したるを以て、一八八七年八月十三日、這般の勢力範圍の要求を放棄すべきを葡萄牙に

勸告して其の此處に入らんとするを拒み、かの大膽にして經略に富めるセシル・ローツ(Cecil Rhodes)の首唱の下に、英國南阿弗利加會社(特許會社)を創設して、他くまでも其事業を遂行せんとするものなるを示し(一八八九年十月二十七日)、コンゴ國も亦、コンゴ河左岸なる諸支流の流域内に出来るだけアンゴラ(Angola)植民地を壓迫するを自國の利なりとしたれば、リスボン政府は、一八八九年十一月九日を以て、所謂マシヨナとニアッサ湖地方とを包含したるモザンビック(Mozambique)後地なるものを設けて之に酬いたるに、英國政府は(十一月二十一日)、此等の葡萄牙布告に頓着せざるべきを宣し、葡萄牙が已にセルバ・ピント(Serpa Pinto)少佐をして、上記地方を警備せしめつゝありしを以て、一八九〇年一月十二日、更に、葡萄牙のマタベル族地方、バロッエ族地方並にマニカ、マシヨナ、ニアッサの諸地方を放棄すべきを打電督促したり。國勢兎角に振はずして、久しく英國の商業上の保護下にありし葡萄牙は、是に於てか爲すべきの術なくして、一八八五年二月二十六日の最終決議書により本問題を仲裁裁判に附せんことを申し出でたるに、英國は、之に承諾を與へず。今は列國の彼を援助せんとするものすらもなかりければ、葡國も一八九〇年八月二十日の條約を以て、殆ど全く英國の要求を承認するの止むなきに至り、其議會の該條約峻拒も何の效なく、更に數ヶ月の後、殆ど之と同様なる契約を結びて(一八九一年六月十一日)モザンビックとアンゴラとの聯絡を永遠に斷念するに至りたり。論争百出の爲め一旦中止したるブリッセル會議は、一八九〇年二月二十四日、改めて開會せられて、

爾後數ヶ月の間持續したり。その間、會議の頓挫せんとするもの一再ならざりき。武器の輸入、酒精の輸入賣買、商業用の目的なりとせらるる、船舶來航の權利及び國際警備隊設置等の討論に關する場合、殊に議長ランベルモンが、一八八五年二月二十六日の決議書に、外國商品の自由輸入を許可せるに反對し、コンゴ國に與ふるに、外國商品に關稅を課するの權利を以てすべして五月十日の提議の如き然りき。

コンゴ國は關稅によりて其資を得るの途を杜絶せられたる爲め、其財政は幾くもなくして窮迫し、一八八八年の一億五千萬フランの借款も、期待したる程の成果を擧げ得ざりければ、白耳義議會は、一八八九年、一箇の法案を制定して、マタディ(Matadi)よりスタンリ・プーン(Stanley-Pool)迄敷設せらるべき鐵道資金の二萬株を抵當に一千萬フランをコンゴ國に貸與したり。さればコンゴ國內の財難に付て己の責任の益々重きを覺悟したるレオポルド王(Léopold)は同年八月二日、一通の遺書を認めて、コンゴ國を白耳義に遺贈し、尙若しコンゴ領と親密なる關係を結ぶの國家に取りて都合よしとせば、彼は其死を待たずして直に之が處理を國民の裁定に委ねべき旨を述べたり。然るに翌年に至り、王の遺贈書の發表に接したるの白耳義議會は、コンゴに對する新借款に協賛を與へて、七月三日、十ヶ年間、無利子にて二千五百萬フランをコンゴに貸附し、其代り十年の終りに於て此國を合併するか、或は更に十年間猶豫して、元金及び利子を支拂はしむるかを決するの權利を白耳義に賦與する一